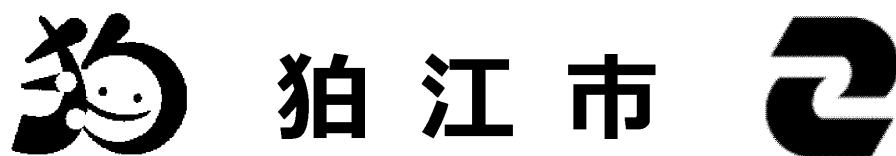

平成 24（2012）年度版

障がい者（児） 福祉のしおり

福祉保健部 福祉サービス支援室
☎ 03-3430-1111（代表）



障がい者（児）福祉のしおり

平成 24（2012）年度版

障がい者福祉のしおりを利用する前に

このしおりは、狛江市内にお住まいの障がい者（児）とその家族の方々に、制度やサービスについて紹介し、日常生活の手引きとして活用していただくものです。

- * 各項目の内容は、紙面の都合により簡単に記されています。
事業によっては所得や障害程度、内容などに
制限のある場合もあります。詳しくはお問い合わせください。
- * この“しおり”では法令に定められている名称や固有名詞を除いて、言い換えられる場合は「障害」や「障害者」を「障がい」、「障がい者」と表記しています。
- * 平成 23 年 10 月 1 日現在の内容で作成しましたが、可能な限り直近の情報を掲載し、平成 24 年度版としています。
内容について、金額や制度の変更等がある場合があります。
- * 市内に転入された方は各手続きの際に前の住所地の
所得証明が必要になる場合があります。

目 次

巻頭 障害程度別該当事業一覧表	P 1～6
-----------------	-------

障害福祉サービスのしくみ	P 7～14
--------------	--------

1 相談したい P 15～38

1－1	狛江市福祉保健部（福祉総合相談）	P 15
1－2	狛江市社会福祉協議会	P 16
1－3	狛江市障害者地域自立生活センター・障がい者就労支援センター サポート	P 16
1－4	狛江市地域生活支援センター リヒト	P 18
1－5	相談支援センターみずき	P 19
1－6	身体障がい者相談員・知的障がい者相談員	P 19
1－7	民生委員・児童委員	P 20
1－8	手話通訳の配置	P 21
1－9	難病者相談	P 22
1－10	こころの健康相談室（精神保健相談）	P 22
1－11	東京都心身障害者福祉センター（本所・多摩支所）	P 23
1－12	東京都世田谷児童相談所	P 25
1－13	東京都多摩府中保健所	P 26
1－14	東京都立中部総合精神保健福祉センター	P 27
1－15	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	P 27
1－16	東京都発達障害者支援センター（T O S C A）	P 28
1－17	東京都障害者福祉会館（福祉相談）	P 29
1－18	東京都盲ろう者支援センター	P 30
1－19	東京聴覚障害者自立支援センター	P 31
1－20	知的障害者青年期相談室（明るい相談室）	P 32
1－21	高次脳機能障がい者相談	P 32
1－22	東京都難病相談・支援センター	P 33
1－23	東京都医師会（難病医療相談）	P 34
1－24	盲・ろう・肢体不自由・発達に遅れのある子どもの就学相談	P 35
1－25	東京都立小児総合医療センター（こころの電話相談室）	P 36
1－26	法律相談（福祉相談）	P 37
1－27	日本司法支援センター（法テラス）	P 38

2 手帳のこと・・・P39～46

- 2-1 身体障害者手帳・・・P39
【参考】身体障害者障害程度等級表・・・P40～42
- 2-2 愛の手帳・・・P43
【参考】愛の手帳判定基準表・・・P44
- 2-3 精神障害者保健福祉手帳・・・P45
【参考】精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準表・・・P46

3 介護やケアのこと・・・P47～53

- 3-1 居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・同行援護・行動援護等・・・P47
- 3-2 療養介護・・・P48
- 3-3 生活介護・自立訓練・・・P49
- 3-4 短期入所（ショートステイ）・・・P49
- 3-5 日中一時支援事業・・・P50
- 3-6 移動支援事業・・・P50
- 3-7 ガイドヘルパーネットワーク・・・P51
- 3-8 訪問入浴サービス・・・P51
- 3-9 重度脳性麻痺者介護人派遣事業・・・P52
- 3-10 在宅重症心身障害児（者）訪問事業（都制度）・・・P52
- 3-11 笑顔サービス（有料家事援助サービス）・・・P53

4 手当・年金のこと・・・P54～68

- 4-1 心身障害者福祉手当（都制度・市制度）・・・P54
- 4-2 東京都重度心身障害者手当（都制度）・・・P55
- 4-3 特別障害者手当（国制度）・・・P56
- 4-4 障害児福祉手当（国制度）・・・P57
- 4-5 特別児童扶養手当（国制度）・・・P58
- 4-6 児童扶養手当（国制度）・・・P59
- 4-7 児童育成手当（育成手当）・・・P60
- 4-8 児童育成手当（障害手当）・・・P61
- 4-9 難病者福祉手当（市制度）・・・P62
- 4-10 障害基礎年金（国民年金）・・・P64
- 4-11 障害厚生年金・障害手当金・・・P66
- 4-12 特別障害給付金・・・P67

4-13	東京都心身障害者扶養共済制度	P 68
------	----------------	------

5 医療のこと P 69~78

5-1	心身障害者（児）医療費助成制度（マル障）	P 69
5-2	自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）	P 70
5-3	小児慢性疾患の医療費助成制度	P 72
5-4	小児精神障害者入院医療費助成制度	P 73
5-5	難病者医療費助成制度（マル都）	P 73
5-6	特定疾病療養受療証制度（マル長）	P 74
5-7	B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度	P 75
5-8	養育医療	P 75
5-9	大気汚染医療費助成	P 76
5-10	乳幼児医療費助成制度（マル乳）	P 76
5-11	義務教育就学児医療費助成制度（マル子）	P 77
5-12	ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）	P 78

6 税金・公共料金のこと P 79~91

6-1	障害者控除（所得税・住民税）	P 79
6-2	住民税の非課税	P 80
6-3	自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免	P 80
6-4	利子所得の非課税（マル優制度）	P 81
6-5	贈与税の非課税	P 82
6-6	相続税の軽減	P 82
6-7	個人事業税の減免	P 83
6-8	都税納税通知書の点字サービス	P 84
6-9	関税の免除	P 84
6-10	水道・下水道料金の免除	P 85
6-11	N H K受信料の減免	P 86
6-12	N T T電話番号の無料案内（ふれあい案内）	P 87
6-13	N T Tファックス 104	P 87
6-14	携帯電話基本料金の割引	P 88
6-15	都立施設の割引制度	P 88
6-16	国立博物館・美術館の無料入館	P 90
6-17	国立劇場・新国立劇場の割引	P 91

7 しごと・はたらくこと・・・・・・・・・・・・・・・・ P92～94

- 7-1 東京しごと財団・・・・・・・・・・・・・・・・ P92
- 7-2 東京障害者職業センター多摩支所・・・・・・・・ P93
- 7-3 あん摩・はり・きゅう師資格養成事業・・・・・・・・ P94

8 日常の暮らしのこと・・・・・・・・・・・・・・・・ P95～124

- 8-1 補装具費の支給・・・・・・・・・・・・・・・・ P95
- 8-2 日常生活用具費の支給・・・・・・・・・・・・・・・・ P96
- 8-3 家族介護用品支給事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P100
- 8-4 車いすの貸出し・・・・・・・・・・・・・・・・ P100
- 8-5 家庭ごみ処理手数料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・ P101
- 8-6 青い鳥郵便葉書の無償配布・・・・・・・・・・・・・・・・ P102
- 8-7 郵便料金の減免・・・・・・・・・・・・・・・・ P102
- 8-8 ニュー福祉定期郵便貯金・・・・・・・・・・・・・・・・ P103
- 8-9 聴覚障がい者用の緊急通報無線システムの貸与・・・・・・・・ P104
- 8-10 ポイント方式による都営住宅・・・・・・・・・・・・・・・・ P104
- 8-11 U R 都市機構の住宅優遇制度・・・・・・・・・・・・・・・・ P105
- 8-12 U R 賃貸住宅の障がい者等住宅相談コーナー・・・・・・・・ P106
- 8-13 自動車運転免許取得費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・ P106
- 8-14 身体障がい者用自動車改造費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・ P107
- 8-15 録音資料・大活字本・点字資料の貸出し・・・・・・・・ P107
- 8-16 対面朗読・・・・・・・・・・・・・・・・ P108
- 8-17 宅配サービス・・・・・・・・・・・・・・・・ P108
- 8-18 録音図書再生機器の貸出し・・・・・・・・・・・・・・・・ P108
- 8-19 声の広報・・・・・・・・・・・・・・・・ P109
- 8-20 広報東京都、都議会だよりの点字・テープ版・・・・・・・・ P109
- 8-21 点字即時情報ネットワーク事業（点字 J B ニュース）・・・・ P110
- 8-22 希望点訳・個人朗読（プライベートサービス）・・・・ P110
- 8-23 専門対面リーディングサービス・・・・・・・・・・・・・・・・ P111
- 8-24 視覚障がい者用図書レファレンスサービス・・・・・・・・ P111
- 8-25 携帯メール 110 番・119 番通報・・・・・・・・・・・・・・・・ P112
- 8-26 字幕つきビデオ・DVD の貸出し・・・・・・・・・・・・・・・・ P113
- 8-27 聴覚障がい者コミュニケーション機器の貸出し・・・・ P114
- 8-28 手話通訳者・要約筆記者の派遣（コミュニケーション支援事業）・・・・ P115

8-29	郵便等による不在者投票	P116
8-30	補助犬の給付	P116
8-31	あいとぴあセンタープール	P117
8-32	チャレンジ学級	P118
8-33	東京都障害者休養ホーム	P119
8-34	旅行者援護センター	P122
8-35	あんしん狛江（地域権利擁護事業）	P123
8-36	成年後見制度利用事業	P124

9 交通のこと P125～136

9-1	JR・鉄道運賃の割引	P125
9-2	都営交通無料乗車券	P126
9-3	精神障がいの方の都営交通乗車証	P126
9-4	民営バス運賃の割引	P127
9-5	こまバス運賃の割引	P128
9-6	こまバスの福祉施設利用者等運賃助成	P128
9-7	タクシー運賃等の割引	P129
9-8	福祉タクシー券の交付	P130
9-9	ハンディキャブこまえ（障がい者移送サービス）	P132
9-10	自動車ガソリン費助成	P133
9-11	駐車禁止の対象除外	P134
9-12	有料道路通行料金の割引	P135
9-13	フェリー運賃の割引	P136
9-14	航空運賃の割引	P136

10 その他の P137～142

10-1	障がい者のマーク	P137
10-2	各種所得制限表	P138
10-3	各種手当金額等一覧	P139
10-4	市内の障がい関係者団体・事業所一覧	P140
10-5	市内の事業所一覧	P141
10-6	公共機関等の一覧	P142

区分	本文 ページ	事業	愛の手帳				身体障害者手帳											
							視覚						聴覚・平衡					
			1 度	2 度	3 度	4 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
手 当	P 54	心身障害者福祉手当	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		
	P55	重度心身障害者手当	△	△			△	△						△				
	P56	特別障害者手当	△	△			△	△						△				
	P57	障害児福祉手当	△	△			△	△						△				
	P58	特別児童扶養手当	○	△			○	△						△				
	P59	児童扶養手当	△	△	△		○	△	△					○	△			
	P60	児童育成手当（育成手当）	△	△			○	○						○				
	P61	児童育成手当（障害手当）	○	○	○		○	○						○				
	P62	難病者福祉手当																
年 金	P64	障害基礎年金（国民年金）	国民年金法施行令別表の障害等級表による。詳細は本文参照															
	P66	障害厚生年金・障害手当金	国民年金法施行令別表又は、厚生年金保険法施行令別表の障害等級表による。詳細は本文参照															
	P67	特別障害給付金	詳細は本文参照															
	P68	心身障害者扶養共済制度	○	○	○	○	○	○	○					○	○			
医 療	P69	心身障害者（児）医療費助成制度（マル障）	○	○			○	○						○				
	P70	自立支援医療（更生医療）					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	P70	自立支援医療（育成医療）	対象となる疾病の児童が対象です。詳細は本文参照															
	P70	自立支援医療（精神通院医療）	対象となる疾病・状態の方全員が対象です。詳細は本文参照															
	P72	小児慢性疾患の医療費助成制度	対象となる疾病の児童が対象です。詳細は本文参照															
	P73	小児精神障害者入院医療費助成制度	対象となる疾病の方全員が対象です。詳細は本文参照															
	P73	難病者医療費助成制度（マル都）																
	P74	特定疾病療養受療証制度（マル長）																
	P75	B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度	対象となる疾病の方全員が対象です															
	P75	養育医療	未熟児で生まれた対象となる方は全員が対象です。詳細は本文参照															
	P76	大気汚染医療費助成	対象となる疾病の方全員が対象です															
	P76	乳幼児医療費助成制度（マル乳）	対象となる年齢の方全員が対象です。詳細は本文参照															
	P77	義務教育就学児医療費助成制度（マル子）	対象となる要件の児童全員が対象です。詳細は本文参照															
	P78	ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）	対象となる年齢の方全員が対象です。詳細は本文参照															
税 金	P79	障害者控除（所得税・住民税）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	P80	住民税の非課税	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	P80	自動車税・自動車取得税の減免	○	○	○		○	○	○	△				○	○		○	

○：該当します △：一部該当します

身体障害者手帳												脳性まひ	進行性筋萎縮症	精神障害者保健福祉手帳			難病	所得制限	年齢制限	窓	口
音声・言語・そしゃく		肢体不自由						内部機能													
3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級			1級	2級	3級					
○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					有	有	福祉サービス支援室	
		△	△					△	△			△	△					有	有	福祉サービス支援室	
		△	△					△	△			△	△	△	△			有	有	福祉サービス支援室	
		△	△					△	△			△	△	△	△			有	有	福祉サービス支援室	
		○	△					○	△			△	△					有	有	子育て支援課	
△		○	△	△				△	△	△				△	△	△		有	有	子育て支援課	
		○	○					○	○					△	△	△		有	有	子育て支援課	
		○	○					○	○			○	○					有	有	子育て支援課	
																	○			福祉サービス支援室	
国民年金法施行令別表の障害等級表による。詳細は本文参照																				府中年金事務所	
国民年金法施行令別表又は、厚生年金保険法施行令別表の障害等級表による。詳細は本文参照																				府中年金事務所	
詳細は本文参照																				府中年金事務所	
○		○	○	○				○	○	○		△	△	△	△	△		有	有	福祉サービス支援室	
		○	○					○	○	○								有	有	福祉サービス支援室	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							有	有	福祉サービス支援室	
対象となる疾病の児童が対象です。詳細は本文参照																		有	有	福祉サービス支援室	
対象となる疾病・状態の方全員が対象です。詳細は本文参照																		有		福祉サービス支援室	
対象となる疾病の児童が対象です。詳細は本文参照																			有	福祉サービス支援室	
対象となる疾病の方全員が対象です。詳細は本文参照																			有	福祉サービス支援室	
																	○	有		福祉サービス支援室	
								△	△	△	△						△	有	有	保険年金課	
対象となる疾病の方全員が対象です																				福祉サービス支援室	
未熟児で生まれた対象となる方は全員が対象です。詳細は本文参照																				福祉サービス支援室	
対象となる疾病の方全員が対象です																				福祉サービス支援室	
対象となる年齢の方全員が対象です。詳細は本文参照																				子育て支援課	
対象となる要件の児童全員が対象です。詳細は本文参照																			有	子育て支援課	
対象となる年齢の方全員が対象です。詳細は本文参照																			有	子育て支援課	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○				課税課	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△	△	△				課税課	
△		○	○	△	△	△	△	○	○	○	△			○						都税総合事務センター	

区分	本文 ページ	事 業	愛の手帳				身体障害者手帳										
							視覚						聴覚・平衡				
			1 度	2 度	3 度	4 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
税金 つづき	P80	軽自動車税の減免	○	○	○		○	○	○	△			○	○		○	
	P81	利子所得の非課税（マル優制度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	P82	贈与税の非課税	○	○			○	○					○				
	P82	相続税の軽減	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	P83	個人事業税の軽減	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	P84	関税の免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公 共 料 金 ・ 施 設 等 の 割 引	P85	水道・下水道料金の免除	△	△	△		△	△	△				△	△			
	P86	NHK受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	P87	NTT電話番号の無料案内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	P87	NTTファックス104											聴覚障がいの方				
	P88	携帯電話基本料金の割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	P88	都立施設の割引制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	P90	国立博物館・美術館の無料入館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	P91	国立劇場・新国立劇場の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
し ご と	P92	東京しごと財団	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	P93	東京障害者職業センター多摩支所	本文参照														
	P94	あん摩・はり・きゅう師資格養成事業					○	○	○	○	○	○					
住 ま い	P104	ポイント方式による都営住宅	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○		
	P105	UR都市機構の住宅優遇制度	○	○			○	○	○	○			○	○	○		
	P106	UR賃貸住宅の障がい者等住宅相談コーナー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日 常 の 暮 ら し や 社 会 参 加	P95	補装具費の支給					△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	P96	日常生活用具費の支給	△	△			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	P100	家族介護用品支給事業	本文参照														
	P100	車いすの貸出し	市内に居住する車いすを必要とする方全員が対象です														
	P101	家庭ごみ処理手数料の減免	○	○	△		○	○	△				○	△			
	P102	青い鳥郵便葉書の無償配布															
	P103	ニュー福祉定期郵便貯金	本文参照														
	P104	緊急通報無線システムの貸与												○			
	P106	自動車運転免許取得費の助成	○	○	○	○	○	○	○				○	○			
	P107	身体障がい者用自動車改造費の助成															

○：該当します △：一部該当します

身体障害者手帳												脳 性 ま ひ	進 行 性 筋 萎 縮 症	精神障害者 保健福祉手帳			難 病	所 得 制 限	年 齢 制 限	窓	口
音声・ 言語・ そしゃく		肢体不自由						内部機能													
3 級	4 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	1 級	2 級	3 級	4 級			1 級	2 級	3 級					
△		○	○	△	△	△	△	○	○	○	△			○							課税課
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○					各金融機関
		○	○					○	○					○							武蔵府中税務署
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					武蔵府中税務署
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		有			立川都税事務所
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					東京税関
△		△	△	△				△	△	△		△	△					有	有		東京都水道局
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		有			福祉サービス支援室
		△	△									△	△	○	○	○					N T T 東日本電信電話株式会社
○	○																				N T T 東日本電信電話株式会社
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				各携帯電話会社
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					東京都建設局公園緑地部公園課
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					各施設
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					国立劇場又は新国立劇場
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				東京しごとセンター 東京しごとセンター多摩
本文参照																					東京障害者職業センター多摩支所
																					ヘレン・ケラー学院
○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○			有			東京都住宅供給公社
○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	△	△	△							独立行政法人 都市再生機構
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					独立行政法人 都市再生機構
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△							有			福祉サービス支援室
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			有	有		福祉サービス支援室
本文参照																					福祉サービス支援室
市内に居住する車いすを必要とする方全員が対象です																					福祉サービス支援室
△		○	○	△				○	○	△		△	△	○	○			有	一部有		清掃課
		△										△						有			福祉サービス支援室
本文参照																					各郵便局
																			有		福祉サービス支援室
○		○	○	○	△	△		○	○	○	○							有	有		福祉サービス支援室
		○	○															有	有		福祉サービス支援室

区分	本文 ページ	事業	愛の手帳				身体障害者手帳											
							視覚						聴覚・平衡					
			1 度	2 度	3 度	4 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
日常の暮らしや社会参加 つづき	P107	録音資料・大活字本・点字資料の貸出し					○	○	○	○	○	○						
	P108	対面朗読					○	○	○	○	○	○						
	P108	宅配サービス					○	○	○	○	○	○						
	P108	録音図書再生機器の貸出し					○	○	○	○	○	○						
	P109	声の広報					○	○	○	○	○	○						
	P109	広報東京都（点字・テープ版）					△	△	△	△	△	△						
	P109	都議会だより（点字・テープ版）					△	△	△	△	△	△						
	P112	携帯メール110番・119番通報											△	△	△	△	△	
	P114	聴覚障がい者コミュニケーション機器の貸出し											○	○	○		○	
	P115	手話通訳者の派遣											△	△	△	△	△	
	P115	要約筆記者の派遣											△	△	△	△	△	
	P116	郵便等による不在者投票																
	P116	補助犬の給付					○						○					
	P123	あんしん泊江（地域権利擁護事業）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
P124	成年後見制度利用事業	△	△	△	△													
レクリエーション	P119	東京都障害者休養ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P90	国立博物館・美術館の無料入館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P91	国立劇場・新国立劇場の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
交通	P125	JR・鉄道運賃の割引	本文参照															
	P126	都営交通無料乗車券	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P127	民営バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P128	こまバス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P129	タクシー運賃等の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P130	福祉タクシー券の交付	○	○			○	○										
	P132	ハンディキャップこまえ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
	P133	自動車ガソリン費助成					○	○	○				○	○				
	P134	駐車禁止の対象除外	○	○			○	○	○	△			○	○				
	P135	有料道路通行料金の割引	△	△			○	○	○	△	△	△	○	△	△	△	△	
	P135	フェリー運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P136	航空運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○：該当します △：一部該当します

身体障害者手帳												脳 性 ま ひ	進 行 性 筋 委 縮 症	精神障害者 保健福祉手帳			難 病	所 得 制 限	年 齢 制 限	窓
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------	---------------------------------	-----------------	--	--	--------	------------------	------------------	---

障害者自立支援法による福祉サービスのしくみ

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを、身近な地域において受けられるしくみになっています。

障害福祉サービス

介護給付

障害程度が一定以上の人に、生活上の必要な支援を行います。

- ◇居宅介護（ホームヘルプ）
- ◇重度訪問介護
- ◇重度障害者等包括支援
- ◇行動援護
- ◇短期入所（ショートステイ）
- ◇療養介護
- ◇共同生活介護（ケアホーム）
- ◇生活介護
- ◇施設入所支援
- ◇同行援護

※ 平成 24 年 4 月から児童デイサービスは児童福祉法になりました。

訓練等給付

身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

- ◇自立訓練（機能訓練・自立訓練）
- ◇就労移行支援 ◇就労継続支援
- ◇共同生活援助（グループホーム）

障がい者・障がい児

自立支援医療

医療費にかかる費用の原則 1 割を自己負担、9 割を公費で負担します。

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療

補装具

補装具の購入や修理にかかる費用の原則 1 割を自己負担、9 割を公費で負担します。

障害福祉サービスを利用している場合は一定の減額があります。

地域生活支援事業

障がい者を総合的に支援する体制をつくり、様々な事業を行います。

- 相談支援事業
- コミュニケーション支援事業
- 日常生活用具費の給付
- 移動支援
- 地域活動支援センター

障害福祉サービスの内容

障害福祉サービスは介護支援を行う「介護給付」と訓練等支援を行う「訓練等給付」があります。

● 介護給付

サービスの名称	内 容	関連 ページ
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	P 47
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	P 47
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	P 48
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。	P 47
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	P 48
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	P 49
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	P 48
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	P 49
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	—
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	—

● 訓練等給付

サービスの名称	内 容	関連 ページ
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。	P 49
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間にわたり、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練などを行います。	—
就労継続支援 A型：雇用型 B型：非雇用型	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。	—
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。	—

● 地域生活支援事業（市町村事業）

サービスの名称	内 容	関連 ページ
相談支援事業	障がい者福祉に関する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用等の支援などを行います。	—
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。	P115
日常生活用具給付等事業	在宅の障がい者（児）の日常生活を容易にするために、日常生活用具の給付又は貸与を行います。	P96
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出のための支援を行います。	P50
日中一時支援事業	障がい者等に対し、日中の活動の場の提供を行います。	P50
訪問入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な方に対し、訪問入浴を行います。	P51
地域活動支援センター	障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	—

● 相談支援事業

平成 24 年 4 月 1 日から相談支援の体制が大きく変わりました。

<指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業>

障害福祉サービスを申請された方（児童）が、サービスを利用するための計画（サービス等利用計画）を相談支援専門員が作成したり、一定期間ごとにご本人のサービスの状況を確認するための訪問（モニタリング）や、一般的な相談を行う事業です。

狛江市が事業所を指定します。現在指定されている事業所は「特定相談支援事業所サポート」（⇨ P 16）、「地域生活支援センターリヒト」（⇨ P 18）、「相談支援センター みずき」（⇨ P 19）の 3 事業所です。

<指定一般相談支援事業>

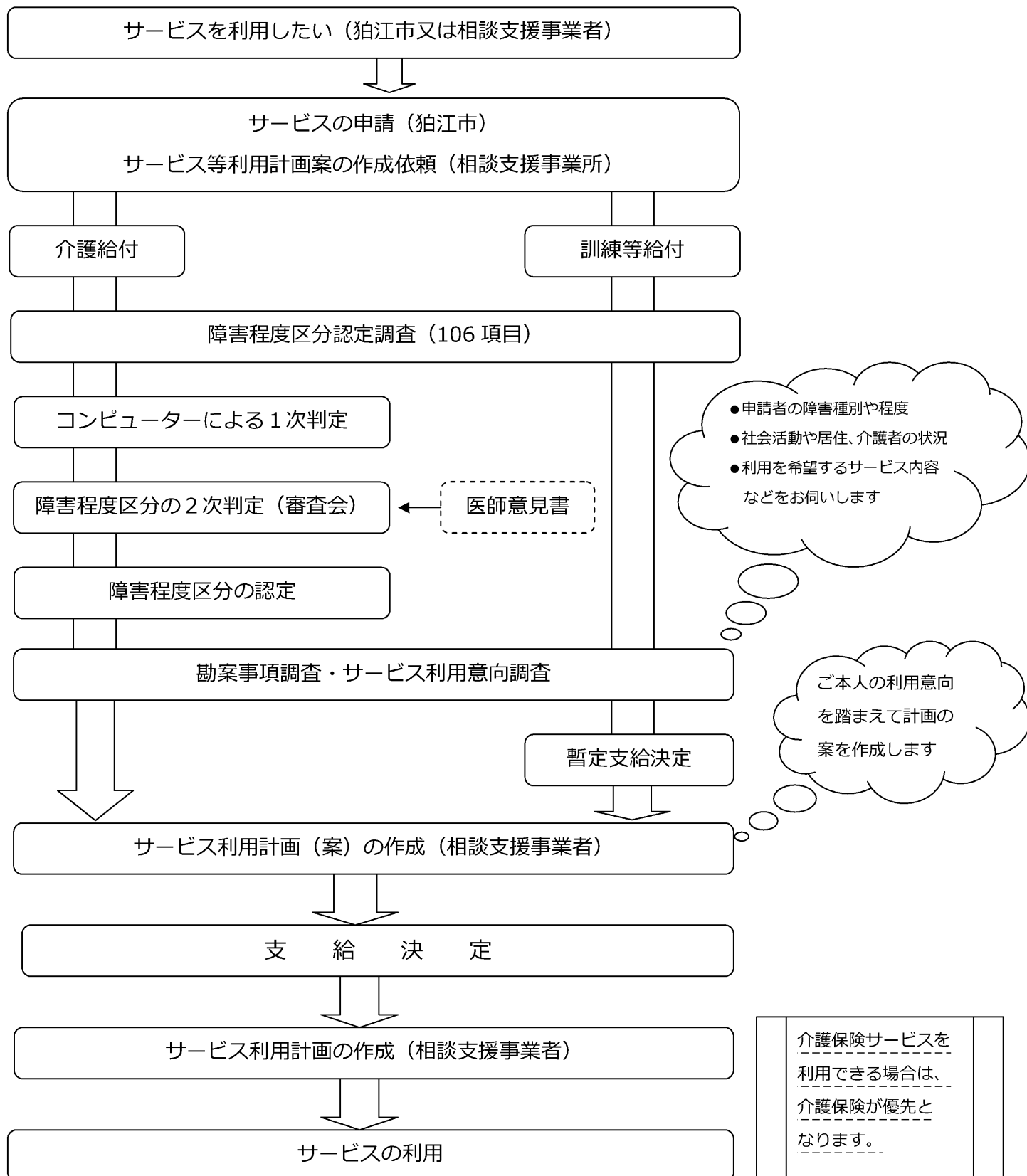
障がい者支援施設や、児童福祉施設、療養介護を行う病院や精神科病院に長期に入院されている方などが地域で生活を移行するための支援（地域移行支援）や、居宅で単身で生活する方や家族と同居している方のうち、家族の方が障がい等により緊急時の支援が出来ない状態にある方や、家族と離れて 1 人暮らしをする方の支援（地域定着支援）や、一般的な相談を行う事業です。

東京都が事業所を指定します。現在指定されている事業所は「地域生活支援センターリヒト」（⇨ P 18）、「相談支援センター みずき」（⇨ P 19）の 2 事業所です。

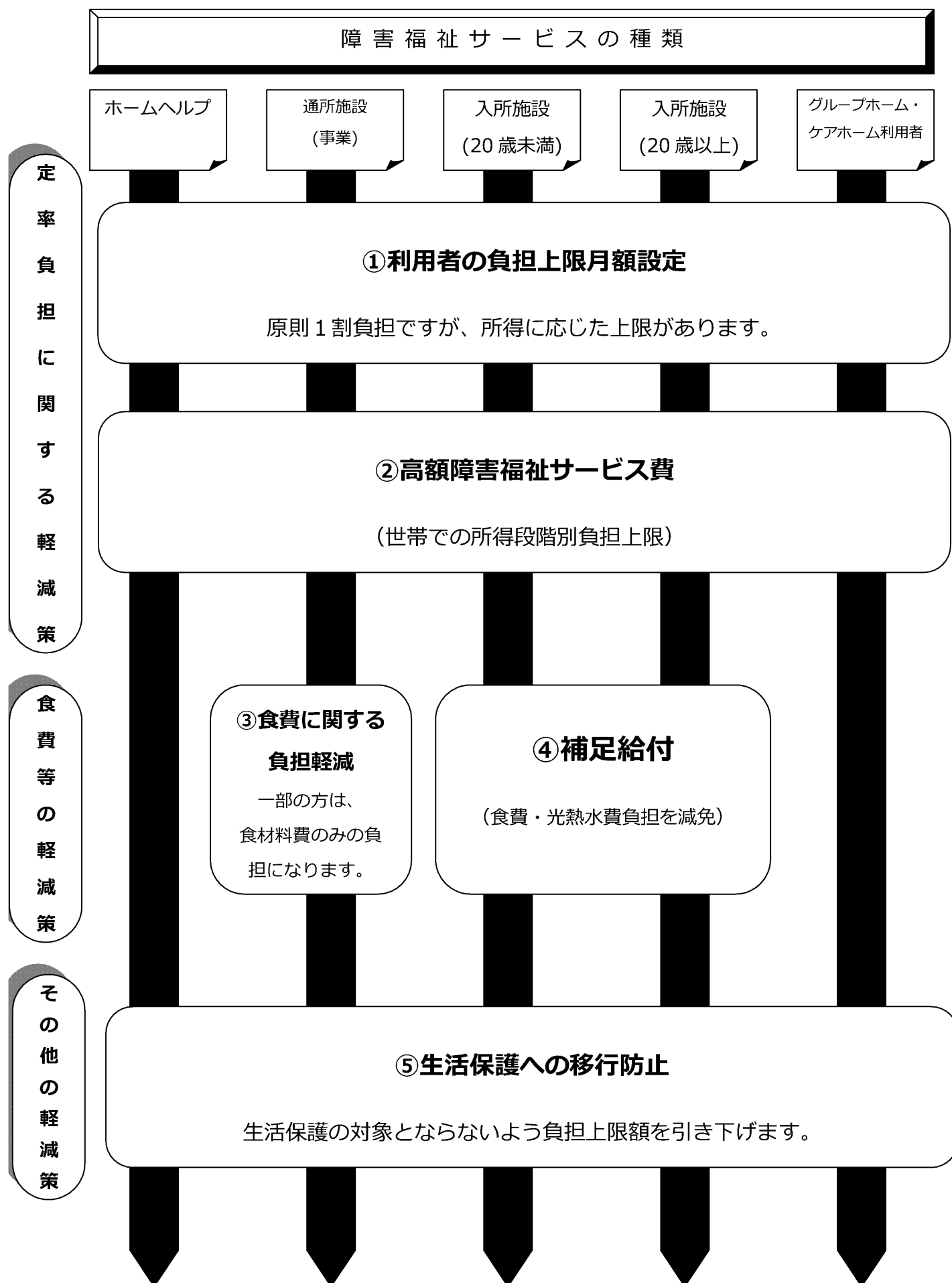
障害福祉サービスの申請から利用までの流れ

自立支援給付のうち、介護給付と訓練等給付については、次のように支給決定をされます。

申請ができるのは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方です。詳しくは、相談窓口へお問い合わせください。



障害福祉サービスの利用者負担と軽減策



説明

①：利用者の負担上限月額設定

障害福祉サービスの定率負担（１割負担）は、所得に応じて次の４つの区分の負担上限額が設定されており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

【障がい者（１８歳以上。ただし施設に入所する１８、１９歳は除く）】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	市民税非課税世帯	０円
一般１	市民税課税世帯（所得割１６万円未満）※１	９,３００円
一般２	上記以外	３７,２００円

※１：入所施設利用者（２０歳以上）、グループホーム、ケアホーム利用者は市民税課税世帯の場合「一般２」となります。

【障がい児（１８歳未満。ただし施設に入所する１８、１９歳を含む）】

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		０円
低所得	市民税非課税世帯		０円
一般１	市民税課税世帯 （所得割２８万円未満）	通所施設・ホームヘルプ利用の場合	４,６００円
		入所施設利用の場合	９,３００円
一般２	市民税課税世帯（所得割２８万円以上）		３７,２００円

【補装具】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	市民税非課税世帯	０円
一般	市民税課税世帯	３７,２００円

● 所得を判断する際の世帯の範囲

【補装具費以外のサービスの場合】

種別	世帯の範囲
１８歳以上の障がい者 （施設に入所する１８、１９歳を除く）	障がいのある方とその配偶者
障がい児 （施設に入所する１８、１９歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳の世帯

【補装具の場合】

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者	障がいのある方とその配偶者
障がい児	保護者の属する住民基本台帳の世帯

※ 補装具費の支給を受ける場合、世帯の中に市町村民税所得割が 46 万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

② 高額障害福祉サービス費

障がい者の場合、障害福祉サービスの負担額（介護保険サービスを利用している場合や補装具を購入・修理した場合は全てのサービスの負担額を含む）の合算額が基準額を超える場合に、償還払いにより高額障害福祉サービス費が支給されます。

障がい児の場合、障害者自立支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担の合算が、いずれか高い額を超える場合に、償還払いにより高額障害福祉サービス費が支給されます。

③ 食費に関する負担軽減

通所施設、短期入所などを利用する場合、食費の実費負担のうち人件費分の助成を行い、食材料費のみの負担になるように軽減されます。

ただし、一般世帯のうち所得割 16 万円（障がい児の場合は 28 万円）以上の方は、対象となりません。

平成 24 年 3 月 31 日までの経過措置でしたが、3 年間延長され、平成 27 年 3 月 31 日までとなりました。

④ 補足給付

- ・ 20 歳以上の入所施設利用者（生活保護・低所得世帯の方）

一定収入額が手元に残るように、食費や光熱水費の負担が軽減されます。

- ・ 20 歳未満の入所施設利用者（すべての区分の方が対象です。）

地域で子どもを養育する世帯と同様の負担になるように、食費や光熱水費の負担が軽減されます。

⑤ 生活保護への移行防止

さまざまな負担軽減をしても、生活保護の対象になる場合は、生活保護にならない額まで月額上限額が引き下げられます。（定率負担分、食費・光熱水費分ともに対象です。）

地域生活支援事業を利用する場合の利用者負担と月額負担上限額

地域生活支援事業について、今まで利用者負担は生活保護世帯・低所得世帯は0%、課税世帯は5%となっていたましたが、軽減措置の期間が終了したため、次のように変更になります。

【地域生活支援事業<障がい者>（移動支援・日中一時支援・訪問入浴）】

区分	世帯の収入状況	利用者負担	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0%	0円
低所得	市民税非課税世帯	0%	0円
一般1	市民税課税世帯(市民税所得割 16万円未満)	10%	9,300円
一般2	市民税課税世帯(市民税所得割 16万円以上)	10%	37,200円

※ 一般1及び2の方が移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービスを同月内に複数利用した場合でも、利用者負担は合算された金額での負担額となります。

【地域生活支援事業<障がい児>（移動支援・日中一時支援・訪問入浴）】

区分	世帯の収入状況	利用者負担	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0%	0円
低所得	市民税非課税世帯	0%	0円
一般1	市民税課税世帯(市民税所得割 28万円未満)	10%	4,600円
一般2	市民税課税世帯(市民税所得割 28万円以上)	10%	37,200円

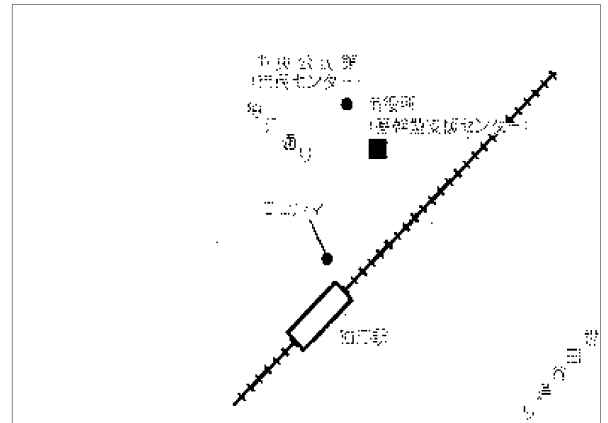
【地域生活支援事業<障がい児・者>（日常生活用具）】

区分	世帯の収入状況	利用者負担	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0%	0円
低所得	市民税非課税世帯	0%	0円
一般	市民税課税世帯	10%	37,200円

世帯の範囲については、障害福祉サービスの場合と同様(→P12,13)です。

1-1 狛江市福祉保健部（福祉総合相談）

福祉の総合的な相談窓口です。必要に応じて、他部課で取り扱っている各種制度・各種相談窓口のご案内やご紹介をいたします。



■ 福祉サービス支援室

- ① 障害福祉サービスに関すること
- ② 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳に関すること(⇨P39 から 46)
- ③ 心身障害者福祉手当(⇨P54)、重度心身障害者手当(⇨P55)、特別障害者手当(⇨P56)の申請受付に関すること
- ④ 交通機関の割引（都営交通・民営バス・有料道路）(⇨P126,127,135)に関すること
- ⑤ 補装具(⇨P95)、日常生活用具(⇨P96)に関すること
- ⑥ 手話通訳者・要約筆記者の派遣（団体派遣）(⇨P115)に関すること
- ⑦ 訪問入浴サービス(⇨P51)、福祉タクシー券(⇨P130)、NHK 受信料減免(⇨P86)に関すること
- ⑧ 自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）(⇨P70)の申請受付に関すること
- ⑨ 子どもの医療費助成制度（小児慢性疾患(⇨P72)・養育医療(⇨P75)）の申請受付に関すること
- ⑩ 心身障害者（児）医療費助成制度（マル障）(⇨P69)の申請受付に関すること
- ⑪ 難病者医療費助成制度（マル都）(⇨P73)の申請受付に関すること
- ⑫ その他、障がい福祉に関する各種相談に関すること

■ 生活支援課

生活保護に関する相談を行っています。

■ 介護支援課

介護保険などに関する相談を行っています。

● 窓口時間

月から金曜日（祝祭日・年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時

● 所在地

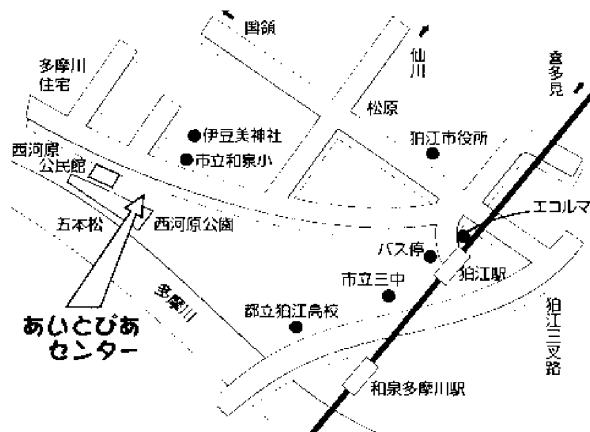
〒201-8585 狛江市和泉本町 1-1-5

☎ 03-3430-1111（代表）

ホームページ：<http://www.city.komae.tokyo.jp>

1-2 狛江市社会福祉協議会

狛江市社会福祉協議会（狛江社協）は、地域の社会福祉事業経営者、福祉活動を行う方々及び多くの市民の参加により民間の立場から福祉のまちづくりを目指す民間の福祉団体です。



■ 主な事業

- ① ホームヘルパー事業に関すること
- ② 笑顔サービス（有料家事援助サービス）に関すること(→P53)
- ③ 子どもの発達相談（療育相談）や早期療育訓練（子ども発達教室“ぱる”）に関すること
- ④ 社会福祉機関・団体が行う福祉活動の連絡調整や助成に関すること
- ⑤ 各種援護資金・生活福祉資金の貸付に関すること
- ⑥ 成年後見人利用などの権利擁護に関すること(→P123)
- ⑦ 手話通訳者・要約筆記者の派遣（個人派遣）に関すること(→P115)
- ⑧ ボランティアセンターの運営やボランティアの相談、活動の推進に関すること
- ⑨ 社会福祉関連事業の調査・研究に関すること
- ⑩ その他障がい者（児）の地域生活、社会参加などの各種相談に関すること

● 所在地

〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内

☎ 03-3488-0294（代表） FAX 03-3430-9779

ホームページ：<http://www.komae-shakyo.or.jp/info/index.html>

1-3 サポート

狛江市社会福祉協議会内にあり、障害者地域自立生活支援センター、指定特定相談支援事業所、障がい者就労支援センターの業務を行っています。

障害者地域自立生活支援センター・指定特定相談支援事業所は、本人や家族の地域における生活を支援するための相談や情報提供を行う窓口です。

障がい者就労支援センターは、障がい者の就労面と生活面の相談や支援を行う窓口です。障がい者就労支援センターの利用を希望する方は登録が必要です。事前にお問い合わせください。

● 対象

<障害者地域自立生活支援センター> 市内に住む身体障がい者、知的障がい者とその家族など

<障がい者就労支援センター> 市内に住む 15 歳以上で就労意欲のある方とその関係者など

<指定特定相談支援事業所> 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

(主として身体・知的障がい者)

● 主な事業

◆ 障害者地域自立生活支援センター

- ① 日常の問題や悩み事の相談（ピアカウンセリング）
- ② 障害福祉サービスを利用するための援助
- ③ 公的なサービス利用の援助や専門機関の紹介
- ④ 身体障がい者パソコン教室
- ⑤ 視覚障がい者パソコン教室
- ⑥ 障がい者向けオープンスペース

◆ 障がい者就労支援センター

- ① 障がい者の就労に関する相談
- ② 障がい者雇用に関する講演会

◆ 特定相談支援事業所（特定相談支援事業⇔P 9）

- ① 障害福祉サービスを利用する際のサービス等利用計画の作成
- ② モニタリング
- ③ 関係機関との調整

● 窓口時間

◆ 障害者地域自立生活支援センター

月から金曜日、第2・4土曜日（日祝祭日・第1、3、5土曜日・年末年始を除く）

午前9時から午後5時まで

◆ 障がい者就労支援センター

月から土曜日（第3土曜日・日祝祭日・年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで

● 所在地

〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1 あいとびあセンター内

☎ 03-3488-0294 FAX 03-3430-9779

ホームページ：<http://www.komae-shakyo.or.jp/info/index.html>

1 - 4 狛江市地域生活支援センター リヒト

地域で生活する方に対し、病気や生活の悩み、福祉サービスの利用についての相談を行う相談支援事業の他に、フリースペースの提供や地域住民との交流事業などの地域の社会資源とネットワーク構築などを行う地域活動支援センターの事業も行っています。

● 対象

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（主として精神障がい者）

● 主な事業

◆ 相談支援事業（指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業↔ P 9）

- ① 障害福祉サービスを利用する際のサービス等利用計画の作成
- ② モニタリング
- ③ 関係機関との調整

◆ 地域活動支援センター

- ① フリースペースの提供
- ② グループワーク
- ③ メンバーによる自主活動の支援
- ④ 地域住民との交流事業

● 窓口時間

平日（水曜日を除く） 午前 11 時から午後 6 時まで

土日・祝祭日（第 3 土曜日・日曜日・年末年始を除く） 午前 10 時から午後 4 時まで

● 所在地

〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内

☎ 03-3480-6656（相談電話）

ホームページ：<http://licht2004.net>

1-5 相談支援センター みずき

障がい者や障がい児の保護者等に対して、福祉サービスの利用や生活の悩みなどの様々な相談受付を行っています。

● 対象

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児

● 相談支援事業（指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業・指定一般相談支援事業→P 9）

- ① 障害福祉サービスを利用する際のサービス等利用計画の作成
- ② モニタリング
- ③ 関係機関との調整

● 窓口時間

月から金 午前9時から午後5時まで（年末年始を除く）

● 所在地

〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1 あいとぴあセンター内

☎ 080-4804-2356（相談電話）

1-6 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

身体障がいや知的障がいのある方やその家族からの様々な相談に応じ、問題解決のための助言や相談を行う民間の協力者です。

	氏名	電話番号	住所
身体障がい者相談員	若山 和子（わかやま かずこ）	3489-3165(FAX 番号) 聴覚障がいの方です	狛江市岩戸北
	小川 礼子（おがわ れいこ）	3489-0041	狛江市岩戸南
	並木 ヒロ子（なみき ひろこ）	3488-2123	狛江市中和泉
知的障がい者相談員	清水 宥子（しみず ゆうこ）	3489-7585	狛江市猪方
	磯 知子（いそ ともこ）	3480-2657	狛江市元和泉

1-7 民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働省より委嘱されたボランティアで、日常生活の中で解決出来ない困った問題や心配事、悩み事が起きたときに、生活に困っている方や、心身障がい者、児童、高齢者の問題などに応じ、福祉サービスや関係機関につなげるパイプ役を果たすなどの活動を行っています。

お住まいの地区担当の民生委員にご相談ください。なお、児童委員は市内全域を担当しています。

(平成 24 年 3 月末日現在)

氏名	住所	電話番号	担当地域
鈴木 紀夫	西野川 1-15-17	3489-7238	西野川 1 丁目全域
福祉サービス支援室まで			西野川 2 丁目 1～33 番
栗山 恵美	西野川 3-12-21	3430-3024	西野川 3 丁目全域
富永 登美子	西野川 4-1-13	3480-5796	西野川 2 丁目 34～41 番・西野川 4 丁目 14～42 番
荻野 修	西野川 4-19-25	3480-1892	西野川 2 丁目 34～41 番・西野川 4 丁目 14～42 番
橋井 節子	和泉本町 1-6-20	3480-4592	和泉本町 1 丁目 1～9 番・35 番・37 番
大矢 美枝子	和泉本町 1-36-3-715	3480-1004	和泉本町 1 丁目 36 番 (セントラルハイツ)
中谷 三代子	和泉本町 1-10-6	3489-7580	和泉本町 1 丁目 10～34 番・中和泉 2 丁目 1～2 番
長谷川 善彦	和泉本町 2-9-2	3489-1384	和泉本町 2 丁目全域
鈴木 茂	和泉本町 3-34-11	3480-0886	和泉本町 3 丁目 1～25 番
松本 和美	和泉本町 4-5-14	5438-4160	和泉本町 3 丁目 26～39 番・4 丁目 1～6 番・8 番
福祉サービス支援室まで			和泉本町 4 丁目 7 番 1～11 号・4 丁目 10 番
福祉サービス支援室まで			和泉本町 4 丁目 7 番 12～19 号・51 号・4 丁目 11 番
町田 紀美子	和泉本町 4-7-41-201	3488-1766	和泉本町 4 丁目 7 番 20～23 号・41～50 号
鈴木 いつ子	和泉本町 4-7-37-505	3480-4369	和泉本町 4 丁目 7 番 24～28 号・36～40 号
福祉サービス支援室まで			和泉本町 4 丁目 7 番 29～35 号・4 丁目 9 番
三角 佐智子	岩戸北 1-20-5	3489-4912	岩戸北 1 丁目全域
田中 麗子	岩戸北 2-9-14	3480-1087	岩戸北 2 丁目全域
河村 久男	岩戸北 3-13-3	5761-5542	岩戸北 3 丁目 1～14 番
福祉サービス支援室まで			岩戸北 3 丁目 15～23 番・東和泉 1 丁目 1～5 番
西山 偕子	岩戸北 4-19-11	3489-1662	岩戸北 4 丁目全域
稚田 千春	東野川 1-5-29	3488-4518	東野川 1 丁目 1～11 番・31～36 番・4 丁目 14～16 番
福祉サービス支援室まで			東野川 1 丁目 12～30 番
矢野 千重子	東野川 3-3-3	3480-5803	東野川 2 丁目全域、3 丁目 1～14 番
稲田 康子	東野川 3-17-3-110	3480-7815	東野川 3 丁目 15～22 番
高木 和江	東野川 4-19-6	3488-1145	東野川 4 丁目 1～13 番・17～30 番
梅本 ろり絵	東野川 1-26-18	3430-7101	主任児童委員
栗山 剛	東野川 4-7-5	3489-4932	主任児童委員
梅澤 芙佐子	中和泉 1-4-25	3489-3837	中和泉 1 丁目全域
大久保 哲夫	中和泉 2-16-2	3489-1416	中和泉 2 丁目 3～27 番
福祉サービス支援室まで			中和泉 3 丁目 1～30 番
花澤 美代子	中和泉 3-32-1	3480-2828	中和泉 3 丁目 31～36 番・中和泉 4 丁目全域
荒井 米子	中和泉 5-1-7	3488-0131	中和泉 5 丁目 1～21 番

福祉サービス支援室まで			中和泉5丁目22～43番
福祉サービス支援室まで			西和泉1丁目1～14番・16番
福祉サービス支援室まで			西和泉1丁目15番・2丁目全域
市川 衛	元和泉1-12-1	3488-4429	元和泉1丁目全域
西山 美和子	元和泉2-25-13	3480-3497	元和泉2丁目全域
佐藤 まり子	元和泉3-14-11	3488-5780	元和泉3丁目全域・東和泉4丁目5～11番
絹山 登美子	東和泉1-4-17	3489-1181	東和泉1丁目6～28番・2丁目1～5番
吉岡 長利	東和泉2-17-3	3489-7347	東和泉1丁目29～36番・2丁目6～20番
福祉サービス支援室まで			東和泉3丁目全域・4丁目1～4番
門脇 由美子	駒井町1-33-3	3488-2004	猪方1丁目全域
栗原 静枝	猪方2-13-18	3489-8134	猪方2丁目5～26番
福祉サービス支援室まで			猪方2丁目1～4番・3丁目1～13番・17～19番・21～24番
羽田野 栄子	猪方3-27-2	5497-7467	猪方3丁目14～16番・20番・25～41番
伊藤 和子	猪方4-1-16	3480-0592	猪方4丁目全域
山本 和子	駒井町2-29-13	3480-6606	駒井町1丁目全域・2丁目1～4番
井本 宏明	駒井町1-10-14	3430-5265	駒井町2丁目5～36番
小塚 裕子	駒井町3-34-6	5497-5430	駒井町3丁目全域
清水 豊子	岩戸南1-9-8	3480-3581	岩戸南1丁目全域
若松 博子	岩戸南2-8-12	3489-7320	岩戸南2丁目1～15番
根石 洋子	岩戸南3-26-13	3480-8118	岩戸南2丁目16～27番・3丁目13～27番
福祉サービス支援室まで			岩戸南3丁目1から11番
神 由喜江	岩戸南4-24-23	3489-5093	岩戸南4丁目全域
五辺 博子	東和泉3-7-2	3489-4188	主任児童委員
高橋 蘭子	中和泉5-2-34	3489-3731	主任児童委員

今後変更が生じる場合があります。詳しくは福祉サービス支援室までお問い合わせください。

1-8 手話通訳の配置

聴覚障がい者等の各種相談、生活に関する各種手続き等に関する通訳に応じるため、市役所に手話通訳を配置をしています。

● 対象

聴覚障がい又は、音声・言語機能障がい者

● 費用

無料

● 相談時間

【通訳士を配置】毎月第2水曜日 午前9時から正午まで

【通訳者を配置】毎月第3・4水曜日 午前10時から正午まで

1 - 9 難病者相談

難病の治療をされている方やそのご家族に対し、市役所で保健師による相談を行っています。

- 対象

難病の治療をされている方とその家族

- 費用

無料

- 相談時間

原則 3 か月に 1 回の第 1 月曜日 午前 9 時から正午まで

※ 難病者医療費助成の更新時期（7～9 月）は集中的に相談を行っています。

詳細は広報でお知らせします。

1 - 1 0 こころの健康相談室（精神保健相談）

毎日の生活の中で起こる、こころの悩み・性格・行動等の問題で困っている方に対する相談を、専門医が行っています。

- 対象

次のようなことで相談したい方

- ① 眠れない、やる気がでない、人とうまく話ができない方
- ② 家族や知人で性格・行動上で問題があり、困っている方
- ③ 思春期の問題や不登校で困っている方
- ④ お酒や薬物の問題を抱えている方
- ⑤ 認知症の問題を抱えている方

- 相談時間

1 か月に 1 回（不定期） 1 人 1 時間程度（各回 3 名まで）

相談は事前予約制です。（相談日は広報や H P に掲載されます。）

- 費用

無料

- 申込・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

1-11 東京都心身障害者福祉センター（本所・多摩支所）

身体障害者手帳の交付、愛の手帳の判定（18歳以上）や交付、補装具の判定、高次脳機能障がいのある方への様々な相談（本所のみ）を行い、市町村への専門的な支援を行っています。

また、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の機能を持つほか、肢体不自由者更生施設の運営などを行っています。

● 利用方法

市役所福祉サービス支援室を通して相談する日時を申込みます。ただし、18歳以上の愛の手帳の判定については、直接電話で来所する日時を予約してください。

● 窓口時間

月から金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

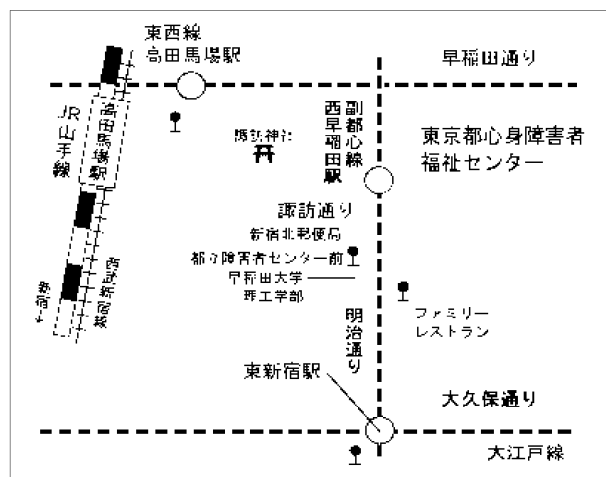
● 所在地

◇ 本所

〒162-0052 新宿区戸山 3-17-2

☎ 03-3203-6141（代表）

FAX 03-3203-6185

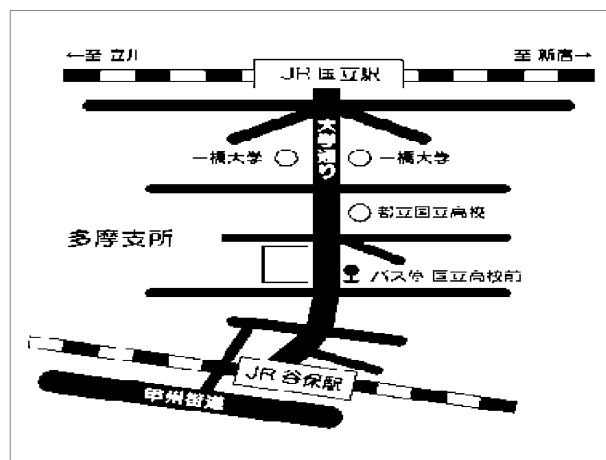


◇ 多摩支所

〒186-0003 国立市富士見台 2-1-1

☎ 042-573-3311（代表）

FAX 042-576-5295



ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/index.html>

● アクセス

◇ 本所

- ◆ 地下鉄副都心線「西早稲田駅」3番出口エレベーターからすぐ
- ◆ JR山手線・地下鉄東西線・西武新宿線「高田馬場駅」から徒歩15分
- ◆ 地下鉄大江戸線「東新宿駅」から徒歩15分
- ◆ 都バス 高田馬場駅前から九段下行き「都立障害者センター前」停留所で下車
- ◆ 都バス 新宿駅西口から早稲田行き「都立障害者センター前」停留所で下車
- ◆ 都バス 池袋駅東口から渋谷駅東口行き「都立障害者センター前」停留所で下車

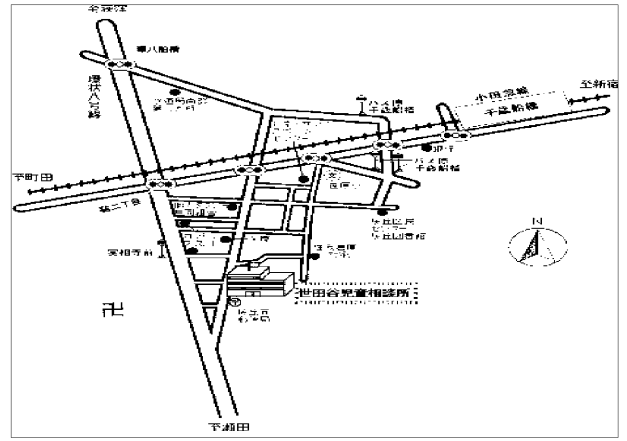
◇ 多摩支所

- ◆ JR南武線「谷保駅」北口から徒歩10分
- ◆ JR中央線「国立駅」南口から徒歩20分
- ◆ 立川バス「国立駅」から谷保駅・矢川駅・国立営業所行（4番線）「国立高校前」停留所で下車、徒歩3分
- ◆ 京王バス「国立駅」から府中駅・聖蹟桜ヶ丘駅行（3番線）「国立高校前」停留所で下車、徒歩3分

1-12 東京都世田谷児童相談所

児童（0から18歳未満）の身体障がいや知的障がい、
発達の遅れや子育てに関する家族の悩みなどあらゆる
相談に対して、各種の専門の職員が相談に応じます。

愛の手帳の判定（18歳未満）も行っています。



● 窓口時間

月から金曜日（祝祭日・年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで

※ 虐待等の緊急性のある通報・連絡は、夜間（午後5時45分以降の閉庁時間帯）・土・日・祝日（年末年始を含む）も児童相談センター(☎ 03-3208-1121)で対応しています。

● 相談

次のような時には、ご相談ください。

- ① 心身に障がいのあるお子さんの相談
- ② 保護者が病気・死亡・家出・離婚などで家庭で養育が出来ないとき
- ② 児童虐待に関する相談
- ③ 育児やしつけに関する相談
- ④ いじめ・不登校・ひきこもりに関する相談 等

・電話相談（4152（よいこに）電話相談）

専用電話 03-3202-4152 聴覚言語障がい者専用相談 FAX 03-3208-1162

月から金曜日 午前9時から午後8時30分まで

土曜・日曜・祝祭日 午前9時から午後5時まで（年末年始を除く）

● 所在地

〒156-0054 世田谷区桜丘 5-28-12

☎ 03-5477-6301 FAX 03-5477-6300

夜間（午後5時45分以降の閉庁時間帯）の虐待等の緊急性のある通報・連絡は
ホームページ

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen/info/jisou_info/setagaya/index.html

● アクセス

◆ 小田急線「千歳船橋駅」から徒歩10分

◆ 京王バス・歳 23 「千歳船橋（駅）」バス停下車徒歩8分

◆ 東急バス・渋 23 「千歳船橋（駅）」バス停下車徒歩8分

1-13 東京都多摩府中保健所

精神保健福祉、難病対策、その他一般の保健指導、健康相談など、地域の皆さんが健康で快適な生活が送れるように、こころとからだについての相談に応じています。



● 相談内容

- ① こころの病気にかかる相談
- ② 難病の方やそのご家族への療養生活などの相談
- ③ 障がいのある子どもや、長期に療養を必要とする方とそのご家族への療養生活などの相談
- ④ 医療や医療機関に関する相談
- ⑤ エイズ、性感染症の検査・相談
- ⑥ 結核、感染症についての相談
- ⑦ ウイルス肝炎検査
- ⑧ 骨髄提供者登録窓口
- ⑨ 結核医療費などの公費負担窓口

● 窓口時間

月から金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

午前9時から午後5時まで

● 所在地

〒180-0013 武蔵野市西久保 3-1-22

☎ 042-362-2334（代表） FAX 042-360-2144

ホームページ：<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tamafuchu/index.html>

● アクセス

- ◆ JR武蔵野線「北府中駅」から徒歩 15 分
- ◆ JR南武線・京王線「分倍河原駅」から徒歩 20 分
- ◆ 京王バス・府 42 又は府 46 京王線府中駅からインテリジェントパーク経由第七小学校循環「東芝南門」下車、徒歩 3 分
- ◆ ちゅうバス（府中コミュニティバス）京王線府中駅から北山町循環「美好町 2 丁目」下車、徒歩 3 分

1-14 東京都立中部総合精神保健福祉センター

都民のこころの健康に関して、精神保健福祉相談やリハビリテーション（通所訓練、入所訓練）や関係機関の支援や研修を行っています。

● 精神保健福祉相談

精神的な悩みやこころの病気でお悩みの方の相談を受け付けています。

本人や家族、関係機関を対象に、精神的不安や悩み、思春期の不登校アルコール、薬物、認知症などに関する相談を行っています。

相談は無料ですが、予約が必要です。

● 窓口時間

月から金曜日（祝祭日・年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで

● 所在地

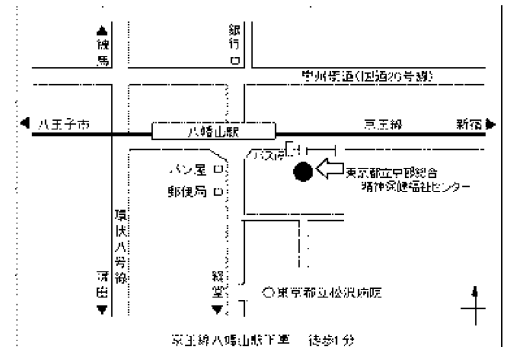
〒156-0057 世田谷区上北沢 2-1-7

☎ 03-3302-7575（代表） 03-3302-7711（相談電話） FAX 03-3302-7839

ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/chusou/index.html>

● アクセス

- ◆ 京王線「八幡山駅」から徒歩1分



1-15 東京都立多摩総合精神保健福祉センター

多摩地域を担当する総合精神保健福祉センターとして、都民の精神保健の向上や精神障がい者の医療の充実、社会復帰の促進などのさまざまな事業を行っています。

● 事業内容

① こころの一般相談

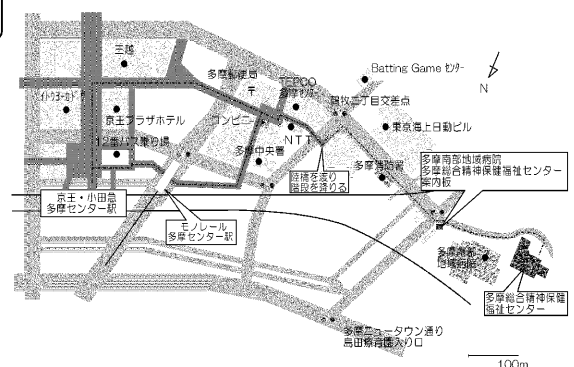
多摩地域在住の方を対象に、対人関係やこころの病でお悩みの方の相談をお受けします。

『こころの電話相談』 月から金曜日（祝祭日・年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで

『こころの夜間電話相談』 毎日 午後5時から午後10時まで（受付は午後9時30分まで）

② 思春期・青年期デイケア、ショートケア

電話申し込み時に中学校卒業以上で40歳以下の統合失調症、気分障害、発達障害等の精神障がい者の方を対象にデイケアを開いています。



- 受付時間

月から金曜日（土日・祝祭日を除く） 午前9時から午後5時まで

- 所在地

〒206-0036 多摩市中沢 2-1-3

☎ 042-376-1111（代表） 042-371-5560（相談電話） FAX 042-376-6885

ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tamasou/index.html>

- アクセス

- ・徒歩の場合

京王相模原線・小田急多摩線・多摩都市モノレール「多摩センター駅」から徒歩 15 分

- ・バスの場合

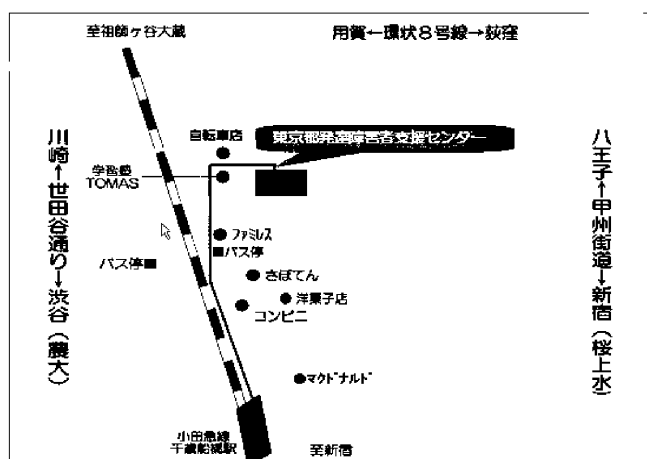
「多摩センター駅」から多摩南部地域病院行き(12 番バス停)終点下車すぐ(乗車時間約 5 分)

京王線「聖蹟桜ヶ丘駅」から多摩南部地域病院行き(9 番バス停)終点下車すぐ(乗車時間約 30 分)

1-16 東京都発達障害者支援センター（TOSCA）

東京都在住で、発達障がい（自閉症、アスペルガー一症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど）の本人とその家族、関係機関・施設から電話相談を受け付けています。

また、来所面接による相談・発達支援、就労支援発達障がいの理解を深める啓発や研修も行っています。



- 窓口時間

受付 月から金曜日 午前9時から午後5時まで

相談 月から金曜日 午前10時から午後5時まで

- 所在地

〒156-0055 世田谷区船橋 1-30-9 社会福祉法人嬉泉内

☎ 03-3426-2318 FAX 03-3706-7242

Eメール : tosca@kisenfukushi.com

ホームページ <http://www.tosca-net.com>

- アクセス

- ◆ 小田急線「千歳船橋駅」から徒歩 5 分

1 - 1 7 東京都障害者福祉会館（福祉相談）

障がい者、ボランティア及び家族などの障がい者の福祉の増進を目的とする関係者を対象とした福祉施設です。

集会室、図書資料室や娯楽室、談話室などが利用できるほか、障がいに関する相談や日常生活情報の点訳等のサービスを行っています。

● 対象

障がいを持つ方とその関係者

● 利用料

無料

● 利用時間

午前 9 時から午後 9 時まで（火曜日は午前 9 時から午後 4 時 30 分まで）

● 利用方法

① 集会室 利用日の属する月の前々月の初日から受付

ただし、定期的な利用の場合は、利用月が 4 月から 9 月までは 1 月、利用月が 10 月から 3 月までは 7 月に予約受付

② 視覚障がい者文字サービス室 7 日前から予約受付

③ 相談 ピアカウンセリング（同じ障がいの生活経験を持つ方による相談）の申し込みは随時
てんかん、肝臓障がい、自閉症、精神障がいの相談は予約制

● 所在地

〒108-0014 港区芝 5-18-2

☎ 03-3455-6321 FAX 03-3453-6550

関係リンク <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/syoukan/index.html>

● アクセス

- ◆ JR 山手線・京浜東北線 「田町駅」西口 徒歩 5 分
- ◆ 都営地下鉄浅草線 「三田駅」A 7 出口 徒歩 1 分
- ◆ 都営地下鉄三田線 「三田駅」A 8 出口 徒歩 1 分

1-18 東京都盲ろう者支援センター

盲ろう者（視覚と聴覚・言語の障がい重複している身体障がい者（児））に対する総合的な支援拠点として、東京都盲ろう者友の会が運営しています。

● 対象

視覚と聴覚の両方に障がいのある盲ろう者

● 事業内容

① 訓練事業

- 1) コミュニケーション訓練
- 2) 生活訓練
- 3) パソコン等電子機器活用訓練

② 総合相談支援事業

- 1) 盲ろう者及び家族、支援関係者への総合的な相談支援

③ 社会参加促進事業

- 1) 集団学習会・交流会
- 2) 盲ろう者関係情報の収集・分析・提供
- 3) 盲ろう者に関する普及啓発

④ 専門人材育成事業

- 1) 相談・訓練等の支援・相談員の育成
- 2) 訓練・研修等のプログラムの開発・普及

● 関連事業

① 盲ろう者通訳・介助者派遣事業

利用登録を行った盲ろう者に対し、外出時の付き添いと通訳を行っています。

利用料は無料ですが、交通費や入場料等は通訳者の分を含めて利用者（盲ろう者）が負担します。

② 盲ろう者通訳・介助者養成研修事業

盲ろう者の移動とコミュニケーション支援を担う通訳・介助者を養成する講習会を行っています。

● 窓口時間

月から金曜日（祝祭日・年末年始を除く） 午前9時30分から午後5時30分まで

● 所在地

〒111-0053 台東区浅草橋 1-32-6 コスモス浅草橋酒井ビル2階

☎ 03-3864-7003 FAX 03-3864-7004

Eメール tokyo-db@tokyo-db.or.jp ホームページ <http://www.tokyo-db.or.jp>

1 - 1 9 東京聴覚障害者自立支援センター

都内在住の聴覚障がい者やその関係者に、相談・情報の提供、会議室の貸出しを行っています。

● 対象

都内在住の聴覚障がい者やその家族、関係者（手話学習者等）

● 事業内容

- ① 相談支援 月・火・木・金曜日 午前9時から午後5時まで
- ② 専門家による相談
 - ・法律相談 毎月第3水曜日 午後6時30分から8時まで（事前予約が必要です。）
 - ・生活相談 毎月第4水曜日 午後7時から9時まで（事前予約が必要です。）
 - ・その他、建築、手話通訳、中失・難聴者相談等（予約が必要です。）
- ③ 上級手話講習会、手話講師派遣
- ④ FAX 中継サービス

● 利用料

無料

● 所在地

〒150-0011 渋谷区東 1-23-3

☎ 03-5464-6058 FAX 03-5464-6059

Eメール tjs@an.wakwak.com

ホームページ <http://www.jiritsu.deaf.to/modules/weblogD3>

● アクセス

- ◆ JR、都営地下鉄、東横線 「渋谷駅」から徒歩10分（新南口からは徒歩5分）

1-20 知的障害者青年期相談室（明るい相談室）

青年期を迎えた知的障がい者を対象に、就労・進路・日常生活・対人関係・異性問題について相談に応じ、必要な助言や指導を行っています。

- 専門相談日時

月・火・木・金曜日 午前 10 時から午後 5 時まで

※ 来所相談の場合は、電話で予約をしてください。

- 所在地

〒160-0023 新宿区西新宿 8-3-39 S T S ビル 3 階 東京都知的障害者育成会事務局内

☎ 03-5389-2600 FAX 03-5389-4090

Eメール：info@ikuseikai-tky.or.jp

1-21 高次脳機能障がい者相談

東京都心身障害者福祉センター本所（⇨ P 23）において、高次脳機能障がいに関する相談や支援を行っています。

- 対象

高次脳機能障がい者と家族

- 窓口時間

月から金曜日（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

午前 9 時から午後 4 時まで

- 所在地

〒162-0052 新宿区戸山 3-17-2

☎ 03-3200-0077 FAX 03-3203-9742（いずれも相談専用となります。）

1-22 東京都難病相談・支援センター

地域で生活する難病にかかっている方の日常生活における相談や支援を行っています。相談は電話や面接でお受けしています。

● 対象

難病と診断された方と家族

● 事業内容

<保健師による相談>

難病相談・支援員として保健師が、専門的な立場で病気や医療、看護、介護等について相談を受け付けています。

<ピア相談員>

難病患者・家族の立場で相談者の心身両面の大変さ、つらさなどについて身近な相談相手として相談を受け付けています。疾病別のピア相談員は次のとおりです。

月曜日：重症筋無力症・血液系難病

火曜日：心臓病・パーキンソン病（午後のみ）

水曜日：肝臓病

木曜日：網膜色素変性症

金曜日：膠原病

● 窓口時間

月から金曜日（土・日・祝祭日を除く） 午前 10 時から午後 4 時まで

● 所在地

〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1

☎ 03-3446-0220

※ 面接をご希望される場合は、事前に予約を行ってください。

ホームページ <http://www.tokyo-nanbyou-shien-yi.jp>

1 - 2 3 東京都医師会（難病医療相談）

都内在住の難病者とその家族に対し、難病医療相談を実施しています。

- 対象

都内在住の難病者とその家族

- 事業内容

専門医、保健師、ケースワーカー等と協力して難病医療相談会を実施しています。

開催日時 毎月第2木曜日（8月・1月を除く） 午後3時から

会場 東京都医師会館

※ お電話による事前予約制です。（メールによる相談の申し込みは受付していません）
また、当日の予約は出来ません。

- 費用

無料

- 窓口（相談受付）時間

月から金曜日（土日・祝祭日を除く） 午前9時30分から正午まで

- 所在地（相談会場）

〒101-8328 千代田区神田駿河台2-5

☎ 03-3294-8821

ホームページ <http://www.tokyo.med.or.jp>

- アクセス

- ◆ JR中央線・青梅線 「御茶ノ水駅」御茶ノ水橋口 徒歩3分
- ◆ 東京メトロ丸ノ内線 「御茶ノ水駅」1出口 徒歩5分
- ◆ 東京メトロ千代田線 「新御茶ノ水駅」聖橋口 徒歩7分

1-24 盲・ろう・肢体不自由・発達に遅れのある子どもの就学相談

就学相談とは、様々な教育の場を紹介しながら、お子さんが持っている力を伸ばすためにはどんな環境や学習が必要なのかを、お子さんの状態に応じて、保護者の方とともに考え、より適した就学先を相談する場です。小学校就学にあたっての相談だけでなく、中学校就学の相談や小・中学校に在学中の転学相談も受け付けています。

● 市内の特別支援学級

固定級：基本的なことばの交流や身辺整理はできるが、学習面、生活面で支援が必要なお子さんに対し、個別指導や集団指導を行い、自立を目指します。学籍は特別支援学級に置きます。

学校	小学校		中学校	
学校名	狛江第一小学校	緑野小学校	狛江第一中学校	
学級名	いずみ学級	えのき学級	1組	2組（休級中）
所在地	和泉本町 1-37-1	和泉本町 4-3-1	和泉本町 2-15-1	
電話	03-3480-0241～2	03-3489-5418～9	03-3480-0121～2	
形態	知的障がい学級	知的障がい学級	知的障がい学級	情緒障がい学級
学区域	一小・三小・六小・和泉小の一部	緑野小・五小・和泉小の一部	全域	

※ 和泉小はお住まいの地区により、次の学級区に分かれます。

いずみ学級学区：中和泉 2・3 丁目、4 丁目 1～23 番・5 丁目 1～16 番、元和泉 2・3 丁目、東和泉 4 丁目

えのき学級学区：西和泉 1・2 丁目、中和泉 4 丁目 24～25 番、5 丁目 17 番～43 番

通級指導学級：通常の学級の学習や生活におおむね参加できるが、集団行動が苦手だったり、学習の一部につまずきがあるお子さんに対し、個別指導や小集団・中集団指導などそれぞれの児童に応じた支援を進めます。週に 1 回程度、通級指導学級に通います。学籍は通常学級に置き、通級日は出席扱いです。通級指導学級への送迎は保護者に行っていただきます。

学校	小学校			中学校
学校名	緑野小学校	狛江第三小学校	和泉小学校	狛江第二中学校
学級名	ふたば学級	ひまわり学級	けやき学級	くすのき学級
所在地	和泉本町 4-3-1	猪方 1-11-1	中和泉 3-33-1	猪方 2-7-1
電話	03-3489-0363	03-3480-9001	03-3480-3895	03-3480-9922
形態	情緒障がい学級	情緒障がい学級	情緒障がい学級	情緒障がい学級
学区域	岩戸北 1 から 3 丁目、和泉本町、東野川、西野川全域	東和泉 2 から 3 丁目、岩戸北 4 丁目、岩戸南、猪方、駒井町全域	東和泉 1・4 丁目、中和泉・元和泉・西和泉全域	全域

● 窓口時間

<就学相談・転学相談> 狛江市教育委員会 教育部学校教育課

月から金曜日（祝祭日・年末年始を除く） 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

〒201-8585 狛江市和泉本町 1-1-5 ☎ 03-3430-1111（代表）

1 - 2 5 東京都立小児総合医療センター（こころの電話相談室）

幼児（3歳前後）から高校生までの、子どもの行動やこころの発達・問題に関する相談を精神科ソーシャルワーカーや心理職等の専門の相談員が受け付けています。

本人や、家族だけでなく、学校の先生など、関係機関の方からの相談にも応じています。

- 対象

本人、家族、関係者（ただし、相談対象となる年齢は幼児から高校生まで）

- 窓口時間

月から金曜日（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

午前9時30分から11時30分 午後1時から4時30分まで

- 費用

無料（通話料のみ相談者負担）

- 所在地

〒183-8561 府中市武蔵台 2-8-29

☎ 042-312-8119（相談室直通）

ホームページ：<http://www.byouin.metro.tokyo.jp/shouni/index.html>

1 - 2 6 法律相談（福祉相談）

市内に住んでいる高齢者や障がい者の方に対し、弁護士が相談を行っています。（⇨ P 123）

- 相談内容

- ① 福祉サービスについての苦情・権利侵害などの相談
- ② 成年後見制度の利用についての相談

- 相談時間

毎月第3水曜日 午後1時から4時まで

※ 事前に予約が必要です。

- 費用

無料

- 所在地

〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1 あいとびあセンター

あんしん狛江（社会福祉協議会内）

☎ 03-3488-5603 FAX 03-3430-9779

1-27 日本司法支援センター（法テラス）

あらゆる法的な問題（法的な問題であるかどうかも含めて）を解決するための総合案内所です。法制度や相談窓口の紹介、資力の少ない方に対する弁護士や司法書士費用の立替え、無料法律相談などを行っています。

● 窓口時間

◆ 電話（サポートダイヤル）

平日 午前9時から午後9時まで 土曜日 午前9時から午後5時まで

・ 一般ダイヤル

☎ 0570-078374（おなやみなし）

※ PHS・IP 電話からは ☎ 03-6745-5600

・ 犯罪被害者支援ダイヤル

☎ 0570-079714（なくことないよ）

※ PHS・IP 電話からは ☎ 03-6745-5601

◆ 面談

平日 午前9時から正午・午後1時から午後4時

※ 事前に予約が必要です。

● 所在地（近くの法テラス）

<法テラス 東京>

〒160-0004 新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル 1 から 3 階

☎ 050-3383-5300 FAX 03-3359-3635

<法テラス 多摩>

〒190-0012 立川市曙町 2-8-18 東京建物ファースト立川ビル 5 階

☎ 050-3383-5327 FAX 042-527-3051

ホームページ：<http://www.houterasu.or.jp>

2-1 身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳であり、本人の申請（15 歳未満の場合は保護者）に基づいて交付されます。

障がいの程度により 1 から 7 級に分かれています。（ただし、肢体不自由の 7 級のみでは手帳の交付はされません。）

● 対象

- ① 視覚障がい者
- ② 聴覚障がい者
- ③ 平衡機能障がい者
- ④ 音声機能・言語機能・そしゃく機能障がい者
- ⑤ 肢体不自由者（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい）
- ⑥ 内部障がい者（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい）

● 手帳交付・等級変更の申請

次のものをお持ちになって、窓口へ申請をしてください。

- ① 身体障害者診断書（指定医の診断を受けたもの）
- ② 写真 1 葉（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm・上半身で脱帽したもの・カラー、白黒可）
- ③ 印鑑

※ 申請後 1 から 2 か月程度で交付されます。

● 手帳再交付の申請

- ① 写真 1 葉（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm・上半身で脱帽したもの・カラー、白黒可）
- ② 印鑑

● 窓口

福祉保健部 福祉サービス支援室

【参考】

身体障害者障害程度等級表（1）

両目の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について図ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障がいにより座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障がい 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障がい 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障がいにより座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能、又はしゃく機能のそう失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障がい 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解しえないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はしゃく機能の著しい障がい	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障がい 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

（身体障害者福祉法施行規則第5条第3項別表第5号）

1 両眼の視力の和が 0.13 以上 0.2 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障がい		1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して 5 cm 以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
一眼の視力が 0.02 以下、他眼の視力が 0.6 以下のもので、両眼の視力の和が 0.2 を超えるもの	1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40cm 以上の距離で発生され会話を理解し得ないもの） 2 1 側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの				1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障がい		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
				1 一上肢の機能の軽度の障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3 一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2 一下肢の機能の軽度の障がい 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢の健側に比して 3 cm 以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

- 1 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、一級上の級とする。ただし、二つの重複する障がいがある場合に特に本表中に指定されているものは、当該級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障がいがある場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について二以上の重複する障がいがある場合には、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障がい」とは、中手指節関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいを含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿において坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

太枠内は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種です。

身体障害者障害程度等級表（2）内部障害

	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの
						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの
	心臓の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活が著しく制限されるものを除く）
	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

（注）詳しくは臨床検査の結果によります。

太枠内は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種です。

2-2 愛の手帳

知的に障がいのある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳として東京都が独自に設けています。なお、国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

障がいの程度により1度（最重度）・2度（重度）・3度（中度）・4度（軽度）に区分されます。

● 対象

知的障がい者（児）

● 手帳交付の申請

18歳未満の方は世田谷児童相談所（⇨P25）、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センター（⇨P23）へ予約の上判定を受けます。

その際、次のものがが必要です。

- ① 写真1葉（タテ4cm×ヨコ3cm・上半身で脱帽したもの・カラー、白黒可）
- ② 印鑑

※ 申請後1か月程度で交付されます。

● 手帳の変更届・再交付

愛の手帳をお持ちの方で、次に該当するときは市役所福祉サービス支援室で手続きが必要です。

- ① 氏名を変更したとき。
- ② 住所を変更したとき。
- ③ 保護者を必要としなくなったとき、又は、保護者を変更したとき。
- ④ 本人が死亡したとき。
- ⑤ 手帳を紛失・破損したとき。

※ ①から④の場合は、手帳と印鑑が必要です。

※ ⑤の場合は、手帳と印鑑と写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm・上半身で脱帽したもの・カラー、白黒可）が必要です。

● 再判定

満3歳、6歳、12歳、18歳になったとき、又は、知的障がいの程度に著しい変化が認められたときは、再判定を受け、手帳を更新する必要があります。

手帳交付の申請に記載された窓口で電話予約を行ってください。

【参考】愛の手帳判定基準表

44

区分		判定内容
1 度（最重度）		各種の診断の結果、知的障がいの程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「1」程度のものに該当するもの
2 度（重度）		各種の診断の結果、知的障がいの程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの
3 度（中度）		各種の診断の結果、知的障がいの程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの
4 度（軽度）		各種の診断の結果、知的障がいの程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの
その他	（程度不明）	各種の診断の結果、知的障がいの程度が判定不能で、またプロフィールについて、その程度の判定が非常に困難であるときは「程度不明」とする。
	（非該当）	前各号に該当しないと判定されたときは「非該当」とする。
備考		総合判定プロフィールに基づき、被判定者年齢を十分考慮し、決定すること。

	1 度（最重度）	2 度（重度）	3 度（中度）	4 度（軽度）
知能測定値	知能指数及び、それに該当する指数がおおむね 0 から 19 のもの	知能指数及び、それに該当する指数がおおむね 20 から 34 のもの	知能指数及び、それに該当する指数がおおむね 35 から 49 のもの	知能指数及び、それに該当する指数がおおむね 50 から 75 のもの
知能能力	文字や数の理解力の全くないもの	文字や数の理解力の僅少ないもの	表示をある程度理解し、簡単な加減ができるもの	ラジオ、新聞等をある程度日常生活に利用できる。給料等の処理ができるもの
職業能力	簡単な手伝いなどの作業も不可能なもの。特に成人については、職業能力のないもの	簡単な手伝いや使いは可能なもの。特に成人については、庇護された環境のもとで、単純作業が可能なもの	指導のもとに単純作業が可能なもの。特に成人については、指導のもとに自分の労働により最低生活が可能なもの	単純作業が可能なもの。特に成人については、自分の労働により最低生活が可能なもの
社会性	対人関係の理解の不能なもの。特に成人について、社会的生活の不能なもの	集団的行動がほとんど不能なもの。特に成人については、社会的生活の困難なもの	対人関係の理解及び集団行動がある程度可能なもの。特に成人については、他人の理解のもとに従属的社会生活が可能なもの	対人関係はおおむね良く、集団的行動がおおむね可能なもの。特に成人については、従属的な立場での社会的生活が可能なもの
言語疎通	言語がほとんど不能なもの	言語がやや可能なもの	言語が幼稚で文通の不可能なもの	言語及び簡単な文通が可能なもの
身体的健康	特別の治療、看護が必要なもの	特別の保護が必要なもの	特別な注意が必要なもの	正常で特に注意を必要としないもの
日常行動	日常行動に異常及び特異な性癖があるため特別の保護者指導が必要なもの	日常行動に異常があり、常時注意と指導が必要なもの	日常行動に大した異常はないが、指導が必要なもの	日常行動に異常がなく、ほとんど指導を必要としないもの
基本的生活	身辺生活の処理がほとんど不可能なもの	身辺生活の処理が部分的にしか可能でないもの	身辺生活の処理が大体可能なもの	身辺生活の処理が可能なもの

2-3 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方が、各種サービスを受けるために必要な手帳として交付されます。

障がいの程度により1から3級に分かれています。

● 手帳交付の申請

次のものを持参し、市役所福祉サービス支援室へ申請をしてください。

- ① 障害者手帳申請書
- ② 医師の診断書（障害者手帳用。申請日から3か月以内のもの）又は障害年金（精神障がい）の年金証書の写し
- ③ 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽・上半身、申請日から1年以内に撮影したもの。写真の裏には氏名と生年月日を必ず記載してください。）
- ④ 同意書（年金証書の写しで申請をするとき）
- ⑤ あて名を書いた郵便はがき（交付予定日の通知を希望する場合）

● 有効期間

手帳の有効期間は、申請受理日から2年間となります。

● 更新・変更・再交付申請

<更新>

手帳を更新される場合は、申請の際に必要な書類と現在交付されている手帳の写しが必要です。

更新申請は、手帳の有効期限の3か月前から行うことができます。

<変更>

障害程度の変更…申請の際に必要な書類と手帳の写しを持って窓口へ申請をしてください。

氏名・住所の変更…手帳をお持ちになり、窓口へ申請をしてください。

<再交付>

手帳を紛失・破損・汚損した場合は、写真1枚と手帳がある場合は手帳をお持ちになり、窓口へ申請をしてください。

【参考】精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準表

障がい等級	1級 (精神障がい者であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	2級 (精神障がい者であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの)	3級 (精神障がい者であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)
精神疾患（機能障がい）の状態	1. 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2. そううつ病(気分(感情)障がい)によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、かつ、これらが持続したり、頻繁に繰り返したりするもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、頻繁に繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経症状が高度であるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6. 器質精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 7. その他精神神経疾患によるものにあつては、上記の1から6に準ずるもの	1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、高度の人格変化、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2. そううつ病(気分(感情)障がい)によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、かつ、これらが持続したり、頻繁に繰り返したりするもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、頻繁に繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経症状があるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6. 器質精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 7. その他精神神経疾患によるものにあつては、上記の1から6に準ずるもの	1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2. そううつ病(気分(感情)障がい)によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、頻繁に繰り返すもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、発作又は又は知能障がいその他精神神経症状があるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6. 器質精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 7. その他精神神経疾患によるものにあつては、上記の1から6に準ずるもの
能力障がいの状態	1. 調和のとれた適切な食事摂取ができない 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の周りの清潔保持ができない 3. 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買い物ができない 4. 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない 6. 身の周りの安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない 7. 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない (上記1から8のうちいくつかに該当するもの)	1. 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の周りの清潔保持は援助なしにはできない。 3. 金銭管理や計画的で適切な買い物は援助なしにはできない。 4. 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは、援助なしにはできない 6. 身の周りの安全保持や危機的状況での適切な対応は、援助なしにはできない。 7. 社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記1から8のうちいくつかに該当するもの)	1. 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるが、なお援助を必要とする 2. 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の周りの清潔保持は自発的に行うことができるが、なお援助を必要とする。 3. 金銭管理や計画的で適切な買い物はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 4. 規則的な通院・服薬はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは、なお十分とは言えず不安定である。 6. 身の周りの安全保持や危機的状況での対応は適切であるが、なお援助を必要とする。 7. 社会的手続きや一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (上記1から8のうちいくつかに該当するもの)

3-1 居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・同行援護・行動援護等

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児の身体介護や家事援助を行います。

手続きや費用については、P7から14をご覧ください。

※ 40から65歳未満の方、65歳以上の方で介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます。

● 対象・障害程度区分・サービス内容

① 居宅介護（ホームヘルプ）

対象：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児

障害程度区分：区分1以上（身体介護を伴う場合の通院介助は区分2以上）

身体介護とは、居宅での入浴、排せつ、食事の介護と身体介護を伴う通院介助を行うサービスです。

家事援助とは、居宅での掃除、洗濯、調理等と身体介護を伴わない通院介助を行うサービスです。

② 重度訪問介護

対象：重度の肢体不自由の方で、次のいずれにも該当する方

ア) 二肢以上に麻痺がある方

イ) 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている方

障害程度区分：区分4以上の方

重度訪問介護とは、常時介護を必要とする方に、居宅での入浴、排せつや食事の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、外出時における移動中の介護などを行うサービスです。

③ 同行援護

対象：視覚障がい者

障害程度区分：身体介護を伴わない場合は、次に該当する方（障害程度区分の定めはありません。）

ア) 同行援護アセスメント票の項目中「1から3」のいずれかが1点以上であり、「4」の点数が1点以上である方

身体介護を伴う場合は、次のいずれにも該当する方

ア) 区分2以上であり、障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「できる」以外と認定されている方

イ) 同行援護アセスメント票の項目中「1から3」のいずれかが1点以上であり、かつ「4」の点数が1点以上の方

同行援護とは、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、外出をする際の移動の援護や排せつ、食事の介護、代筆や代読などの支援を行うサービスです。

④ 行動援護

対象：知的障がい者、精神障がい者、障がい児

障害程度区分：区分3以上で、認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が8点以上の方

行動援護とは、自己判断能力が制限されている方が行動をする時に、危険を回避するための必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつや食事の介護等を行うサービスです。

⑤ 重度障害者等包括支援

対象：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児

障害程度区分：区分6で、意思疎通に著しい困難を有する方で、次に該当する方

ア) 重度訪問介護の対象であり、四肢全てに麻痺があり、寝たきりの状態にある次のいずれかに該当する方

1) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者

2) 最重度知的障がい者（愛の手帳1度相当）

イ) 障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が15点以上の方

重度障害者等包括支援とは、介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に行うサービスです。

3-2 療養介護

医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理など医学的管理の下で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談を行うサービスです。

手続きや費用については、P7から14をご覧ください。

● 対象

病院等へ長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする次に該当する方

ア) 障害程度区分が区分6であり、かつ、筋萎縮性側索硬化症（ALS）で気管切開を伴う人工呼吸器を装着している方

イ) 障害程度区分が区分5であり、かつ、筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者の方

3-3 生活介護・自立訓練

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児の身体介護や家事援助を行います。

手続きや費用については、P7から14をご覧ください。

※ 40歳から65歳未満の方、65歳以上の方で介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます。

● 対象・障害程度区分・サービス内容

① 生活介護

対象：常時介護を有する障がい者

障害程度区分：区分3以上（50歳以上の方は区分2以上）

生活介護とは、昼間、障がい者支援施設等で入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

対象：常時介護を有する障がい者

障害程度区分：区分3以上（50歳以上の方は区分2以上）

自立訓練とは、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を提供するサービスです。

自立訓練のうち、機能訓練とは、身体障がい者を対象として、身体機能・生活能力の維持向上を目的としています。

自立訓練のうち、生活訓練とは、知的障がい者・精神障がい者を対象として、生活能力の向上を目的としています。

3-4 短期入所（ショートステイ）

介護を行う方の疾病やその他の理由により、居宅で介護を受けることが一時的に困難になった場合に、指定の障がい者（児）施設などに短期間入所して、必要な支援を受けるサービスです。

手続きや費用については、P7から14をご覧ください。

※ 40歳から65歳未満の方、65歳以上の方で介護保険のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます。

● 対象・障害程度区分

対象：身体障がい者、知的障がい者・精神障がい者・障がい児

障害程度区分：区分1以上

3-5 日中一時支援事業

障がい者等の日中の活動の場を提供し、一時的な見守りを行うサービスです。

● 対象

市内に住所がある身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児（小学生未満は除く）

※ 介護保険法による要介護状態の方は除きます。

● 費用

利用者負担は原則 1 割負担となります。所得に応じて月額上限があります。

3-6 移動支援事業

移動が困難な障がい者（児）に対して、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加をするための外出を支援するサービスです。（平成 23 年 10 月から視覚障がいの方は原則、障害者自立支援法の「同行援護」サービスに移行となりました。）

● 対象

市内に住所を有する方、又は市外に住所があり共同生活介護、施設入所支援、共同生活援助のサービスを受給されている小学生以上の方で次のいずれかに該当する方

① 視覚障がいの方

② 両上肢・両下肢の障がい程度がともに、1 級及び 2 級である方

※ ただし、重度訪問介護又は重度障害者等包括支援のサービスを受けている方を除く。

③ 愛の手帳の交付を受けている方

④ 精神障害者保健福祉手帳を受けている方、又は医師の診断書により精神障がいがあると認められた方で、単独での移動が困難な方

● 制限

利用にあたっては、次の制限があります。

● 費用

利用者負担は原則 1 割負担となります。所得に応じて月額上限があります。

3-7 ガイドヘルパーネットワーク

東京都から他道府県へ出かけるとき、その目的地のガイドセンター等と連絡をとり、ガイドヘルパーを紹介します。

- 対象

18 歳以上の重度の視覚障がい者（おおむね身体障害者手帳 1・2 級程度）で、社会生活上必要と認められる外出をするときに、付添いが得られない方

- 費用

ガイドヘルパーの紹介は無料です。

ガイドヘルパーに支払う利用料金は、目的地の他道府県が定める基準により利用者負担です。

交通費等は、ガイドヘルパーの分を含めて利用者負担です。

- お問い合わせ

〒 169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2 日本盲人福祉センター内

東京都ガイドセンター

☎ 03-5272-0996 FAX 03-3200-7755

3-8 訪問入浴サービス

入浴が著しく困難な在宅の障がい者に対して、訪問による入浴サービスを行います。

- 対象

狛江市内に住所を有し、15 歳以上 65 歳未満の方で、座位を保つことが著しく困難で、訪問入浴によらなければ入浴が困難な方

※ ただし、介護保険法による「要介護状態」又は「要支援状態」の方は除きます。

- 費用

原則 1 割負担ですが、所得に応じて負担上限月額が設けられています。

- 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

3-9 重度脳性麻痺者介護人派遣事業

重度脳性麻痺により、単独で屋外活動をすることが困難な方の介護を行います。介護人は、障がい者の推薦を受けた家族とします。

- 対象

市内に居住する 20 歳以上の方で、重度脳性麻痺による身体障害者手帳 1 級の方（介護の回数は月 12 回までとし、1 回は 1 日を単位とします。）

- 制限

- ① 障害者自立支援法におけるサービスを利用している場合（短期入所を除く。）
- ② 介護保険制度の訪問介護、通所介護のサービスを利用している場合

- 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

3-10 在宅重症心身障害児（者）訪問事業（都制度）

在宅で療育や介護を必要とする重症心身障がい児（者）の方がいる家庭に、看護師が訪問し、健康管理や看護技術、療育に関する相談等を行います。

- 対象

都内に住所を有する在宅の重症心身障がい児（者）

※ 手帳を持っていない方もご相談ください

- 事業内容

- 訪問看護

看護師による訪問看護を原則週 1 回、1 回 3 時間以内（曜日、時間は固定）の範囲で行います。

- 訪問健康診査（必要な場合のみ）

医師と看護師等による訪問健康診査や療育相談を原則年 1 回行います。

- 費用

無料（ただし、利用に必要となる主治医の指示書にかかる費用は利用者負担となります。）

- 申請・お問い合わせ

多摩府中保健所（→ P 26）

3-11 笑顔サービス（有料家事援助サービス）

障がい者や高齢者の方が日常生活で少しお手伝いをして欲しいときに、会員制で運営する有料家事援助サービスを行っています。

- 対象

障がい者や高齢者の方

- 内容

次のような内容について家事援助を行っています。

- ① 食事の世話
- ② 衣類の洗濯や補修
- ③ 住居の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ 身の回りのお世話（入浴の介助は除く）
- ⑥ 通院や外出の介助
- ⑦ 話し相手など

- 料金

- ① 月から土曜日の午前9時から午後5時まで 1時間 800円
- ② 上記の時間・曜日以外 1時間 1,000円

（ただし、②はやむを得ない場合のみの対応となります。）

※ 利用にあたっては会員登録をしていただきます。（年会費一口1,000円以上）

- お問い合わせ

狛江市社会福祉協議会 地域福祉課（☎ P16）

4-1 心身障害者福祉手当（都制度・市制度）

身体障害者手帳 1 から 4 級、愛の手帳 1 から 4 度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の症状を有する方に、福祉手当を支給します。

● 対象

年 齢	手帳の程度	手当月額	所得制限
20 歳以上	身体障害者手帳 1 ・ 2 級	15,500 円	所得制限表（→ P 138）の金額を超えていないこと。
	愛の手帳 1 から 3 度		
	脳性麻痺・進行性筋萎縮症		
	身体障害者手帳 3 ・ 4 級	5,400 円	
	愛の手帳 4 度		
20 歳未満	身体障害者手帳 1 から 4 級	5,400 円 本人に義務教育終了前の兄弟姉妹がいる場合は、 1 人につき 1,600 円加算	
	愛の手帳 1 から 4 度		
	脳性麻痺・進行性筋萎縮症		

● 制限

次のいずれかに該当する場合は、受給することが出来ません。

- ① 65 歳以上で新規に手帳を取得された場合（該当等級になったものを含む。）
- ② 受給される方本人が、施設に入所している場合

● 申請

次のものを持って、申請をしてください。

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳
- ② 受給者本人の口座の番号が分かるもの
- ③ 印鑑

※ その年の 1 月 1 日以降に市内に転入された方は、（非）課税証明書が必要な場合があります。

● 支給方法

申請のあった月分から、毎年 4、8、12 月に、その前月までの分を銀行口座へ振り込みます。

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

4 - 2 東京都重度心身障害者手当（都制度）

心身に重度の障がいをもつ方に、手当を支給します。

● 対象

対象となる程度	手当月額	所得制限
重度の知的障がい、著しい精神症状などのため、常に特別な配慮の必要がある方	60,000 円	所得制限表（→ P 138）の金額を超えていないこと。
重度の知的障がいと重度の身体障がいの重複をしている方		
重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ、かつ座っていることが困難な障がいのある方		

※ 認定は、手帳所持とは別に東京都心身障害者福祉センター（→ P 23）で判定を行います。

● 支払方法

申請のあった日の月分から毎月 20 日頃に、銀行等の本人の口座に振り込みます。

● 制限

次のいずれかに該当する場合は、受給することが出来ません。

- ① 65 歳以上で新規に手帳を申請する場合
- ② 施設に入所している場合
- ③ 病院や診療所に継続して 3 か月を超えて入院している場合

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

4-3 特別障害者手当（国制度）

20 歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障がいのある方に対し、手当を支給します。

● 対象

20 歳以上で、重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする方

- ① 身体障害者手帳 1・2 級程度の方
- ② 愛の手帳 1・2 度程度の方
- ③ ①②と同等程度の疾病や精神障がいにある方

※ 所定の認定診断書を提出し、判定を受ける必要があります。

● 手当月額

26,260 円（平成 24 年 4 月 1 日時点）

● 支払方法

申請のあった月の翌月分から、2 月、5 月、8 月、11 月の 10 日頃に支払月の前月分までを、銀行等の本人の口座に振り込みます。

● 制限

次のいずれかに該当する場合は、受給することが出来ません。

- ① 施設に入所している場合
- ② 病院や診療所に継続して 3 か月を超えて入院している場合
- ③ 受給者本人や扶養義務者の所得が基準額を超える場合（→ P 138）

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

4 - 4 障害児福祉手当（国制度）

20 歳未満で、精神又は身体に重度の障がいのある方に対し、手当を支給します。

● 対象

20 歳未満で、重度の障がいがあるため、日常生活に常時介護を必要とする方で、障がいの程度が次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳 1 級及び 2 級（一部）程度の方
- ② 愛の手帳 1 度及び 2 度（一部）程度の方
- ③ 上記①②と同程度の疾病のある方

● 手当月額

14,280 円（平成 24 年 4 月 1 日時点）

● 支払方法

申請のあった月の翌月分から、2 月、5 月、8 月、11 月の 10 日頃に支払月の前月分までを、銀行等の本人の口座に振り込みます。

● 制限

次のいずれかに該当する場合は、受給することが出来ません。

- ① 受給される方本人が、施設に入所している場合
- ② 障がい児本人が障がいを理由とする公的年金を受けている場合
- ③ 受給者本人や扶養義務者の所得が基準額を超える場合(⇨P138)

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

4 - 5 特別児童扶養手当（国制度）

20 歳未満の児童を養育している方に対し、手当を支給します。

● 対象

次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を養育している方

- ① 身体障害者手帳 1・2 級の児童（重度障害）
- ② 愛の手帳 1・2 度の児童（重度障害）
- ③ 身体障害者手帳 3 級程度の児童（中度障害）
- ④ 愛の手帳 3 度程度の児童（中度障害）
- ⑤ 上記①から④と同程度の疾病、身体又は精神に障がいのある児童（指定の診断書の提出が必要です。）

● 手当月額

- ①・②（重度障害）に該当する方 50,400 円（平成 24 年 4 月 1 日時点）
- ③・④（中度障害）に該当する方 33,570 円（平成 24 年 4 月 1 日時点）

● 支払方法

申請のあった月の翌月分から、4 月、8 月、11 月の 10 日頃に支払月の前月分までを、ご指定のあった銀行口座等に振込みます。

● 制限

次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ① 養育している児童が、施設に入所している場合
- ② 障がい児本人が重度の障がいを理由とする公的年金を受けている場合
- ③ 受給者本人や扶養義務者の所得が基準額を超える場合(→P138)

● 申請・お問い合わせ

児童青少年部 子育て支援課

4-6 児童扶養手当（国制度）

18 歳まで（一部 20 歳未満までを含む）の児童に対し、手当を支給します。

● 対象

0 歳から 18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある児童（20 歳未満で政令に定める程度の障がいをもつ児童を含む）であり、次のいずれかに該当する場合

- ① 父又は母が離婚した場合
- ② 父又は母が死亡した場合
- ③ 父又は母が生死不明である場合
- ④ 父又は母に 1 年以上遺棄されている場合
- ⑤ 父又は母が法令により 1 年以上拘留されている場合
- ⑥ 婚姻によらないで生まれた場合
- ⑦ 父又は母が重度の障がいをもつ場合

● 手当月額

第 1 子	全部	41,430 円
	一部	41,420 円から 9,780 円（受給者本人や扶養義務者の所得により異なります。）
第 2 子		5,000 円を加算
第 3 子以降		3,000 円を加算

● 支払方法

申請のあった月の翌月分から、4 月、8 月、12 月の 10 日頃に支払月の前月分までを、ご指定のあった銀行口座等に振込みます。

● 制限

次の場合は、支給対象になりません。

受給者本人や扶養義務者の所得が基準額を超える場合（基準額については、お問い合わせください。）

次のいずれかに該当する場合は、手当の申請をすることが出来ません。

- ① 児童又は受給資格者の住所が日本国内でない場合
- ② 児童又は受給資格者が公的年金を受給できる場合
- ③ 児童が父又は母に支給される公的年金の加算対象の場合
- ④ 児童が児童福祉施設等（通園施設等を除く。）に入所している場合
- ⑤ 児童が里親に委託されている場合
- ⑥ 児童が父母と生計を同じくしている場合
- ⑦ 児童が父又は母の配偶者に養育されている場合（事実上の配偶者を含む。）

※同一住所に異性がいる場合等は、事実上の配偶者とみなします。

● 申請・お問い合わせ 児童青少年部 子育て支援課

4-7 児童育成手当（育成手当）

18 歳までの児童がいる方に対し、手当を支給します。

● 対象

0 歳から 18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで間にある児童の方で、次のいずれかに該当する方

- ① 父又は母が死亡している場合
- ② 父又は母が生死不明である場合
- ③ 父又は母に 1 年以上遺棄されている場合
- ④ 婚姻によらないで生まれた場合
- ⑤ 父母が離婚した場合
- ⑥ 父又は母が法令により 1 年以上拘留されている場合
- ⑦ 父又は母が重度の障がい有する場合

● 手当月額

13,500 円（平成 24 年 4 月 1 日時点）

● 支払方法

申請のあった月の翌月分から、2 月、6 月、10 月の 10 日頃に支払月の前月分までを、ご指定のあった銀行口座等に振り込みます。

● 制限

次の場合は、支給対象となりません。

受給者本人の所得が基準額を超える場合(⇨P138)

次のいずれかに該当する場合は、手当の申請をすることが出来ません。

- ① 児童が児童福祉施設等（通園施設等を除く。）に入所している場合
- ② 児童が里親に委託されている場合
- ③ 児童が父母と生計を同じくしている場合
- ④ 児童が父又は母の配偶者に養育されている場合（事実上の配偶者含む。）

※同一住所に異性がいる場合等は、事実上の配偶者とみなします。

● 申請・お問い合わせ

児童青少年部 子育て支援課

4 - 8 児童育成手当（障害手当）

20 歳未満で心身に障がいのある方に対し、手当を支給します。

- 対象

20 歳未満で、次のいずれかに該当する方

- ① 愛の手帳 1 から 3 度の方
- ② 身体障害者手帳 1 ・ 2 級の方
- ③ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の方

- 手当月額

15,500 円

- 支払方法

申請のあった月の翌月分から、2 月、6 月、10 月の 10 日頃に支払月の前月分までを、ご指定のあった銀行口座等に振込みます。

- 制限

次の場合は、支給対象となりません。

受給者本人や扶養義務者の所得が基準額を超える場合(⇨P138)

次に該当する場合は、手当の申請をすることが出来ません。

養育している児童が、児童福祉施設等に入所している場合

- 申請・お問い合わせ

児童青少年部 子育て支援課

4-9 難病者福祉手当（市制度）

難病に罹患している方で、難病医療費助成制度による医療券を所持している方、又は公簿等によりそのことが確認できる方に対し、手当の支給を行います。

● 対象

（平成 24 年 3 月現在）

	病 名		病 名		病 名
ア	亜急性硬化性全脳炎 (国)	コ	後縦靱帯骨化症 (国)	ト	特発性血小板減少性紫斑病 (国)
	悪性関節リウマチ (国)		拘束型心筋症 (国)		特発性好酸球増多症候群 (都)
	悪性高血圧 (都)		広範脊柱管狭窄症 (国)		特発性大腿骨頭壊死症 (国)
	アミロイドーシス(原発性アミロイド症) (国)		骨髄線維症 (都)		特発性門脈圧亢進症 (都)
	アレルギー性肉芽腫性血管炎 (都)		混合性結合組織病 (国)	ネ	ネフローゼ症候群 (都)
イ	遺伝性(本態性)ニューロパチー (都)	サ	再生不良性貧血 (国)	ノ	膿疱性乾癬 (国)
	遺伝性 QT 延長症候群 (都)		サルコイドーシス (国)	ハ	肺動脈性肺高血圧症 (国)
ウ	ウィルソン病 (都)	シ	シェーグレン症候群 (都)		ハンチントン病関連疾患 (国)
	ウェゲナー肉芽腫 (国)		自己免疫性肝炎 (都)		バッド・キアリ症候群 (国)
オ	黄色靱帯骨化症 (国)		重症急性膵炎 (国)		パーキンソン病関連疾患 (国)
カ	潰瘍性大腸炎 (国)		重症筋無力症 (国)		進行性核上性麻痺 大脳皮質基底核変性症 パーキンソン病
	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) (国)		重症多形滲出性紅斑(急性期) (国)	ヒ	肥大型心筋症 (国)
	肝内結石症 (国)		神経線維腫症(Ⅰ型/Ⅱ型) (国)		皮膚筋炎及び多発性筋炎 (国)
	間脳下垂体機能障害 (国)		進行性筋ジストロフィー (都)		びまん性汎細気管支炎 (都)
	PRL 分泌異常症		人工透析を必要とする腎不全 (都)		ビュルガー病 (国)
	ゴナドトロピン分泌異常症	ス	スモン (国)		表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型) (国)
	ADH 分泌異常症	セ	成人スティル病 (都)	フ	副腎白質ジストロフィー (国)
	下垂体性 TSH 分泌異常症		脊髄空洞症 (都)		プリオン病 (国)
	クッシング病		脊髄小脳変性症 (国)	ヘ	ベーチェット病 (国)
	先端巨大症		脊髄性筋萎縮症 (国)		母斑症 (都)
	下垂体機能低下症		先天性血液凝固因子欠乏症 (国)	ホ	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 (国)
キ	球脊椎性筋萎縮症 (国)	タ	先天性ミオパチー (都)		慢性血栓塞栓性肺高血圧症 (国)
	強直性脊椎炎 (都)		全身性エリテマトーデス (国)	ミ	ミオトニー症候群 (都)
	強皮症 (国)		高安病(大動脈炎症候群) (国)		ミトコンドリア病 (国)
	筋萎縮症側索硬化症 (国)		多系統萎縮症 (国)	モ	網膜色素変性症 (国)
ク	クローン病 (国)		線条体黒質変性症		網膜脈絡膜萎縮症 (都)
ケ	劇症肝炎 (国)		オリブ橋小脳萎縮症		モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症) (国)
	結節性動脈周囲炎 (国)		シャイ・ドレーガー症候群	ラ	ライソゾーム病(ファブリー病含む) (国)
	結節性多発動脈炎		多発性硬化症 (国)		リンパ脈管筋腫症(LAM) (国)
	顕微鏡的多発血管炎		多発性嚢胞腎 (都)	リ	(国) …国庫補助対象疾病
	原発性硬化性胆管炎 (都)	テ	天疱瘡 (国)		(都) …都補助対象疾病
	原発性胆汁性肝硬変 (国)	ト	特発性拡張型(うっ血型)心筋症 (国)		
	原発性免疫不全症候群 (国)		特発性間質性肺炎 (国)		

※ 上記一覧表の疾病は、年度の途中でも追加・廃止される場合があります。

(50 音順)

- 手当月額

5,400 円

- 支払方法

申請のあった月分から、2 月、6 月、10 月の 10 日頃に支払月の前月分までを本人等の銀行口座に振り込みます。

※ 毎年現況届を提出していただく必要があります。

- 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

4-10 障害基礎年金（国民年金）

国民年金に加入している間に初診日（障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令に定められた障害等級表（1級・2級）による障がいの状態にある間は障害基礎年金を受給することができます。（保険料納付要件があります。）

また、20歳前の病気やケガがもとで障がい者（児）となった場合も対象となります。（所得制限があります。）

● 対象

65歳未満の方で、次のいずれかに該当する方

- ① 原則として国民年金に加入している間に初診日（障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで一定の障がい状態になった方（⇨P65【認定基準表1】参照）
保険料の納付要件があります。
- ② 20歳前の病気やケガで、一定の障がい状態になった方（⇨P65【認定基準表1】参照）
本人の所得制限があります。

● 支給額（平成23年度支給額）

1級…年額 986,100 円

2級…年額 788,900 円

- ※ 受給権者に18歳到達年度の末日までにある子どもがいる時、又は20歳未満で障がいを持つ子どもがいる時は1人目、2人目は各227,000円、3人目からは1人につき75,600円が加算されます。

● 申請・お問い合わせ

【申請】 福祉保健部 保険年金課

※ 毎週月・水・金 午前9時から12時まで、午後1時から4時まで（受付は午後3時30分まで）
に社会保険労務士による相談を行っています。

【制度のお問い合わせ】

〒183-8505 府中市府中町2-12-2

府中年金事務所 午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝祭日・年末年始を除く）

時間延長 週初の開所日 午後5時15分から午後7時まで

週末相談 第2土曜日 午前9時30分から午後4時まで

☎ 042-361-1011 FAX 042-361-2649

ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/office/15tokyo/fuchu.html#01>

【一般の年金相談はこちら】

ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 （IP電話・PHSから） ☎ 03-6700-1165

【認定基準表 1】 ※ 身体障害者手帳の等級とは認定基準が異なります。

障害等級		障がいの状態
1級	1	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障がいがあるもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障がいがあるもの
	6	両下肢の機能に著しい障がいがあるもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいがあるもの
	9	前各号に掲げるものの他、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障がいがあるもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障がいがあるもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいがあるもの
	8	一上肢の機能に著しい障がいがあるもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障がいがあるもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障がいがあるもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいがあるもの
	15	前各号に掲げるものの他、身体の機能障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

4-11 障害厚生年金・障害手当金

厚生年金に加入している間に初診日（障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガにより障害基礎年金（→ P 64）の1級又は2級に該当する障がいの状態になった時は、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金を受給することが出来ます。

障がいの状態が2級に該当しない程度の時は、3級の障害厚生年金を受給することが出来ます。

なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受給するよりも軽い障がいが残った時には障害手当金（一時金）を受給することが出来ます。（障害厚生年金・障害手当金の受給には、保険料納付要件があります。）

● 対象

1・2級の方は障害基礎年金（→ P 65 参照）と同じ

3級の方は下記の【認定基準表2】のとおり

【認定基準表2】※ 身体障害者手帳の等級とは認定基準が異なります。

障害等級		障がいの状態
3級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	両耳の聴力が、40cm以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障がいを残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障がいを残すもの
	5	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	6	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障がいを残すもの
	8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
	9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
	10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の十趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるものの他、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
	13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
	14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいを持つものであって、厚生労働大臣が定めるもの

- 支給額（平成 23 年度支給額）

1 級…（報酬比例の年金額）×1.25 + 配偶者の加給年金額(227,000 円)

2 級…（報酬比例の年金額） + 配偶者の加給年金額（227,000 円）

3 級…（報酬比例の年金額） ※ 最低保障額 591,700 円

障害手当金…（報酬比例の年金額）× 2 ※ 最低保障額 1,183,400 円

- お問い合わせ

各年金事務所

4 - 1 2 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方は給付金を受けることができます。

- 対象

次のいずれかに該当する方

① 平成 3 年 3 月以前に国民年金の任意加入対象であった昼間部の学生

② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金の任意加入対象であった、厚生年金等に参加していた方の配偶者

※ 所得制限があります。

- 給付額（平成 23 年度給付額）

障害基礎年金 1 級相当に該当する方 月額 49,650 円

障害基礎年金 2 級相当に該当する方 月額 39,720 円

- 申請・問い合わせ

【申請先】 福祉保健部 保険年金課

【制度のお問い合わせ】

〒183-8505 府中市府中町 2-12-2

府中年金事務所 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日・祝祭日・12/29 から 1/3 を除く）

時間延長 週初の開所日 午後 5 時 15 分から午後 7 時まで

週末相談 第 2 土曜日 午前 9 時 30 分から午後 4 時まで

☎ 042-361-1011 FAX 042-361-2649

ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/office/15tokyo/fuchu.html#01>

関係ページ <http://www.nenkin.go.jp/main/system/index10.html>

4-13 東京都心身障害者扶養共済制度

都道府県や政令市で実施されている心身障がい者を扶養している保護者の方が、万が一のとき（死亡・重度障がい）に、終身一定額の年金を心身障がい者の方に支給する任意加入の制度です。

● 対象

次のいずれにも該当している方が対象となります。

- ① 東京都内に住所を有していること。
- ② 次のいずれかに該当する方を扶養している保護者であること。
 - ア) 愛の手帳を所持している方
 - イ) 身体障害者手帳を所持しており、障害等級が1から3級の方
 - ウ) 精神又は身体（脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等）に永続的な障がいのある方
- ③ 加入年度の初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること。
- ④ 特別な疾病や障がいがなく、保険契約の対象となる健康状態であること。

※ 上記要件を満たしていた場合でも、年間462万1千円以上の所得（年間総所得から必要経費等を引いたもの）がある場合は、制度に加入することが出来ません。

● 掛金

掛金は加入者（保護者）の年齢によって異なります。

加入者の加入時年齢	月額（1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円

※1 心身障がい者1名につき、2口まで加入することが出来ます。

※2 月額は平成20年4月1日時点のものであり、変更された場合は、その金額が月額となります。

● 年金支給額・支給期間

年金支給額：月額20,000円（1口あたり）

支給期間：加入者が死亡又は重度障がいとなった月から、心身障がい者が死亡するまで

● 申請

福祉保健部 福祉サービス支援室

ホームページ

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/fuyokyosai/index.html

5-1 心身障害者（児）医療費助成制度（マル障）

心身に障がいのある方にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担の一部を助成します。

● 対象

- ① 身体障害者手帳 1・2 級の方
(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能障がいは 1 から 3 級)
- ② 愛の手帳 1・2 度の方

● 制限

次のいずれかに該当する場合は、助成を受けることができません。

- ① 生活保護を受けている場合
- ② 障がい者本人（20 歳未満の場合は扶養義務者）の前年の所得が限度額を超える場合
- ③ 後期高齢者医療制度に加入されている方で、住民税が課税されている場合
- ④ 65 歳以上になってはじめて対象となる手帳を取得された場合
- ⑤ 公的医療保険に未加入の場合
- ⑥ 65 歳に達する日までの前日に申請を行わなかった場合（例外があります。）

● 申請

次のものを持参して、申請をしてください。

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳
- ② 健康保険証
- ③ 印鑑

※ その年の 1 月 1 日以降に市内に転入された方は、（非）課税証明書が必要な場合があります。

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

5-2 自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患を理由として精神科等に通院している方に、医療費の助成を行います。費用は原則 1 割負担ですが、所得に応じて自己負担上限額が設定されています。（⇨ P 71）

- 対象

精神疾患を理由として通院している方

- 対象となる医療

- ① 通院による医療
- ② 指定医療機関で行う往診
- ③ デイケア・訪問看護

自立支援医療（更生医療）

身体障がい者の職業能力を増進、あるいは日常生活の便宜を益すため、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療に係る医療費の助成を行います。費用は原則 1 割負担ですが、所得に応じて月額上限が設定されています。（⇨ P 71）

- 対象

身体障害者手帳を持っている 18 歳以上の方

- 対象となる医療

- ① 診察・看護・移送
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療ならびに施術
- ④ 病院又は診療所への入院

自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのある 18 歳未満の児童に対し、早い時期に治療を始め、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な手術等の医療を給付します。（⇨ P 71）

- 対象

18 歳未満の児童で、次の疾病治療のために手術等が必要であり、確実な治療効果が期待される方

- ① 視覚障がい

- ② 聴覚・平衡機能障がい
- ③ 音声・言語・そしゃく機能障がい
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓機能障がい
- ⑥ その他の先天性内臓機能障がい
- ⑦ 免疫機能障がい

● 対象となる医療

- ① 診療・看護・移送
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療ならびに施術
- ④ 病院又は診療所への入院

● 費用

医療費の1割が自己負担となりますが、所得に応じて月に負担する月額が設定されています。

【自立支援医療費負担上限額表】

区分	自己負担割合	1か月の自己負担上限額	
		重度かつ継続 ^{※1} に該当しない	重度かつ継続 ^{※1} に該当する
1 生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯	0割	0円	0円
2 区市町村民税非課税世帯で、受診者本人（未成年の場合は保護者）の収入が80万円以下の方	1割	2,500円	2,500円
3 区市町村民税非課税世帯で、受診者本人（未成年の場合は保護者）の収入が80万円を超える方		5,000円	5,000円
4 区市町村民税（所得割）が3万3千円未満		育成医療：5,000円 ^{※2} 精神通院・更生医療：上限なし	5,000円
5 区市町村民税（所得割）が3万3千円以上23万5千円未満		育成医療：10,000円 ^{※2} 精神通院・更生医療：上限なし	10,000円
6 区市町村民税(所得割)が23万5千円以上	対象外（一般の医療と同じ扱いとなります）		20,000円 [※]

※1：「重度かつ継続」に該当する範囲

・ 疾病・症状等から対象になる者

精神…①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関係障がい(依存症等)

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断したもの

更生・育成…じん臓・小腸・免疫・心臓(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)障がいの方

・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

精神・更生・育成…医療保険多数該当の者

※2：経過的特例措置により、対象とされているものです。

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

5-3 小児慢性疾患の医療費助成制度

18 歳未満の児童で、疾患の対象となっている方に医療保険の自己負担分の助成を行います。

● 対象

18 歳未満の児童で、次のいずれかの疾患にかかっており、病状が認定基準を満たす方

※ ただし、18 歳に達した時点で助成を受けていて、引き続き受ける場合は 20 歳未満まで延長できます。

- ① 悪性新生物（がん）
- ② 慢性腎疾患
- ③ 慢性呼吸器疾患
- ④ 慢性心疾患（手術の場合は育成医療（→ P 70）の給付対象）
- ⑤ 内分泌疾患
- ⑥ 膠原病
- ⑦ 糖尿病
- ⑧ 先天性代謝異常
- ⑨ 慢性血液・免疫疾患
- ⑩ 神経・筋疾患
- ⑪ 慢性消化器疾患

● 助成範囲

慢性疾患を治療するための医療費のうち、健康保険適用後の自己負担額の一部を助成します。

生計中心者の所得に応じて、自己負担限度額（下表）が定められています。

【小児慢性疾患 月額自己負担限度額表】

（平成 20 年 7 月 1 日改訂）

区 分	自己負担限度額	
	入院	外来
生活保護受給世帯・支援給付受給世帯※ ¹	0 円	0 円
住民税非課税世帯	0 円	0 円
所得税非課税世帯	2,200 円	1,100 円
所得税課税年額 5,000 円以下の世帯	3,400 円	1,700 円
所得税課税年額 5,001 円以上 15,000 円未満の世帯	4,200 円	2,100 円
所得税課税年額 15,001 円以上 40,000 円未満の世帯	5,500 円	2,750 円
所得税課税年額 40,001 円以上 70,000 円未満の世帯	9,300 円	4,650 円
所得税課税年額 70,001 円以上の世帯	11,500 円	5,750 円

※ 1：支援給付受給世帯とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯です。

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

5-4 小児精神障害者入院医療費助成制度

18歳未満（一部20歳未満）の児童が精神疾患により入院治療をする場合に、その入院医療費の自己負担額を助成します。

● 対象

精神疾患のため、精神科病床で入院治療を必要とする18歳未満の方

※ ただし、入院治療が継続されている場合は、20歳の誕生月の末日まで延長できます。

● 助成範囲

精神科病床に入院した際の医療費のうち、高額療養費分を除いた額を助成します。

ただし、入院時の食費は自己負担となります。

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

5-5 難病者医療費助成制度（マル都）

都内に住所のある方で、難病等にかかっている方に対し、難病を治療するための医療費のうち、健康保険や介護保険適用後の自己負担額の一部（月額自己負担額を除いた額）を助成します。

● 対象

次のいずれにも該当する方

- ① 難病医療費助成等の対象疾病にかかっている方
- ② 医療費助成の認定基準を満たしている方

● 助成範囲

認定された疾病のうち、医療保険や介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額が助成されます。

入院・外来ともに、患者の生計中心者の収入に応じて自己負担額があります。（重症認定患者等及び患者の生計中心者が住民税非課税の場合は、自己負担はありません。）

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

5-6 特定疾病療養受療証制度（マル長）

保険加入者で、特定の疾病にかかっている方の医療費の助成を行います。

● 対象

国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療制度に加入している次のいずれかに該当する方

- ① 人工じん臓を実施している慢性腎不全の方
- ② 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障がい又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障がい
- ③ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（H I V感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）

● 助成範囲

「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口に提示することにより、1か月の医療費自己負担の限度額は、以下のとおりとなります。

対象の疾病	70 歳以上	70 歳未満
上記対象の①に該当の方	1 万円	上位所得者 2 万円 それ以外 1 万円
上記対象の②に該当の方	1 万円	
上記対象の③に該当の方	1 万円	

● 手続

国民健康保険の方……福祉保健部 保険年金課

後期高齢者医療の方…福祉保健部 保険年金課

その他の健康保険の方…各社会保険の窓口へお問い合わせください。

5-7 B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

B型・C型肝炎にかかっている方が、認定基準を満たし、対象となる治療を行っている場合に、その医療にかかる医療費の助成を行います。

● 対象

都内に住所を有し、B型肝炎、C型肝炎の根治を目的とする次のいずれかの治療を行っている方

① B型肝炎、C型肝炎のインターフェロン治療を行っている方

② B型肝炎の核酸アナログ製剤治療を行っている方

※ 他の医療助成制度等の助成を受けている方は対象とならない場合があります。

● 助成範囲

保険診療を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額が助成されます。

世帯の市民税額により一部負担額がある（下表参照）他、入院時の食事等の費用は助成されません。

階層区分	月額上限負担額
世帯の市民税（所得割・均等割両方とも）非課税の方	0円
世帯の市民税（所得割）が235,000円未満の方	10,000円
世帯の市民税（所得割）が235,000円以上の方	20,000円

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

5-8 養育医療

未熟児で出生した方が指定養育医療機関に入院した場合、養育に必要な医療費の助成を行います。

● 対象

次のいずれかに該当する未熟児で、入院して養育を受ける必要があると医師が認めたもの

① 出生時の体重が2,000g以下の乳児

② 生活力が特に弱く一定の症状を示す乳児

● 助成範囲

指定養育医療機関に入院させ、養育に必要な医療のうち、医療保険の自己負担分の一部を給付します。

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

5-9 大気汚染医療費助成

大気汚染の影響を受けると推定される疾病について、医療保険の自己負担分の医療費の助成を行います。

● 対象

都内に引き続き1年以上（3歳未満は6か月以上）住所を有する方で、健康保険等に参加しており、申請日以降喫煙をしない次のいずれかに該当する方

- ① 気管支ぜん息（全年齢対象）
- ② 慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫（18歳未満）

● 助成範囲

該当の疾病の治療に要した医療費のうち、医療保険の自己負担額を給付します。
ただし、入院時の食費は自己負担となります。

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

5-10 乳幼児医療費助成制度（マル乳）

未就学児童にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担の全部を助成します。

● 対象

市内に住所があり、健康保険に参加している未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を養育している方

● 制限

次のいずれかに該当する場合は、助成を受けることが出来ません。

- ① 児童が児童福祉施設等（通園施設等を除く。）に入所している場合
- ② 児童が里親に委託されている場合
- ③ 児童が小規模住居型養育事業を行う者に委託されている場合
- ④ 生活保護を受けている場合

● 申請・お問い合わせ

児童青少年部 子育て支援課

5-11 義務教育就学児医療費助成制度（マル子）

小・中学生にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分の一部を助成します。

● 対象

市内に住所があり、健康保険に加入している小・中学生（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を養育している方

● 助成内容

次の場合の自己負担額を除いた金額を助成します。

（入院・調剤・看護訪問） 0円

（通院） 1回あたり200円

● 制限

次のいずれかに該当する場合は、助成を受けることが出来ません。

- ① 児童が児童福祉施設等（通園施設等を除く。）に入所している場合
- ② 児童が里親に委託されている場合
- ③ 児童が小規模住居型養育事業を行う者に委託されている場合
- ④ 生活保護を受けている場合
- ⑤ 受給者又は扶養義務者の所得が基準額を超えている場合（→P138）

● 申請・お問い合わせ

児童青少年部 子育て支援課

5-12 ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）

ひとり親の家庭等の児童にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担の一部を助成します。

● 対象

市内に住所があり、健康保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方

- ① 父又は母が離婚又は婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡、又は生死不明である児童
- ③ 父又は母が重度の障がい有する児童
- ④ 父又は母が法令により1年以上拘留されている児童
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 婚姻によらないで生まれた児童

● 制限

次のいずれかに該当する場合は、助成を受けることができません。

- ① 児童が児童福祉施設等（通園施設等を除く）に入所している場合
- ② 児童が里親に委託されている場合
- ③ 児童が父母と生計を同じくしている場合
- ④ 国民健康保険や社会保険等に加入していない場合
- ⑤ 生活保護を受けている場合
- ⑥ 児童が父又は配偶者に養育されている場合（事実上の配偶者を含む。）

※同一住所に異性がいる場合等は、事実上の配偶者とみなします。

● 申請・お問い合わせ

児童青少年部 子育て支援課

6-1 障害者控除（所得税・住民税）

障がいを持っている方は、申告により住民税や所得税が軽減される場合があります。

● 対象

本人又はその控除対象配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方（１・２級は特別障害者控除の対象です。）
- ② 愛の手帳の交付を受けている方（１・２度は特別障害者控除の対象です。）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（１級は特別障害者控除の対象です。）
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症から第３項症の方は特別障害者控除の対象です。）

● 控除額

区分	所得税	住民税
障害者控除	27 万円	26 万円
特別障害者控除	40 万円	30 万円
同居特別障害者控除	75 万円	53 万円

● 控除の対象年度

◇ 住民税…各障害者手帳の申請を行った日の翌年分から対象になります。

所得税の確定申告をされない場合は、申請日の翌年に市民税・都民税の申告が必要となります。

◇ 所得税…各障害者手帳の申請を行ったその年の分から対象になります。

その年の年末に行う年末調整又は、翌年の確定申告が必要となります。

● お問い合わせ

住民税 … 市民生活部 課税課

所得税 … 〒183-8548 府中市本町 4-2

武蔵府中税務署 ☎ 042-362-4711

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日・祝日・12/29 から 1/3 は除く）

6-2 住民税の非課税

本人の前年中の合計所得が年間 125 万円以下の場合に、住民税が非課税となります。

● 対象

前年中に次のいずれかに該当し、合計所得金額が 125 万円以下の方

- ① 身体障害者手帳 1 から 6 級
- ② 愛の手帳 1 から 4 度
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 から 3 級
- ④ 戦傷病者手帳特別項症から第 6 項症、第 1 款症から第 5 款症
- ⑤ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方

● お問い合わせ

市民生活部 課税課

6-3 自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

構造が身体障がい者用に改造された自動車は、減免の対象となります。

また、障がい者本人、又は本人と生計を一にする方が自動車を所有し、本人のために使用するとき、障がい者 1 名に対して 1 台に限り税が減免されます。

● 対象

- ① 構造が身体障がい者用に改造された自動車を所有する方
- ② 次のア) からウ) に該当する方
 - ア) 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちで、【減免が受けられる手帳及び障がいの程度表】(→ P81) に該当する方
 - イ) 愛の手帳 1 から 3 度の方
 - ウ) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方(自動車税・自動車取得税については、精神通院医療に係る**自立支援医療受給者のみ**)
- ③ ②に該当する方と生計を一にしており、その方のために使用する自動車を所有する方

● お問い合わせ

自動車税……………〒171-8517 豊島区西池袋 1-17-1

都税総合事務センター ☎ 0570-064-171 FAX 03-5951-8739

(PHS・IP電話の場合) ☎ 03-5985-7811

自動車取得税…〒186-0001 国立市北 3-30

多摩自動車税事務所 ☎ 042-522-8271

軽自動車税……市民生活部 課税課

【減免が受けられる手帳及び障がいの程度表】

障がいの区分		障がいの程度 (身体障害者手帳)	障がいの程度 (戦傷病者手帳)
下肢機能障がい		1 級から 6 級	特別項症から第 6 項症 第 1 款症から第 3 款症
体幹機能障がい		1 級から 3 級・5 級	特別項症から第 6 項症 第 1 款症から第 3 款症
上肢機能障がい		1 級・2 級	特別項症から第 3 項症
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい	1 級・2 級	—
	移動機能障がい	1 級から 6 級	—
視覚障がい		1 級から 3 級、4 級の 1 (4 級の 1 は両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下を指します)	特別項症から第 4 項症
聴覚機能障がい		2 級・3 級	特別項症から第 4 項症
平衡機能障がい		3 級・5 級	特別項症から第 4 項症
音声機能又は言語機能障がい		3 級(こう頭摘出に係るもの)	特別項症から第 2 項症 (こう頭摘出に係るもの)
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障がい		1 級・3 級・4 級	特別項症から第 3 項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1 級から 3 級	—
肝臓機能障がい		1 級から 4 級	特別項症から第 3 項症

6 - 4 利子所得の非課税（マル優制度）

預金などの利子所得が非課税となります。

● 対象

次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者福祉保健手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方
- ② 特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的福祉手当を受けている方
- ③ 障害基礎年金を受けている方
- ④ 児童扶養手当を受けている方

● 内容

マル優、特別マル優の非課税制度により、一定の預貯金の利子等が非課税となります。

● お問い合わせ

金融機関・証券会社の各営業所

6-5 贈与税の非課税

財産を銀行に信託する場合に、贈与税のうち一定額が非課税となります。

● 対象

次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳 1・2 級
- ② 愛の手帳 1・2 度
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級
- ④ 戦傷病者手帳特別項症から第 3 項症
- ⑤ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方

● 内容

国内に住所を有する上記対象者が、お金や有価証券などの財産を銀行に信託し、利益を受けることになった場合は、税務署に「障害者非課税信託申告書」を提出することで、信託財産のうち 6,000 万円までが非課税となります。

この他にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

● お問い合わせ

〒 183-8548 府中市本町 4-2

武蔵府中税務署 ☎ 042-362-4711

月から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日・祝日・12/29 から 1/3 は除く）

ホームページ <http://www.nta.go.jp/tokyo/guide/zeimusho/tokyo/musashifuchu>

6-6 相続税の軽減

相続又は遺贈により財産を取得した場合に、相続税が一定額軽減されます。

● 対象

次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方（1・2 級は特別障害者の対象です。）
- ② 愛の手帳の交付を受けている方（1・2 度は特別障害者の対象です。）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1 級は特別障害者の対象です。）
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症から第 3 項症の方は特別障害者の対象です。）
- ⑤ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方（該当者は特別障害者の対象です。）

● 内容

対象となっている方のうち、年齢や障がい等級により、次の額の相続税が軽減されます。

区分	軽減される額
障害者	(70 歳－現在の年齢) × 6 万円
特別障害者	(70 歳－現在の年齢) × 12 万円

● お問い合わせ

〒 183-8548 府中市本町 4-2

武蔵府中税務署 ☎ 042-362-4711

月から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (土日・祝日・12/29 から 1/3 は除く)

ホームページ <http://www.nta.go.jp/tokyo/guide/zeimusho/tokyo/musashifuchu>

6-7 個人事業税の減免

個人の方が営む事業にかかる、個人事業税のうち一定額減免されます。

● 対象

前年中の合計所得が 370 万円以下で、本人もしくは扶養親族が次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ② 戦傷病者手帳をお持ちの方
- ③ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方

● 内容

- ① 障がい者 1 人につき、個人事業税が 5,000 円減免されます。

※ ただし、身体や精神に重度の障がいのある方は 10,000 円減免されます。

- ② あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他医業に類する事業を行う方が、視覚障がい者（両眼の視力が 0.06 以下の方）の場合は、課税されません。

※ 「合計所得＝事業所得＋事業所得以外の所得（青色申告特別控除額控除前のもの）」を指します。

● お問い合わせ

〒190-0022 立川市錦町 4-6-3 東京都立川合同庁舎内

立川都税事務所 ☎ 042-523-3171 (代表) 個人事業税ダイヤルイン ☎ 042-523-3171

ホームページ http://www.tax.metro.tokyo.jp/jimusho/t_tatikawa.htm

〒183-8549 府中市寿町 3-4-6

府中都税事務所 ☎ 042-364-2288

ホームページ http://www.tax.metro.tokyo.jp/jimusho/t_fuchu.htm

6-8 都税納税通知書の点字サービス

都税の税額などのお知らせを点字で行っています。

● 対象

身体障害者手帳をお持ちの視覚障がいの方で、自動車税又は個人事業税の課税対象となっている方

● 内容

お知らせする内容は、「税金の種類」、「納税義務者氏名」、「納税通知書番号」、「納期限」、「税額」、「お問い合わせ先」です。封筒にも点字のシールを添付しています。

問い合わせ先に電話で、住所、氏名、電話番号、税金の種類をお伝えください。

申請の時期によっては、翌年度からの送付となります。

● 費用

無料

● 申請・お問い合わせ

東京都 主税局 総務部 相談広報係

☎ 03-5388-2924（※すでにご利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。）

6-9 関税の免除

海外から輸入される一定の物品について、関税が免除されます。

● 対象

次のいずれかに該当するもの（②・③は輸入の許可の日から2年以内に別の用途に使われないもの）

- ① 海外から輸入される身体障がい者用に製作された器具その他これに類する物品で政令で定めるもの
- ② 慈善又は救済のために寄贈された給与品
- ③ 社会福祉施設に寄贈された給与品以外のもののうち、これらの施設において直接社会福祉の用に供すると認められるもの

● お問い合わせ

〒135-8615 江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎内

東京税関 税関相談官室 ☎ 03-3529-0700 FAX 03-3599-6467

午前9時から午後5時まで（土日・祝祭日・年末年始を除く）

Eメール sodankan@tokyo-customs.go.jp

ホームページ <http://www.customs.go.jp/tokyo/sodan/index.htm>

6-10 水道・下水道料金の免除

水道・下水道の料金の一部が免除になります。

● 対象

- ① 生活保護法による生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助又は介護扶助を受けている方
- ② 児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受けている世帯
- ③ 中国残留邦人等で生活支援給付、住宅支援給付

● 内容

水道料金：基本料金と1か月あたり10 m³までの従量料金の合計額

下水道料金：1か月あたり8 m³以下の汚水排出量に係る料金

● 申請・お問い合わせ

〒182-0022 調布市国領町 7-29-5

調布サービスステーション

☎ 0570-091-101 (PHS・IP 電話の場合) ☎ 042-548-5110 FAX 042-548-5115

午前8時30分から午後8時まで(日曜日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/customer/life/madoken/komae.html>

6-11 NHK受信料の減免

NHK放送受信料の減免を行っています。

● 対象

次のいずれかに該当する方が対象となります。

	対象	適用条件
全額免除	身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が住民税非課税の場合
	知的障がい者	所得税法又は地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が住民税非課税の場合
	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が住民税非課税の場合
半額免除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主である場合
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級1級又は2級の方が世帯主である場合
	重度の知的障がい者	所得税法又は地方税法に規定する特別障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主である場合
	重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級1級の方が、世帯主である場合
	重度の戦傷病患者	戦傷病患者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主である場合

● 申請

心身障がい者の方 福祉保健部 福祉サービス支援室

戦傷病患者の方 東京都福祉保健局 生活福祉部 計画課

● お問い合わせ

NHKふれあいセンター

☎ 0570-066-066 FAX 03-5453-4000

午前9時から午後10時まで（土・日・祝日は午後8時まで）

ホームページ <http://www.nhk.or.jp/css/index.html>

6-12 NTT電話番号の無料案内（ふれあい案内）

電話帳の利用が困難な方で事前登録をされた方に対し、番号案内料を無料で提供しています。

● 対象

次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳を所持しており、次の等級に該当する方

区 分	等 級
視覚障がい	1 から 6 級
肢体不自由(体幹機能)	1・2 級の方
肢体不自由(上肢)	
肢体不自由(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	

- ② 愛の手帳を所持している方
③ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方
④ 戦傷病者手帳を所持しており、次の等級に該当する方

区分	障がい程度
視力の障がい	特別項症から第 6 項症
上肢の障がい	特別項症から第 2 項症

● お問い合わせ

NTT東日本

フリーダイヤル 0120-104-174（全国共通）

午前9時から午後5時まで（土日・祝日、12/29 から 1/3 を除く）

6-13 NTTファックス 104

耳や言葉の不自由な方に、電話番号のお問い合わせをファックスで受け付けています。

● 対象

聴覚障がい又は音声・言語障がいの方

● 利用方法

利用する方の名前、ファックス番号、問い合わせ先の住所、名前、業種等を記載してフリーダイヤルまで送信すると、折り返し FAX でご案内します。

● 申請・お問い合わせ

FAX 0120-000-104 24 時間・年中無休

6-14 携帯電話基本料金の割引

携帯電話各社で障がいを持つ方に対し、割引制度を行っています。

- 対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方

- 内容

基本料金や通話料の一部割引が受けられます。

詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

- お問い合わせ（記載時間は、オペレーターの受付時間となります。）

- ◇ NTTドコモ（ハートィ割引）

☎ 0120-800-000 FAX 0120-245-130

午前9時から午後8時まで（年中無休）

- ◇ au（スマイルハート割引）

☎ 0077-7-111 FAX 0077-2356-0077

午前9時から午後8時まで（土日・祝日含む）

- ◇ ソフトバンクモバイル（ハートフレンド割引）

☎ 0800-919-0157 FAX 0120-919-397

午前9時から午後8時まで

- ◇ วิลコム（ハートフルサポート）

☎ 0120-921-156 FAX 0120-917-156 午前9時から午後8時まで（年中無休）

ただし、FAX は午前9時から午後5時30分まで（土日・祝日除く）

FAX 番号は聴覚や言語・音声機能に障がいのある方の専用となっています。

一般の方はお電話でのお問い合わせをお願いします。

6-15 都立施設の割引制度

有料の都立公園や施設を利用する場合に、入場料や駐車場料金が無料（一部割引）となります。また、車いすを配備している都立公園もあります。（数に限りがありますので、事前にお問い合わせください）

- 対象

身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の所持者とその付添い人

（付添い人はいずれの場合も必要な範囲に限り、原則1人）

● 対象施設

〔駐車場の無料利用施設〕

赤塚公園	井の頭恩賜公園	上野恩賜公園	宇喜田公園	浮間公園
大泉中央公園	大島小松川公園	葛西臨海公園	木場公園	砧公園
小金井公園	駒沢オリンピック公園	汐入公園	潮風公園	篠崎公園
石神井公園	城北中央公園	神代植物公園	舎人公園	中川公園
野川公園	浜離宮恩賜庭園	光が丘公園	東綾瀬公園	府中の森公園
水元公園	武蔵野公園	武蔵国分寺公園	武蔵野中央公園	武蔵野の森公園
夢の島公園	代々木公園	蘆花恒春園	和田堀公園	(50 音順)

〔車いすのある施設〕 () 内は車いすの台数

井の頭恩賜公園(1)	井の頭自然文化園(6)	上野恩賜公園(2)	浮間公園(1)	大泉中央公園(1)
大島小松川公園(1)	尾久の原公園(1)	小山田緑地(1)	恩賜上野動物園(16)	葛西臨海公園(7)
葛西臨海水族館(12)	亀戸中央公園(1)	砧公園(3)	木場公園(2)	旧岩崎邸庭園(4)
旧芝離宮恩賜庭園(1)	旧古河庭園(2)	清澄庭園(4)	小石川後楽園(1)	小金井公園(5)
駒沢オリンピック公園(2)	小宮公園(1)	小山内裏公園(3)	桜ヶ丘公園(1)	猿江恩賜公園(1)
汐入公園(1)	潮風公園(2)	篠崎公園(1)	芝公園(1)	石神井公園(1)
城北中央公園(1)	神代植物公園(25)	善福寺公園(1)	祖師谷公園(1)	多摩動物公園(15)
舎人公園(4)	殿ヶ谷戸庭園(2)	戸山公園(1)	中川公園(1)	野川公園(6)
野山北・六道山公園(2)	浜離宮恩賜庭園(4)	光が丘公園(2)	東綾瀬公園(1)	東白鬚公園(1)
東村山中央公園(1)	東大和南公園(1)	日比谷公園(2)	日比谷公会堂(3)	府中の森公園(2)
水元公園(7)	向島百花園(2)	武蔵国分寺公園(2)	武蔵野公園(1)	明治公園(1)
野外大音楽堂(3)	夢の島熱帯植物館(6)	横綱町公園(2)	代々木公園(2)	六義園(6)
林試の森公園(2)	陵南公園(1)	蘆花恒春園(2)	50 音順	

〔都立施設〕

有明テニスの森公園テニス施設	駒沢オリンピック公園総合運動場	東京スポーツ文化館(割引)
東京体育館	東京辰巳国際水泳場	東京都江戸東京博物館
東京都現代美術館	東京都写真美術館	東京都障害者総合スポーツセンター
東京都多摩障害者スポーツセンター	東京武道館	(50 音順)

※ ただし、健康体力相談室の利用は除きます。

● お問い合わせ

〔都立公園〕 東京都 建設局 公園緑地部 公園課

☎ 03-5320-5376 から 7 FAX 03-5388-1532

〔都立施設〕 各施設



6-16 国立博物館・美術館の無料入館

次の施設では、手帳の提示により無料で入館することができます。

● 対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳をお持ちの方と
その付添いの方（原則1名）

● 内容

次の博物館や美術館に無料で入館できます。

① 東京国立博物館

〒110-8712 台東区上野公園 13-9

☎ 03-3822-1111 FAX 03-3821-9680

② 国立西洋美術館

〒110-0007 台東区上野公園 7-7

☎ 03-3828-5131 FAX 03-3828-5135

③ 東京国立近代美術館（本館）

〒102-8322 千代田区北の丸公園 3-1

☎ 03-3214-2561 FAX 03-3214-2577

④ 東京国立近代美術館（工芸館）

〒102-0091 千代田区北の丸公園 1-1

☎ 03-3211-7781 FAX 03-3211-7783

⑤ 東京国立近代美術館（フィルムセンター）

〒104-0031 中央区京橋 3-7-6

☎ 03-3561-0823 FAX 03-3561-0830

● お問い合わせ

各施設

6-17 国立劇場・新国立劇場の割引

国立劇場、新国立劇場で行われる公演の観劇料割引を行っています。

● 対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳をお持ちの方と
その付添いの方（原則1名）

● 割引内容

<国立劇場>

大劇場（歌舞伎公演等）：通常料金の2割引

小劇場（文楽公演等）：通常料金の2割引

演芸場：定席・花形演芸会は1,300円

その他の公演は通常料金の2割引

<新国立劇場>（全てD席・Z席は除きます。）

オペラ劇場（オペラ・バレエ公演）：通常料金の2割引

中劇場・小劇場（演劇公演等）：通常料金の2割引

車いすスペースを利用する場合：各公演のZ席を除く最低料金

※ 第1種の手帳を持っている方で付添いが必要な場合は、付添いの方は1名まで無料です。

※ 公演によっては、割引が利用できない場合があります。

● お問い合わせ

<国立劇場>

〒102-8656 千代田区隼町4-1

国立劇場チケットセンター

☎ 0570-07-9900（PHS・IP電話） 03-3230-3000 午前10時から午後5時まで

<新国立劇場>

〒151-0071 渋谷区本町1-1-1

新国立劇場ボックスオフィス 午前10時から午後5時まで

☎ 03-5352-9999

7-1 東京しごと財団

雇用や就業に関する相談、講習、各種セミナーを行っている他、障がい者の就業に関する個別相談を行っています。

● 対象

都内での仕事をお探しの方

● 事業

◆ 総合コーディネート事業

職場体験実習から雇用や就業に結びつけるコーディネート機能を利用して、地域の就労支援機関などの関係機関と連携をして、障がい者の一般就労に向けた相談や普及啓発、職場定着支援を行います。

◆ 東京ジョブコーチ支援事業

障がい者が就職し、その職場で定着、就業し続けるために職場内の環境調整やコミュニケーションの補助、作業適応や通勤に関する支援を行うジョブコーチを企業へ派遣しています。

運営は社会福祉法人 知的障害者育成会に委託しています。

◆ 障害者委託訓練事業

都内のハローワークと連携して、企業、民間教育機関や、社会福祉法人、NPO法人などの多様な委託先を活用して、障がい者が就職に必要な知識や技能を身に付けるためのコーディネートを行います。

● 窓口

月から金曜日 午前9時から午後8時まで

土曜日 午前9時から午後5時まで（日曜日・祝祭日・年末年始を除く）

● 所在地

公益財団法人 東京しごと財団

〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階

☎ 03-5211-2681 FAX 03-5211-2329

ホームページ <http://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/index.html>

7-2 東京障害者職業センター多摩支所

ハローワークと密接に連携し、障がい者の就職の相談や支援、事業主に対する障がい者雇用の相談や支援を行う専門機関です。障害者職業カウンセラーが職業に関する相談や助言を行う他、職業評価を行ったり、就職活動や仕事を続けるための職業指導を行っています。

● 対象者

原則として都内に在勤、在住の方で、障がいのある方（手帳の有無は問いません。）

※ ただし、職業紹介のみをご希望の場合は、ハローワークをご利用ください。

● 内容

◆ 職業評価

就職の希望などを把握し、職業能力等を評価し、それらを基に就職した後に必要な支援内容や方法などを含む、個人の状況に応じた支援計画（職業リハビリテーション計画）を策定します。

◆ 職業指導

就職活動の円滑な実施、適切な職業選択、安定して働き続けられるように相談や助言を行います。

◆ 精神障害者職場復帰支援

休職者、事業主、主治医と職場復帰に向けたコーディネートを行ったり、体調等確認をして、ストレス軽減等を図るための支援を行います。

◆ 職業能力開発等

国立職業リハビリテーションセンターや国立吉備高原職業リハビリテーションセンターで職業評価や職業指導、職業訓練を実施しています。

● 利用料

無料（入所等の場合は実費負担がある場合があります。）

ただし、利用するにはあらかじめ☎又はFAXでご連絡してください。

● 窓口

月から金曜日 午前9時から午後5時まで（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

● お問い合わせ

〒190-0012 立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル 5 階

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京障害者職業センター多摩支所

☎ 042-529-3341 FAX 042-529-3356

ホームページ http://www.jeed.or.jp/jeed/location/chiiki/13_tokyo.html

7-3 あん摩・はり・きゅう師資格養成事業

視覚障がい者を対象に、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の国家資格を得るための学術・技術を学びます。

- 対象

視覚障がいの手帳をお持ちの方又は、入学までに取得が見込める方

- 内容

次の2つのコースがあり、学術・技術を学びます。

- ① 高等課程

修学期間：5年

対象者：中学校卒業以上の学歴を有する方

- ② 専門課程

修学期間：3年

対象者：高等学校卒業以上の学歴を有する方

- お問い合わせ

〒169-0072 新宿区大久保 3-14-20

社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会

☎ 03-3200-0525 FAX 03-3200-0608

ホームページ <http://www.thka.jp>

8-1 補装具費の支給

身体に障がいのある方の日常生活を容易にするために、補装具の交付と修理に要する費用を支給します。

● 対象

身体障害者手帳の交付を受けている方。ただし、東京都心身障害者福祉センター（→P23）の判定が必要です。（一部書類等によるものもあります。介護保険や労災など他の制度を利用できる場合は、そちらが優先となる他、治療用の装具は対象となりません。

事前に申請が必要となります。詳細は窓口までお問い合わせください。

● 種類

障がいの種別	補装具の品目
視覚障がい	盲人安全つえ・義眼・矯正眼鏡・弱視眼鏡・遮光眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義手・義足・装具・車いす・電動車いす・歩行器・頭部保護帽・歩行補助つえ（1本つえは除く）・ 座位保持装置・意思伝達装置 *18歳未満の方のみ、座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具があります。
内部障がい	車いす・歩行補助つえ

● 費用

本人や家族の課税状況によりますが、原則1割負担となります。ただし、障害福祉サービスを利用されている場合など一定の減額がある場合があります。

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

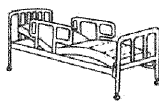
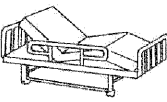
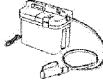
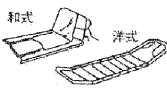
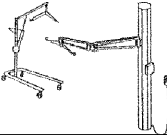
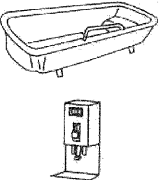
8-2 日常生活用具費の支給

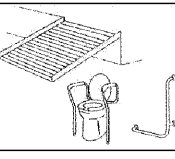
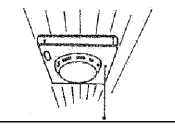
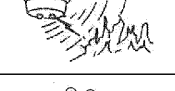
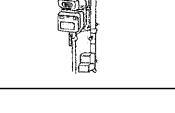
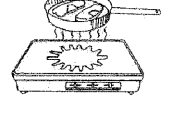
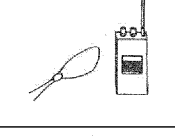
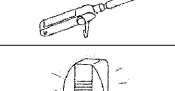
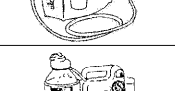
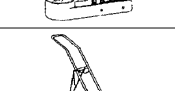
在宅の障がい者（児）の日常生活を容易にするために、次のような用具を給付します。

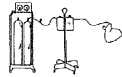
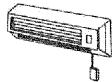
本人又は配偶者（18歳未満の場合は生計中心者）の区市町村民税の所得割が46万円以上の場合は、対象となりません。

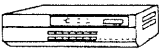
原則1割負担ですが、本人の世帯等の所得状況に応じて上限月額が定められています。

【対象品目等一覧】

品目		基準額 耐用年数	対象	年齢	性能
特殊寝台		162,800 円 8 年	下肢又は体幹 1・2 級	原則として 学齢児 以上	頭部や脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの
特殊マット 1 (じょくそう防止用)		70,000 円 5 年	① 3 歳以上 18 歳未満：下肢又は体幹 1・2 級 ② 18 歳以上：下肢又は体幹 1 級	左記のとおり	じょくそう防止又は失禁もしくは損耗を防止するためマットにビニール等加工したもの
特殊マット 2 (汚染防止用)		19,600 円 5 年	① 愛の手帳 1・2 度 ② 精神障害者保健福祉手帳 1 級で、自ら排尿・排便の処理ができない方	① 3 歳以上 ② 18 歳以上	
特殊尿器		87,500 円 5 年	下肢又は体幹 1 級で、常時介護を要し、寝たきりのもの	原則として 学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもの
入浴担架		和式：133,900 円 洋式：82,400 円 5 年	下肢又は体幹 1・2 級で、入浴に介助を要し、座位や起き上がりができない方	3 歳以上	担架に乗せたままリフトで入浴させるもの
体位変換器		15,000 円 5 年	下肢又は体幹 1・2 級で、下着交換等で介護を要し、自力で寝返りができない方	原則として 学齢児 以上	介護者が、障がい者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの
移動用リフト		257,500 円 4 年	下肢又は体幹 1・2 級で、移乗や立ち上がりが出来ないもの	3 歳以上	介護者が障がい者(児)を移動させるために容易に使用できるもの(天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)
訓練いす		33,100 円 5 年	下肢又は体幹 1・2 級	3 歳以上 18 歳未満	付属のテーブルが付いているもの
浴槽 (湯沸器を含む)		91,000 円 浴槽のみ：58,300 円 湯沸器のみ：50,000 円 8 年	下肢又は体幹 1・2 級 グループホーム・ケアホーム入居者は対象外		浴槽は実用水量 150 ℓ 以上のもの。湯沸器は浴槽の性能等に応じたもので、安全性に配慮されたもの
入浴補助用具		90,000 円 8 年	下肢又は体幹の方で、入浴に介助を要するもの	3 歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水を補助でき、障がい者（児）又は介護者が容易に使用できるもの
便器		16,500 円 8 年	下肢又は体幹 1・2 級で、立ち上がりがつかまらないうできないもの	原則として 学齢児以上	手すりのついた腰掛式のもの
頭部保護帽		12,160 円 3 年	① 平衡機能・下肢・体幹のもの ② 愛の手帳 1・2 度のもの ③ てんかん等でひんぱんに転倒するもの		転倒の衝撃から頭部を保護できるもの

T字杖・棒状の杖		主体が木材 2,200 円 主体が軽金属 3,000 円 3 年	平衡機能・下肢・体幹のもの		木製又は軽金属製等で十分な強度を有するもの
移動・移乗支援用具 (歩行支援用具)		60,000 円 8 年	平衡機能・下肢・体幹のもので、家庭内の異動等で介助を必要とするもの又はつかまらなと歩けないもの		転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等
特殊便器		①50,000 円 ②151,200 円 8 年	①愛の手帳 1・2 度で自ら排便の処理が困難なもの ②上肢 1・2 級で自ら排便の処理が困難なもの	原則として 学齢児以上	温水温風を出せるもの
火災警報器		31,000 円 8 年	①身体障害者手帳 1・2 級 ②愛の手帳 1・2 度 ③精神障害者保健福祉手帳 1・2 級 いずれも火災発生の感知、避難が著しく困難な障がい者のみの世帯		室内の家裁を煙又は熱により感知し音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの
自動消火器		28,700 円 8 年	火災警報器と同様		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期家裁を消化することができるもの
ガス安全システム		42,000 円 8 年	火災警報器と同様		警報器からの遮断信号、ガスの異常使用や地震時等に自動的にガスを遮断するもの
電磁調理器		①：41,000 円 ②：①以外 18,000 円 6 年	①視覚 1・2 級 ②上肢 1・2 級 ③下肢又は体幹 1・2 級 ④愛の手帳 1・2 度 ⑤精神障害者保健福祉手帳 1・2 級	18 歳以上	障がい者が容易に使用できるもの
歩行時間延長信号機 用小型送信機 (音響案内装置)		1 級：51,000 円 2 級：7,000 円 10 年	視覚 1・2 級 (ただし、2 級は送信機のみ)	原則として 学齢児以上	信号機のある横断歩道を渡る際に青信号時間の延長を行うもので、視覚障がい者が容易に使用できるもの
携帯用信号装置		20,200 円 6 年	聴覚又は音声・言語 3 級以上	原則として 学齢児以上	送信機による合図が視覚触覚により知覚できるもの
聴覚障がい者用 屋内信号装置		87,400 円 10 年	聴覚 2 級 (聴覚障がい者のみの世帯及びそれに準じる世帯のみ)	18 歳以上	音や音声光や触覚で知らせるもの
会議用拡聴器		38,200 円 6 年	聴覚又は音声・言語 4 級以上	原則として 学齢児以上	障がい者が容易に使用できるもの
フラッシュベル		18,000 円 10 年	聴覚又は音声・言語 3 級以上	原則として 学齢児以上	障がい者が容易に使用できるもの
透析液加温器		72,100 円 5 年	身体障害者手帳を交付された人工透析を必要とするもの(自己連続携帯式腹膜灌流法により透析療法を行うもののみ)	3 歳以上	透析液を適温に加温かつ保温できるもの
ネブライザー (吸入器)		36,000 円 5 年	呼吸機能 3 級以上又は同程度で必要と認められるもの	3 歳以上	障がい者(児)が容易に使用できるもの
電気式たん吸引機		56,400 円 5 年	ネブライザーと同様		障がい者(児)が容易に使用できるもの
酸素ボンベ運搬車		18,000 円 10 年	呼吸機能 3 級以上		障がい者が容易に使用できるもの

酸素吸入装置		46,400 円 10 年	呼吸器機能障がい程度が原則 3 級以上	18 歳以上	酸素ボンベ、スタンド、吸入マスクを一体とするもの
視覚障がい者用体温計		9,000 円 5 年	視覚 1・2 級 (視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	原則として 学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用できるもの
視覚障がい者用体重計		18,000 円 5 年	視覚 1・2 級 (視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	18 歳以上	視覚障がい者が容易に使用できるもの
空気清浄器		18,000 円 6 年	呼吸機能 3 級以上	18 歳以上	障がい者が容易に使用できるもの
ルームクーラー		79,000 円 6 年	身体障害者手帳の交付を受けた脊髄損傷により体温調節機能を喪失したもの	18 歳以上	障がい者が容易に使用できるもの
携帯用会話補助装置		177,800 円 8 年	音声言語又は肢体不自由で音声言語の著しい障がい有し、筆談が困難なもの	原則として 学齢児以上	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有するもの
情報・通信支援用具		100,000 円 6 年	①視覚障がい者でパソコンを使用し、視覚により文字が読めないもので使用できるもの ②上肢機能障がいや脳性麻痺等で特別な装置が必要な上肢 1 級	無	パーソナルコンピュータの使用を補助し、障がい者の特性に配慮された周辺機器及びアプリケーションソフト
点字ディスプレイ		383,500 円 6 年	視覚及び聴覚の重複障がい者で、ともに 2 級以上	18 歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字により示すことができるもの
点字器		(標準型) 32 マス 18 行 A:両面書真鍮板製 10,400 円 B:両面書プラスチック製 6,600 円 (携帯型) 32 マス A:4 行片面書アルミ製 7,200 円 B:12 行片面書プラスチック製 1,650 円 標準型: 7 年 携帯型: 5 年	視覚障がい者で点字を習得しようとするもの又は点字の利用が可能なもの	6 歳以上	価格は全て点筆を含むもの
点字タイプライター		63,100 円 5 年	視覚 1・2 級	就労者又は就学、就労見込者	視覚障がい者が容易に操作できるもの
視覚障がい者用ポータブルレコーダー		録音再生機: 85,000 円 専用再生機: 35,000 円 6 年	視覚 1・2 級で文字を目で読むことが難しいもの	原則として 学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能で、視覚障がい者が容易に使用できるもの
視覚障がい者用活字文書読上げ装置		99,800 円 6 年	視覚 1・2 級	原則として 学齢児以上	音声等により文書等を読み上げることができるもの
視覚障がい者用拡大読書器		198,000 円 8 年	身体障害者手帳の交付を受けて、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	原則として 学齢児以上	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで簡単に拡大された文字等をモニターに映し出せるもの
視覚障がい者用時計		触読式 10,300 円 音声式 13,300 円 腕時計は 1 人 1 台 5 年	視覚 1・2 級	18 歳以上	視覚障がい者が容易に使用できるもの
聴覚障がい者用通信装置(ファックス)		40,000 円 5 年	聴覚又は音声、言語機能に著しい障がい有し、コミュニケーション、緊急連絡の手段が必要と認められ	原則として 学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容

			るもの		易に使用できるもの
聴覚障がい者用情報 受信装置		88,900 円 6 年	聴覚 1 から 3 級 (テレビの視聴に必要と認められる もの)		一般の電話に接続することができ、 音声の代わりに文字等による通信 が可能なもの
人工咽頭 (笛式)		5,000 円 (カニューレ式は 3,100 円 増) 4 年	音声・言語機能障がいにより機能を 喪失したもの		呼吸によりゴム等の膜を進藤させ、 ビニール等の管を通じて音源を口 腔内に導き、構音化するもの
人工咽頭 (電動式)		70,100 円 5 年	音声・言語機能障がいにより機能を 喪失したもの		顎下部等にあてた電動版を駆動さ せ、経皮的に音源を口腔内に導き構 音化するもの
点字図書		年間 6 タイトル以内	視覚障がい	6 歳以上	月刊や週刊で発行される雑誌を除 く点字図書
ストマ用装具 (蓄便袋)		8,800 円/月 耐用年数なし	ストマを増設した直腸機能障がい の方		低刺激性の粘着剤を使用した密封 型又は下部解放型のラテックス製 又はプラスチックフィルム製収納 袋（皮膚保護剤及び袋を身体に密着 させるものを含む。）
ストマ用装具 (蓄尿袋)		11,600 円/月 耐用年数なし	ストマを増設したぼうこう機能障 がいの方		低刺激性の粘着剤を使用した密封 型の収尿袋で、ラテックス製又はプ ラスチックフィルム製であり、尿処 理用のキャップ付のもの（皮膚保護 剤及び袋を身体に密着させるもの を含む。）
紙おむつ等		12,000 円/月 耐用年数なし	排尿・排便に紙おむつを必要とする 次のいずれかに該当するもの ①脳性麻痺等脳原性運動機能障が いにより四肢に著しい障がいがあ り、排尿排便の意思表示が困難なも の ②二分脊椎による排尿・排便機能障 がいがあるもの	3 歳以上	
収尿器		男性用：普通 7,700 円 簡易 5,700 円 女性用：普通 8,500 円 簡易 5,900 円 1 年	脊椎損傷のもの及び二分脊椎等 のもの		【男性用】 採尿器と蓄尿袋で構成 【女性用】 普通型：耐久性ゴム製採尿袋 簡易型：ポリエチレン製採尿袋道尿 ゴム管付

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

8-3 家族介護用品支給事業

重度の障がい者（児）の介護者等に対し、介護用品に係る費用の一部を助成します。

● 対象

65歳未満の方で、東京都重度心身障害者福祉手当条例に定める以下のいずれかに該当している方

- ① 重度の知的障がいであり、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状のある方
- ② 重度の知的障がいであり、身体の障がいの程度が次のいずれかに該当している方
 - ア) 両眼の視力の和が 0.04 以下
 - イ) 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上
 - ウ) 両上肢の機能に著しい障がいを有する
 - エ) 一上肢の機能を全廃している
 - オ) 両下肢の機能に著しい障がいがある
 - カ) 体幹の機能障がいにより座位又は起立位を保つことが困難
 - キ) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限される
 - ク) アからキに掲げる程度以上の身体障がいを有する
- ③ 重度の肢体不自由であり、両上肢及び両下肢の機能が失われ、座っていることが困難な程度の方

● 給付内容

- ① 上記対象者のうち、東京都重度心身障害者福祉手当を受給していない市民税非課税の方
1 か月 8,300 円
- ② 上記対象者のうち、①に該当しない方
1 か月 5,000 円

● お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

8-4 車いすの貸出し

自力での歩行が困難な方に、一定期間車いすの貸出しを行っています。

● 対象

市内に住所を有する、自力での歩行が困難な方で、次のいずれかに該当する方

- ① 自己の車いすが故障し、修理する間に代替車がない方
- ② 自己の車いすを購入するまでの間、緊急に必要が生じた方
- ③ 日常車いすを使用していないが、病院に通院したり、短期間の旅行等で使用する方

- 期間

原則として2週間（ただし、やむを得ない場合は2週間を限度に1回限り延長ができます。）

- 費用

無料

- お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

8-5 家庭ごみ処理手数料の減免

障がい者のいる世帯に対して、狛江市のごみ指定袋を無料配布します。

- 対象

次のいずれかに該当する方がいる世帯で、市民税非課税世帯の方

- ① 身体障害者手帳1・2級
- ② 愛の手帳1・2度
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級

- 助成内容

可燃用小袋年間90枚まで

不燃用小袋年間20枚まで

- 必要書類

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳、若しくは精神障害者保健福祉手帳
- ② 印鑑（朱肉を使うもの）
- ③ 非課税証明書（1月1日現在狛江市に住民登録をされていない方は必要です。住民登録のある方はご本人の了解の上で、お調べしますので不要です。（ご了解いただけない方は市民課で取得をお願いします。）

- 申請・お問い合わせ

建設環境部 清掃課

8-6 青い鳥郵便葉書の無償配布

青い鳥がデザインされた郵便葉書を無償で配布しています。

- 対象

身体障害者手帳 1・2 級の方、又は愛の手帳 1・2 度の方

- 配布時期と枚数

〔時期〕 例年 4 から 5 月

〔枚数〕 1 人につき 20 枚

- お問い合わせ

〒201-8799 東京都狛江市和泉本町 3-29-7

郵便事業株式会社 狛江支店 ☎ 03-3488-4243



8-7 郵便料金の減免

障がいをお持ちの方と一定の場所との間で発受される郵便物の一部割引を行っています。

- 対象

次のいずれかに該当するもの

- ① 聴覚障がい者用ビデオテープを内容とし、聴覚障がい者と指定施設との間で発受されるもの
- ② 点字のもの
- ③ 身体又は知的の障がい程度が重度の方と一定の図書館との間で発受されるもの

- 料金

3 kg 以上の場合はお問い合わせください。

重量	150g 以内	250g 以内	500g 以内	1kg 以内	2kg 以内	3kg 以内
運賃	90 円	105 円	145 円	170 円	225 円	295 円

- お問い合わせ

郵便事業株式会社 お客様サービス相談センター

☎ 0120-23-28-86（フリーコール）（携帯電話から）0570-046-666（通話料有料）

平日 午前 8 時から午後 10 時 土日・休日 午前 9 時から午後 10 時

8-8 ニュー福祉定期郵便貯金

該当する年金や手当を受給されている方は、一般の定期預金よりも高い利率で預入をすることができます。

● 対象

次の年金や手当を受給されている方

年金	障害基礎年金	障害厚生年金	障害共済年金
	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族共済年金
手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当
	特別障害者手当	原爆被爆者手当	

※ 狛江市心身障害者福祉手当は該当になりません。

また、これ以外にも対象となるものがある場合がありますので、詳しくはお問合わせください。

● 内容

一般の1年定期貯金の利率に0.25%が上乗せされます。

限度額は1人300万円まで（1,000円単位）で、預入期間は1年間です。自動継続のお取扱いはしていません。

● お問い合わせ

最寄の郵便局（郵便事業株式会社 狛江支店⇄P102）

他の金融機関（銀行等）については、取扱いが異なる場合がありますので、各金融機関にお問い合わせください。

8-9 聴覚障がい者用の緊急通報無線システムの貸与

聴覚障がい者の方に対し、光とFAXによる緊急通報無線システムの貸与を行っています。

- 対象

市内に居住する18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者で2級以上の方

- 費用

無償

- 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

8-10 ポイント方式による都営住宅

心身障がい者の方や車いすを使用している世帯などの、住宅に困っている方に限った都営住宅の募集を行っています。

募集時期に広報「東京都」や広報「こまえ」の他、東京都住宅供給公社のホームページやテレホンサービスでもお知らせしています。

- 対象

東京都内に引き続き3年以上居住しており、次のいずれかに該当する方が世帯にいる場合

- ① 身体障害者手帳1から4級
- ② 愛の手帳1から3度
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1から2級

※ 詳細の規定についてはお問い合わせ先をお願いします。

- 募集期間

原則として毎年8月上旬と2月上旬

- お問い合わせ

〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 3階

東京都住宅供給公社 募集センター 都営募集課

☎ 03-3498-8894 (代表) テレホンサービス ☎ 03-6418-5546

午前9時から午後6時まで（午後0時から午後1時まで、土日・祝日を除く）

ホームページ <http://www.to-kousya.or.jp>

8-11 UR 都市機構の住宅優遇制度

UR 都市機構の賃貸住宅（UR 賃貸住宅）にお申込みいただく場合に、抽選の場合優遇制度を実施しています。

● 対象

住宅の募集開始日に、次のいずれかに該当する世帯

- ① 身体障害者手帳の障がいの程度が4級以上の方がいる世帯
- ② 愛の手帳の交付を受けている重度の知的障がいのある方で、常時介護を要する方がいる世帯
- ③ 児童相談所、知的障害者更生相談所又は、精神科医等から重度の知的障がい、これと同程度の精神の障がいがあると判定されている方、常時介護を要する方がいる世帯（介護者として親族の同居が必要です。）
- ④ 疾病により常時介護を要する方がいる世帯

● 内容

次の2つの優遇制度があります。

- ① 新築の UR 賃貸住宅（抽選）に申し込む場合
→ 当選率が一般の方に比べ 20 倍優遇されます。
- ② 既存の UR 賃貸住宅（先着順）に申し込む場合
→ 優遇対象の方だけが申し込みを行うことができる優先申込期間が設定されています。（対象世帯以外の方は申し込みできません。）
優先申込期間は毎月 1 日（年始は第 1 営業日）から 7 日間です。

● 申請・お問い合わせ

〒163-1382 新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー

独立行政法人 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

☎ 03-3347-4375

ホームページ【新規住宅のこと】<http://www.ur-net.go.jp/tebiki/n-local.html>

【既存住宅のこと】<http://www.ur-net.go.jp/sumai/yugu.html>

8-12 UR 賃貸住宅の障がい者等住宅相談コーナー

障がい者や高齢者の方が UR 賃貸住宅に入居する際の相談コーナーが設けられています。

- 対象

UR 賃貸住宅に入居を考えている障がい者や高齢者の方

- 相談日

毎週火・金曜日

- お問い合わせ

〒163-1302 新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 2 階

独立行政法人 都市再生機構 UR 新宿営業センター

☎ 03-3347-4330 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで（年末年始を除く）

8-13 自動車運転免許取得費の助成

心身障がい者の方が自動車運転免許取得に要した費用の一部を助成します。

- 対象

第 1 種普通自動車運転免許を取得する方（受験資格を持つ方）で、市内に引き続き 3 か月以上住所を有しており、前年の所得税の年額が 40 万円以下の次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳 3 級以上の方（内部機能障がいの方は 4 級以上、下肢又は体幹機能障がいの方は 5 級以上で歩行が困難な方）
- ② 愛の手帳 4 度以上の方

- 助成額

〔金額〕 164,800 円まで

（前年の所得税額等により助成限度額が異なります。また、1,000 円未満は切り捨てとなります。）

※ 排気量の限定解除をする場合も対象となります。

- 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

8-14 身体障がい者用自動車改造費の助成

重度の身体障がい者が就労に伴い自動車を取得し、その自動車に必要な改造に要する費用を助成します。

● 対象

市内に居住する18歳以上の本人が所有・運転する自動車改造を行う場合で、次のいずれにも該当する方

- ① 上肢、下肢、体幹機能障がい1、2級の方
- ② 世帯の前年度所得税額が150万円以下の方

● 助成対象と金額

〔対象〕 操向装置・駆動装置

〔金額〕 133,900円まで

● お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

8-15 録音資料・大活字本・点字資料の貸出し

墨字（印刷されたもの）による読書が困難な方、寝たきりの方等を対象に、録音資料・大活字本・点字資料の貸出しを行っています。

● 対象

市内に居住する視覚障がいや寝たきりの方で墨字による読書が困難な方

● 内容

録音資料（DAISY・カセットテープ）・大活字本・点字資料を貸出しをしています。

ご希望により宅配サービス（⇒P108）も行っています。

● お問い合わせ

教育部 図書館 ☎ 03-3488-4414

8-16 対面朗読

墨字(印刷されたもの)による読書が困難な方に、希望の資料を対面方式で音訳（朗読）します。

- 対象

市内に居住する視覚障がい者や識字困難者等

- 費用

無料

ただし、事前に予約が必要ですので、希望日の3日前までにご連絡ください。

- お問い合わせ

教育部 図書館 ☎ 03-3488-4414

8-17 宅配サービス

外出が困難な方に対し、図書館の資料をご自宅に配達します。

- 対象

市内に居住する肢体不自由の方、寝たきりの方等の外出が困難な方

- 内容

貸出希望の図書館資料（図書・雑誌等）をご自宅に配達します。

- お問い合わせ

教育部 図書館 ☎ 03-3488-4414

8-18 録音図書再生機器の貸出し

墨字(印刷されたもの)による読書が困難な方に対し、DAISY 再生機の貸出しを行っています。

- 対象

市内に居住する墨字による読書が困難な方

- 内容

DAISY 再生機器（プレストーク）の貸出しを行っています。使用方法のご説明もします。

また、購入前の試用をすることもできます。

- お問い合わせ

教育部 図書館 ☎ 03-3488-4414

8-19 声の広報

市内のボランティアグループの協力により、広報「こまえ」などの内容を録音したテープの貸出しを行っています。

- 対象

身体障害者手帳をお持ちの視覚障がい者

- 内容

録音図書を郵送で発送し、その後回収します。

- お問い合わせ

狛江市社会福祉協議会（☎ P 16）

8-20 広報東京都、都議会だよりの点字・テープ版

視覚障がいの方に都の広報や都議会の情報を点字やテープでお届けしています。

- 対象

都内在住の視覚障がい者

- 内容

都の施策やお知らせなどの都政情報を掲載し、毎月 1 日に発行しています。

ご希望の方に、点字版又はテープ版のどちらかを無料でお届けします。

- 費用

無料

- お問い合わせ

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1

東京都 生活文化局 広報広聴部 広報課

☎ 03-5388-3093 FAX 03-5388-1329

8-2 1 点字即時情報ネットワーク事業（点字 JB ニュース）

月から金曜日の間、新聞等から福祉関係の記事を抜粋し、希望者に配布しています。メールや電話ナビゲーションシステムによる音声提供も行っています。

- 対象

購読を希望する方

- お問い合わせ

〒169-0075 新宿区高田馬場 1-9-23

社団法人 東京都盲人福祉協会

☎ 03-3208-9001 FAX 03-3208-9005

月から土曜日 午前9時から午後5時まで（日曜・祝祭日・年末年始を除く）

電話ナビゲーションシステム専用 03-5287-6601 から 2

Eメール nmr015@mub.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://tomoukyou.com/index.html>

8-2 2 希望点訳・個人朗読（プライベートサービス）

都内に在住、在勤、在学の方に、点字図書の蔵書がない教養図書を点訳又は、朗読するサービスを行っています。

- 対象

都内在住、在勤、在学の視覚障がいの方

- 内容

自分で用意した教養図書の点訳・朗読を行います。

希望に応じて点訳したものは点字用紙、FD、データ送信を行い、朗読したものはデジ版（CD図書）でお渡しします。

- 費用

無料ですが、お渡しする形態（点字用紙、CDなど）に応じて、材料費は実費となります。

- お問い合わせ

〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4

日本点字図書館 図書情報課プライベートサービス担当

☎ 03-3209-2442 （IP電話の場合）☎ 050-3803-6891 FAX 03-3209-2431

ホームページ <http://www.nittento.or.jp>

8-23 専門対面リーディングサービス

お手持ちの専門図書や資料を対面でお読みするサービスです。

- 対象

日本点字図書館に登録し、来館できる視覚障がい者

- 内容

視覚障がい者の方が持参した専門図書や資料を、専門知識のある登録ボランティアが対面で朗読します。

※ 個人あての手紙などのプライバシーに関わる資料は対象外となります。

- 利用時間

午前9時30分から午後4時30分まで 原則1回2時間まで

予約制となりますので、当館休館日を除いた3日前までにご予約ください。

(日・月曜日、夏期休業期間、年末年始休業期間を除く)

- お問い合わせ

日本点字図書館 図書情報課専門対面リーディング担当

☎ 03-3209-2442 (IP電話の場合) ☎ 050-3803-6891 FAX 03-3209-2431

ホームページ <http://www.nittento.or.jp/about/business/index.html>

8-24 視覚障がい者用図書レファレンスサービス

図書や資料の検索、視覚障がい関係の施設や団体などの情報提供を行っています。

- 対象

視覚障がい者

- 内容

お探しの点字・録音図書を来館、電話、手紙、FAX、メール等で受け付けし、全国の点字図書館、公共図書館の蔵書の中からお探しします。調査内容によっては時間がかかる場合もあります。

メールをご利用の場合、送信・受信ともファイルの添付はできません。詳しくはお問い合わせください。

- お問い合わせ

〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4

日本点字図書館 図書情報課レファレンス担当

☎ 03-3209-2442 FAX 03-3209-2431

Eメール reference@nittento.or.jp

ホームページ <http://www.nittento.or.jp/about/business/index.html>

8-25 携帯メール110番・119番通報

聴覚や音声・言語に障がいのある方が110番・119番通報を携帯電話から行うことが文字による通報を行うことができます。

- 対象

聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者

- 内容

<110番通報>

「<http://mpd110.jp>」に携帯電話でアクセスし、必要情報を入れることで110番通報に繋がります。

※ 通報の練習については「<http://mpd110.jp/tr>」をご利用ください。

また、いたずらアクセスをした場合は、犯罪となり事件として捜査されます。

<119番通報>

「<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/mob>」に携帯電話でアクセスし、利用登録を行います。

- お問い合わせ

【110番通報】

警視庁 通信指令本部 指令計画第一係

☎ 03-3581-4321（代表）

【119番通報】

東京消防庁 防災部 防災安全課 防災福祉係

相談用Eメール tfinfo@tfd.metro.tokyo.jp

〒201-0003 狛江市和泉本町 1-23-10

狛江消防署 ☎ 03-3480-0119

8-26 字幕つきビデオ・DVDの貸出し

字幕つきのビデオやDVDの貸出しを行っています。

● 対象

聴覚障がいの有無に関係なく、どなたでも利用できますが、作品ごとに利用者区分を設けています。

- ① 聴覚障がい者(児)…身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 難聴者(児)、中途失聴者(児)…身体障害者手帳はをお持ちでない補聴器や人工内耳を常用されている方
- ③ 聴者

※ ①の方は全ての作品をご利用できますが、②、③の方は利用できるものとできないものがあります。詳しくはお問い合わせください。

● 内容

映画やテレビ番組などに字幕を入れたビデオ・DVDを製作して、貸出しを行っています。1人1回につき3本まで借りることが出来ます。

● 費用

無料

ただし、郵送の場合で返却送料は自己負担です。（来館の場合はかかりません。）

● 申請・お問い合わせ

〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

☎ 03-6833-5001 FAX 03-6833-5000

Eメール 【映像ライブラリーの貸出し】 video@jyoubun-center.or.jp

【その他全般に係る問い合わせ】 iccd@jyoubun-center.or.jp

ホームページ <http://www.jyoubun-center.or.jp>

8-27 聴覚障がい者コミュニケーション機器の貸出し

聴覚障がいのある方が健聴者と意思疎通や、社会活動についての知識習得のために必要なときに、機器の貸出しを行っています。

● 対象

- ① 都内在住の身体障害者手帳を所持している聴覚障がい者とその保護者
- ② 都内の聴覚障がい者団体等

● 貸出機器

- ・ オーバーヘッドプロジェクター（オーバーヘッドカメラを含む。）
- ・ 磁気ループ
- ・ ビデオプロジェクター

● 費用

無料（ただし、運搬費用等は自己負担）

● 貸出期間

10 日以内

● 申請・お問い合わせ

〒160-0022 新宿区新宿 2-3-12 グレイスビル 7F

東京都手話通訳等派遣センター

☎ 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868

8-28 手話通訳者・要約筆記者の派遣（コミュニケーション支援事業）

聴覚障がい者等の利用の形に応じて、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

申請受付は、個人・団体・専門の場合で異なります。

● 対象



● 費用

無料

● 制限

次の場合は利用することができません。

- ① 営業活動に関すること
- ② 政治・政党活動に関すること
- ③ 宗教活動に関すること
- ④ 通勤・通学等の恒常的な活動に関すること

● 申請・お問い合わせ

① 日常的な社会参加の場合（個人）

狛江市社会福祉協議会

☎ 03-3488-0294 FAX 03-3488-0787（申込専用）

Eメール jumin-s@komae-shakyo.or.jp

② 団体が実施する事業の場合

狛江市役所 福祉保健部 福祉サービス支援室

☎ 03-3430-1111 FAX 03-3480-1133

③ 法律行為や高度な医療行為などの専門知識が必要な場合

東京都手話通訳等派遣センター

☎ 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868

Eメール 手話通訳 haken@tokyo-shuwacenter.or.jp

要約筆記 youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp

8-29 郵便等による不在者投票

身体に重い障がいがあり、投票所に行くことが困難な方は、郵送等により自宅で投票することが出来ます。

● 対象

身体障害者手帳を所持しており、次の表に該当する方

障がいの種類	障がいの程度		
	1 級	2 級	3 級
両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○
免疫、肝臓の障がい	○	○	○

※ こちらの制度を利用するには、郵便等投票証明書が必要となります。

● お問い合わせ

狛江市 選挙管理委員会事務局

8-30 補助犬の給付

身体に障がいを持つ方に対し、補助犬の給付を行います。

● 対象

次の①から⑦のいずれにも該当する方

- ① ・盲導犬・・・視覚障がい1級の方
・介助犬・・・肢体不自由1・2級の方
・聴導犬・・・聴覚障がい2級の方
- ② 都内におおむね1年以上居住していること。
- ③ 所定の宿泊訓練を受け、補助犬の飼育が出来ること
- ④ 自宅以外の場合は、補助犬の飼育について家屋の所有者、管理者の承諾が得られること
- ⑤ 世帯の所得税額が平均 77,000 円未満であること。
- ⑥ 所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理出来ること。
- ⑦ 社会生活への参加に効果があると認められること。

● 費用

無料（ただし、飼育にかかる費用は自己負担です）

● 委託先

盲導犬の育成と視覚障がい者の歩行訓練の委託を次の2つの協会に委託しています。

- ① 〒177-0051 練馬区関町北 5-8-7
アイトメイト協会 ☎ 03-3920-6162
- ② 〒223-0056 横浜市港北区新吉田町 6001-9
日本盲導犬協会 ☎ 045-590-1595

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

8-31 あいとぴあセンタープール

心身に障がいのある方、高齢の方に対し、あいとぴあセンターのプールを開放しています。

● 対象

次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 愛の手帳をお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④ 難病、その他身体的な機能訓練が必要な方
- ⑤ 65歳以上の方

● 内容

障がい者・機能訓練コース…木曜日の午前

障がい者の個人コース……第1・第3日曜日の午前・午後

高齢の方……………月・火曜日の午前

募集は3月と9月に広報「こまえ」でお知らせしています。

また上記の個人コースの他に、市内の障がい者団体も利用しています。

※ 祝日等と重なる場合は、利用ができません。また、緊急的にプールの水質検査等が行われる場合にも利用できない場合があります。

● 費用

1コース（半年ごと）につき1,000円（ただし、障がい者の個人コースは1年間の料金です。）

● お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

8-32 チャレンジ学級

障がいを持つ青年たちが、学習やレクリエーション活動を行っています。

- 対象

義務教育を終了した 16 歳以上で障がいを持つ青年（主に知的障がいの方）で、1 人又は送迎する方がいて通級できる方

- 内容

主に西河原公民館で次のようなことを行っています。

- ① スポーツ・レクリエーション
- ② 美術創作
- ③ 音楽活動（ガチャガチャバンド）
- ④ 地域との交流（いべんと西河原、市民まつり等）

- 活動日時

毎月第 1・3 日曜日 午前 10 時から午後 4 時まで

- 費用

教材費等の実費

- 申請・お問い合わせ

〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1

西河原公民館

☎ 03-3480-3201

8-33 東京都障害者休養ホ一ム

障がいを持つ方の保養等を目的として、宿泊施設を利用した場合の宿泊料を助成します。

● 対象

- ① 都内に居住する身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方
② ①の方が日常生活動作に介助を必要とする場合は、その付添いの方（①の利用者1人につき1人）
※ 中学生以上の方で、居住地は都内在住の方に限りません。

● 助成内容

1人年度2泊まで、1泊につき大人6,490円、小人5,770円まで助成されます。

付添いの方は、障がい者が助成される場合に 3,250 円まで助成されます。

● 利用方法

助成の受付締切 団体受付…利用日の3週間前

個人受付…利用日の2週間前

【手順】

- ① 利用施設に直接電話連絡を行い、「（１）東京都障害者休養ホーム事業の利用であること（２）利用者の障がいの種類、程度、人数等」を伝えます。
- ② 利用施設予約後に、日本チャリティ協会へ電話又は FAX で予約状況を報告します。
- ③ 利用申込書（市役所にあります。）に必要事項を記入し、日本チャリティ協会へ送付します。
※ 返送先を記入し、郵便料金分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ④ 利用券が利用日の 10 日前程度に郵送されます。
- ⑤ 利用当日に、利用券と手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等）を持参して、利用施設のフロントに提示してください。（いずれか一方が欠けても、利用助成は受けられないので、ご注意ください。）

● 時間

月から金曜日 午前9時から午後5時まで（午後0時30分から午後1時30分までは昼休み）

土曜日 午前9時から午後3時まで（午後0時30分から午後1時30分までは昼休み）

日曜日・祝祭日・年末年始を除く

● お問い合わせ

〒160-0003 新宿区本塩町 1-7 千陽ビル 5 F

財団法人 日本チャリティ協会

☎ 03-3353-5942 FAX 03-3359-7964 (聴覚障がい者専用)

<施設一覧>

設備記号



……車いす利用可



……身体障がい者用部屋



……エレベーター



……温泉



……家族風呂



……テニス



……プール



……海水浴



……スキー



……カラオケ

東日本大震災の影響により営業を停止している宿もあります。事前に各宿泊施設へご確認ください。

	No.	宿泊施設名	所在地	☎	最寄駅	予約 受付	配慮された設備
				FAX			
北海道	1	ユニバーサルデザインのプチホテル ピュア・フィールド風曜日	〒088-3222 北海道川上郡 弟子屈町原野 419-64	015(482)7111	JR 釧路線「摩周」駅からバス 停(摩周湖ユースホステル)下車	年中	
				015(482)7777			
東北方面	2	十和田観光ホテル	〒018-5501 青森県十和田市 大字奥瀬字十和田 16-9	0176(75)2111	JR 盛岡駅・八戸駅よりバスで 十和田湖	年中	
				0176(75)2327			
	3	湖畔のホテル クオレ	〒969-2701 福島県耶麻郡 北塩原村大字松原字菅原山 1096-442	0422(47)0002	JR 猪苗代駅	6 か月前	
				0422(47)0009			
	4	かんぼの宿 郡山	〒963-1380 福島県郡山市 熱海町熱海 3-198	024(984)3511	JR 磐越西線磐梯熱海駅	※	
				024(984)3514			
	5	(財)茨城県開発公社 いこいの村 涸沼	〒311-1401 茨城県鉾田市 箕輪 3604	0291(37)1171	鹿島臨海鉄道涸沼駅	6 か月前	
				0291(37)1175			
	6	冬桜の宿・神泉	〒367-0313 埼玉県児玉郡 神川町大字矢納 1431-1	0274(52)2100	JR 高崎線本庄駅よりバス約 50 分(送迎バス有・要予約)	6 か月前	
				0274(52)6881			
	7	那須高原バリアフリーの宿 ガストホフ エール	〒325-0001 栃木県那須郡 那須町高久甲 6209-8	0287(63)1613	黒磯駅からバス停(田代小)下 車 3km(送迎有)	6 か月前	
				0287(63)1682			
	8	かんぼの宿 塩原	〒329-2921 栃木県那須塩 原市塩原 1256	0287(32)2845	東武線上三依塩原温泉口駅 JR 西那須野駅 JR 那須塩原駅	※	
				0287(32)4058			
常磐・関越方面	9	栃木県障害者保養センター 那珂川苑	〒324-0618 栃木県那須郡 那珂川町小口 1728	0287(92)5511	JR 氏家駅	6 か月前	
				0287(92)5513			
	10	かんぼの宿 草津	〒377-1794 群馬県吾妻郡 草津町草津 464-1051	0279(88)5761	JR 長野原草津口駅	※	
				0279(88)3993			
	11	湯沢ニューオータニホテル	〒949-6101 新潟県南魚沼 郡湯沢町湯沢 330	025(784)2191	JR 越後湯沢駅から徒歩 7 分 (送迎有)	年中	
				025(784)4101			
	12	ホテル・エフ	〒949-6212 新潟県南魚沼 郡湯沢町三国 469-49	0422(47)0004	JR 越後湯沢駅	6 か月前	
				0422(47)0009			
	13	津南高原温泉 ニュー・グリーンピア津南	〒949-8313 新潟県中魚沼 郡津南町秋成 12300	03(5935)2300	JR 上越新幹線越後湯沢駅よりバ ス約 50 分(送迎バス有・要予約) JR 飯山線津南駅よりタクシー約 20 分	6 か月前 団体は年中	
				03(5935)2310			
	14	かんぼの宿 旭	〒289-2525 千葉県旭市仁 玉 2280-1	0479(63)2161	JR 総武本線旭駅	※	
				0479(63)2163			
	15	元名ビーチホテル	〒299-1901 千葉県安房郡 鋸南町元名 442	0470(55)0012	JR 保田駅	3 か月前	
				0470(29)0565			
房総方面	16	かんぼの宿 勝浦	〒299-5243 千葉県勝浦市 鵜原 2183-5	0470(76)3011	JR 勝浦駅から 路線バスで約 20 分	※	
				0470(76)3015			
	17	かんぼの宿 鴨川	〒296-0043 千葉県鴨川市 西町 1137	04(7092)1231	JR 安房鴨川駅	※	
				04(7092)1233			
	18	公共の宿 いこいの村たてやま	〒294-0224 千葉県館山市 藤原 1495-1	0470(28)2211	JR 館山駅	3 か月前	
				0470(28)2215			

※ かんぽの宿の予約方法

☎・各宿フロントでの予約…ご利用日の6か月前の月の初日（午前8時30分）から

インターネットでの予約……ご利用日の2か月前の月の初日から <http://www.kanponoyado.japanpost.jp/>

	No.	宿泊施設名	所在地	☎	最寄駅	予約 受付	配慮された設備
				FAX			
中央線・信州方面	19	かんぽの宿 青梅	〒198-0053 東京都青梅市 駒木町 3-668-2	0428(23)1171 0428(22)5160	JR 青梅駅	※	   
	20	バリアフリーの小さな宿 雅樹雅（あじゅが）	〒407-0301 山梨県北杜市 高根町清里 3545-51	0551(48)5020 0551(20)7534	JR 清里駅	年中	   
	21	かんぽの宿 石和	〒406-0021 山梨県笛吹市 石和町松本 348-1	055(262)3755 055(262)3768	JR 石和温泉駅	※	     
	22	富士レークホテル	〒401-0301 山梨県南都留 郡富士河口湖町船津 1	0555(72)2209 0555(73)2700	富士急行河口湖駅	年中	     
	23	ペンション 山 ぼ う し	〒391-0301 長野県茅野市 蓼科高原ピラタスの丘	0266(67)5051 0266(67)6392	JR 茅野駅	年中	   
	24	ペンション さ ゆ か ら る	〒389-0406 長野県東御市 八重原 2649-1	0268(61)6171 0268(61)6172	しなの鉄道田中駅から タクシーで 10 分	年中	  
	25	旅館 は く ら	〒381-0401 長野県下高井 郡山ノ内町湯田中温泉	0269(33)3315 0269(33)4504	長野電鉄湯田中駅	年中	     
伊豆・箱根方面	26	バリアフリーペンション す ば る	〒100-0101 東京都大島町 元町 1-23-6	04992(2)1142 050(3406)4123	東海汽船 元町港 全日空 大島空港	年中	   
	27	源泉かけ流しの宿 箱 根 高 原 ホ テ ル	〒250-0522 神奈川県箱根 町湖尻桃源台 164	0460(84)8595 0460(84)9488	JR 小田原駅 小田急線 箱根湯本駅	6 か月前	    
	28	熱 川 ハ イ ツ	〒413-0302 静岡県賀茂郡 東伊豆町奈良本 1240-14	0120(56)1830 0557(23)1390	伊豆急行線 熱川駅	6 か月前	    
	29	バリアフリーペンション ひ ゆ っ か り	〒413-0235 静岡県伊東市 大室高原 5-116	0557(51)8255 0557(51)8255	JR 伊東駅	年中	    
	30	ウェルカム・イン サ ニ ー ス テ ッ プ	〒415-0012 静岡県下田市 白浜 1022-1	0558(22)1999 0558(22)6764	伊豆急行線下田駅	3 か月前	    
	31	ペンション 富 士 リ ゾ ー ト	〒418-0112 静岡県富士宮 市北山 7429-72	0544(54)1010 0544(54)1573	JR 新富士駅	年中	
	32	奥浜名湖温泉 かんぽの宿 浜名湖三ヶ日	〒431-1496 静岡県浜松市 北区三ヶ日町都築 2977-2	053(526)1201 053(526)1206	天竜浜名湖鉄道 東都筑駅	※	    
	33	三ヶ根温泉 かんぽの宿 三ヶ根	〒444-0701 愛知県西尾市 東幡豆町入会山 1-221	0563(62)2650 0563(62)2654	JR 東海道本線 三ヶ根駅 名鉄 西尾・蒲郡線 東幡豆 駅	※	    
	34	みはま温泉 かんぽの宿 知多美浜	〒470-3233 愛知県知多郡 美浜町奥田砂原 39	0569(54)1511 0569(87)1551	名古屋鉄道 知多奥田駅	※	    
	35	(社福)全国手話研修センター コ ミ ュ ニ テ ィ 嵯 峨 野	〒616-8372 京都府京都市 右京区嵯峨天龍寺広道町 3-4	075(871)9711 075(871)9713	JR 嵯峨嵐山駅	12 か月前	  
関西方面	36	神戸ポートピアホテル	〒650-0046 兵庫県神戸市 中央区港島中町 6-10-1	03(3256)5005 03(3256)5205	JR 新神戸駅 神戸空港	12 か月前	   

8-34 旅行者援護センター

身体障がい者の方が旅行する場合の東京駅関係の情報提供が受けられます。

- 対象

どなたでも利用できます

- 内容

身体障がい者が旅行する場合の東京駅関係の相談や情報提供等を受けることができます。

また、旅行中に生じた病気やけが等の簡単な応急処置など（看護師常駐、休養ベッド有）を行っています。

- お問い合わせ

〒100-0005 千代田区丸の内 1-9-1 JR 東京駅丸の内北口 B1F

東京駅旅行者援護センター

☎ 03-3287-1400 FAX 左と同じ

ホームページ <http://www.kousaikai.or.jp/public/tourist/index.htm>

8-35 あんしん狛江（地域権利擁護事業）

心身に障がいのある方や高齢の方が安心して地域生活を送ることができるよう、「あんしん狛江（狛江市社会福祉協議会）」が、必要な福祉サービスの利用の手続きや契約を結ぶお手伝いをしたり、日常的な金銭の管理を有償で行っています

● 対象

市内に居住し、次のいずれかに該当する方

- ① 知的障がい、精神障がい、認知症、物忘れが多いなどによる判断能力が十分でない方
- ② 身体障がい、高齢による支援の必要な方

● 内容・利用料金

次の2つの事業を行っています。

① 福祉サービス総合相談（福祉サービス総合支援事業）

福祉サービスの利用や、苦情、成年後見制度の利用についての各種ご相談を行っています。

また、弁護士による法律相談(福祉相談)(関連ページ⇨P16)も受けることができます。（要予約）

料金はどちらも無料で行っています。

② 福祉サービス利用援助（地域福祉権利擁護事業）

次のような業務を行っています。相談は無料で行っていますが、サービスについては、内容と時間に応じて、下表の料金がかかります。

- ① 福祉サービス利用援助：福祉サービスに関する相談、申請や契約の支援を行ないます。
- ② 日常生活支援サービス：郵便物の確認、各種届出など日常生活に必要な事務手続きを支援します。
- ③ 日常的な金銭管理：通帳のお預かりや預貯金の引き出し、公共料金の支払いなどを行います。

内容		利用料
福祉サービス利用援助		30 分まで 500 円 以後 30 分ごと 500 円
日常生活支援サービス		
日常的金銭管理	通帳を本人が持つ場合	1 時間まで 2,500 円 以後 30 分ごと 500 円
	通帳をあんしん狛江が預かる場合	
書類などの預かり		1 か月 1,000 円

※ 支援員が目的場所に到着してから、援助を終了して場所を離れるまでの時間です。

● お問い合わせ

あんしん狛江（狛江市社会福祉協議会内）

☎ 03-3488-5603 FAX 03-3430-9779

8-36 成年後見制度利用事業

判断能力の低下により、自らの財産の管理や日常生活を営むことが困難になっている方を法律的に保護し、支える成年後見制度の利用にかかる費用の一部を負担します。

● 対象

成年後見制度の利用を考えている本人、家族、その関係者

● 内容

次の2つの制度があります。

① 市長申立て制度

成年後見制度利用が必要な方のうち、身寄りがない、資産などが少ない等の理由で申立てが難しい方に対し、市長が申立人となる制度です。

② 成年後見人等報酬費助成制度

障害福祉サービスが必要な重度の知的障がい者及び精神障がい者のうち、家庭裁判所が定める成年後見人等の報酬を助成を受けなければ利用することが困難な方に対し、報酬等の一部を助成する制度です。成年被後見人の状態に応じて、上限額が設けられています。

● 費用

無料

● お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

9-1 JR・鉄道運賃の割引

心身障がい者（児）とその介護人が JR 線・連絡会社線を利用するとき、運賃が割引になります。

※連絡会社線とは JR と連絡運輸（乗車券の通し販売）の扱いをしている交通機関（私鉄各線、一部のバス路線、航路等）のことです。

● 対象

身体障害者手帳・愛の手帳を所持する方とその介護者



● 割引率

<JR の場合>

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
第 1 種心身障害者(児)が介護者とともに利用する場合	普通乗車券 回数券(バスを除く) 急行券(JR 線のみ) 定期券(小児を除く)	5 割 (バスの定期券は 3 割) 介護者も同率	JR 線（航路・バスを含む）及び 連絡会社線の各駅の相互間
12 歳未満の第 2 種心身障害児で介護者付添いの場合	定期券(介護者のみ)		
第 1 種及び第 2 種心身障害者(児)が単独で利用する場合	普通乗車券	5 割	同上 ただし、鉄道・航路は片道 100 キロを超える区間

※ 特急料金、グリーン料金は割引対象外です。

12 歳未満(12 歳の小学生含む)の障がい児は、小児運賃の 5 割引です。ただし、小児定期券は割引対象外です。

<私鉄各線（東京メトロ含む）の場合>

割引の内容は、JR と同じです。

ただし、最低運賃制度をとっている鉄道会社について、割引した額が最低運賃を下回る場合は、最低運賃を支払います。

● 購入方法

身体障害者手帳、愛の手帳を発売場窓口に提示し、行先、乗車券の種類等を口頭又はメモにより申し込んでください。

また、乗車中は必ず身体障害者手帳、愛の手帳を携帯してください。

● お問い合わせ

JR・私鉄各線の各駅

9-2 都営交通無料乗車券

都営地下鉄などで使える無料乗車券の発行を行っています。ただし、シルバーパスをお持ちの方は対象となりません。

● 対象

次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 愛の手帳をお持ちの方
- ③ 戦傷病者手帳をお持ちの方
- ④ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方（健康管理手当を受けている方）
- ⑤ 生活保護を受けている世帯のうち1人
- ⑥ 中国残留邦人等の支援給付を受けている方、又はその配偶者
- ⑦ 児童扶養手当を受けている世帯のうち1人

● 内容

都営地下鉄、都電、都バス、日暮里・舎人ライナーの全線無料乗車券が発行されます。

● 費用

無料

● 申請・お問い合わせ

- ①から④…福祉保健部 福祉サービス支援室
- ⑤から⑥…福祉保健部 生活支援課
- ⑦………児童青少年部 子育て支援課

9-3 精神障がいの方の都営交通乗車証

精神に障がいのある方に都営地下鉄などで使える無料乗車証の発行を行っています。ただし、シルバーパスをお持ちの方は対象となりません。

● 対象

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

● 費用

無料

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

都営地下鉄、都電、都営バス、日暮里・舎人ライナーの指定された定期券発売所

9-4 民営バス運賃の割引

障がい者本人とその介護者が民営バスを利用する際に、運賃が割引になります。

● 対象

次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 愛の手帳をお持ちの方
- ③ 本人の写真が添付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※ ①②の方で、第1種の手帳をお持ちの場合は、その介護者も対象となります。



● 利用路線

次のバス会社等の運行する系統が利用できます。ただし、都内の停留所で乗車し、都内の停留所で降車（下車）する場合に限ります。

朝日自動車	大島旅客自動車	小田急バス	神奈川中央交通	関東バス
京王バス	京成バス	京浜急行バス	国際興業	新日本観光自動車
西武バス	立川バス	東急バス	東武バス	都営バス
西東京バス	八丈町	日立自動車交通	三宅村	(50音順)

● 割引率・利用方法

利用区分	対象者	割引率	利用方法
手帳をお持ちの方が 単独で利用する場合	① 身体障害者手帳 ② 愛の手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳(写真添付のもの) ①から③をお持ちの方	5割	乗車時に手帳を提示 (パスモ・スイカを利用 する際は、乗務員に事前 にお申し出ください。)
介護人付添いで利用 する場合	① 第1種身体障害者手帳 ② 愛の手帳 ①、②をお持ちの方とその介護人	5割 (介護人も同じ)	下記窓口で発行される 「 心身障害者民営バス 乗車割引証 ①」を乗車 時に提示
定期券の購入	① 第1種身体障害者手帳 ② 第2種身体障害者手帳 ③ 愛の手帳 ①から③をお持ちの方、①又は③の介護人	3割 (小児定期は対象外)	下記窓口で発行される 「 定期券割引購入申込 書 」を購入時に提示

● 申請・お問い合わせ

身体障害者手帳をお持ちの方 …………… 福祉保健部 福祉サービス支援室

愛の手帳をお持ちの方（18 歳以上） … 東京都心身障害者福祉センター（⇨ P 23）

愛の手帳をお持ちの方（18 歳未満） … 世田谷児童相談所（⇨ P 25）

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 … 東京都福祉保健局精神保健・医療課

☎ 03-5320-4464

【割引に関するお問い合わせ】 …各バス会社

9-5 こまバス運賃の割引

心身障がい者の方が「こまバス」を利用する際に、運賃の割引を行っています。

● 対象

次のいずれかに該当する方

① 身体障害者手帳をお持ちの方

② 愛の手帳をお持ちの方

③ 本人の写真が添付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※ ①②の方で、第1種の手帳をお持ちの場合は、その介護者も対象となります。

● 割引率

乗車時に手帳の提示により 5 割引

● お問い合わせ

建設環境部 都市整備課

9-6 こまバスの福祉施設利用者等運賃助成

こまバスを利用して市内の福祉施設に通所等されている方に対し、無料乗車券を配布しています。

● 対象

次のいずれかの施設に通所又は利用登録をしている方

① あいとびあセンター内に勤務、通所する障がい者（児）と介護者（1 名まで）

② 岩戸児童センター・子ども家庭支援センター内のア) からウ) に利用登録をしている障がい児と介護者（1 名まで）

ア) 小学生クラブ

イ) ロッキークラブ

ウ) 子ども家庭支援センター

- ③ 和泉児童館内のア) からウ) に利用登録をしている障がい児と介護者（１名まで）

ア) いずみ子育てクラブ

イ) 小学生クラブ

ウ) どんぐりクラブ

● 配布乗車券の種類

ご利用された各施設で、以下の乗車券の配布をしています。

種別	枚数	有効期間
障がい者用（黄色）	2	なし
障がい児用（グレー）	2	なし

● 制限

シルバーパスをお持ちの方は対象となりません。

各種相談に来られた方、会議室の利用者は対象となりません。

● お問い合わせ

建設環境部 都市整備課

9-7 タクシー運賃等の割引

心身障がい者（児）がタクシーを利用する際に、手帳の提示により運賃が割引になります。

● 対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

（本人の写真添付により、本人確認を出来る場合に限りです。）

● 割引率

運賃の 10%

（ただし、精神障がい者割引は一部未実施の事業所があります。）

● お問い合わせ

社団法人 東京乗用旅客自動車協会

☎ 03-3264-8080 FAX 03-3221-7665



9-8 福祉タクシー券の交付

電車やバスなどの交通機関を利用することが困難な心身障がい者の方が、外出の際にタクシーを利用する場合、その利用料の一部を助成します。タクシー券の利用は原則として市と協定を結んでいる会社に限ります。また、タクシー運賃等の割引（→P129）と同時に利用することが出来ます。

● 対象

市内に住所を有する、次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1・2級の方（ただし、上肢又は聴覚による障がいを除きます。）
- ② 愛の手帳1・2度の方

● 助成額

1か月につき、2,800円

※ 4月に4から9月分、10月に10から3月分の利用券を送付します。

● 制限

次のいずれかに該当する場合は、対象となりません

- ① 障がい者本人の属する世帯員のうち、最も所得の高い方の前年の所得が基準額を超える場合（→P131）
- ② 自動車ガソリン費助成を受けている場合（→P133）

● 協定タクシー会社

次ページ参照。（協定タクシー会社は平成24年4月1日時点のものであり、今後変更等が生じる場合がありますので、ご利用の際には、お問い合わせ先又は、各タクシー会社にお問い合わせください。）

● 申請

次のものを持って、窓口へ申請をしてください。

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳
- ② 印鑑（朱肉を使うもの）

※ その年の1月1日以降に市内に転入された方は、本人（扶養義務者がいる場合はその方の分も）の（非）課税証明書が必要な場合があります。

● お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

〔所得制限表〕

住民票上の世帯のうち、最も所得の高い方の所得基準

扶養親族数	所得基準額
0 人	3,604,000 円
1 人	3,984,000 円
2 人	4,364,000 円
3 人	4,744,000 円
4 人	5,124,000 円
5 人	5,504,000 円
6 人以上	1 人につき 38 万円加算

〔協定タクシー会社一覧〕

※協定タクシー会社とは、障がい者（児）に対して福祉の増進を図る目的の「狛江市福祉タクシー利用事業」に賛同する事業者です。

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

飛鳥交通第三株式会社 ☎042-326-0039	綾介護タクシー ☎042-499-3669	アロハ介護タクシー ☎080-6576-9678	イースタンモータース東京株式会社 ☎03-3309-5103 (車いす用)☎03-5497-0812
ウィル介護タクシーグループ ☎0120-151-771	大きい空フューチャータクシー ☎080-3794-2981	小田急交通株式会社 ☎03-3406-7171	介護タクシーあゆむ(株式会社歩) 0120-918-842
介護タクシーしらゆり ☎090-3813-8499	介護タクシーはるかぜ送迎 ☎070-5568-0063	介護タクシー優楽 ☎090-2762-8341	介護タクシーリズム ☎070-5553-9364
かいごのメジャー (株式会社メジャースタッフ) ☎042-326-6777	株式会社京浜キャブシステム ☎03-5758-6960	株式会社日本ケアサポート ☎0120-916-413	株式会社グリーンキャブ (市内から)☎03-5438-7611 (23 区から)☎03-3203-8181
株式会社 Smile Care(スマイルケア) ☎0120-41-9905	ケアステーション太陽 (合同会社 太陽サービス) ☎042-378-0038	京王自動車株式会社 ☎042-480-9966	コンドル馬込交通株式会社 ☎03-5377-2001
三幸自動車株式会社 ☎042-461-2775	チェッカーキャブ無線協同組合 ☎03-3573-3751	つくば観光交通株式会社 ☎042-360-8989	東栄興業株式会社 ☎03-5727-3500
東京都個人タクシー協同組合 ☎03-3383-3111	東京無線協同組合 ☎03-3361-2111	東都タクシー無線協同組合 ☎03-3590-1010	日個連東京都営業協同組合 ☎03-5976-6011
日本交通立川株式会社 ☎0120-88-2151	ハンディキャブこまえ ☎03-3480-5433	日の丸交通株式会社 ☎03-3814-1111	福祉移送サービス株式会社 ☎0120-857-365
富士電物流株式会社 ☎044-978-1141	平和交通羽田営業所 ☎03-3741-3111	美善交通株式会社 ☎042-483-4019	向ヶ丘交通株式会社イースタン ☎044-877-3933
リムジンケアサービス株式会社 ☎0120-299-005	NPO 法人ライフサポートこころ ☎0120-550-592		

9-9 ハンディキャブこまえ（障がい者移送サービス）

障がいによる移動が困難な方が、外出や社会参加をするときに利用できる福祉車両（福祉タクシー）の運行を行っています。

● 対象

狛江市に居住する方で、利用登録をされた次のいずれかに該当する方

- ① 車いすを使用している方
- ② 歩行が困難な方
- ③ 視覚障がいの方
- ④ 知的障がいの方
- ⑤ その他、移動が困難と認められる方

● 利用時間

午前8時から午後6時（時間外の運行も、ご相談に応じています。）

※ 原則介護者の付添いが必要です。

● 利用料金

30分 500円（ただし、早朝・夜間・休日は600円）と走行距離1kmにつき50円加算

※ 市内の移動の場合は一律700円

利用会員となるために、年会費が3,000円別途必要になります。

● 利用予約

利用希望日の前月から電話又はFAXで受け付けしています。

希望日の1週間前までにご連絡ください。

● 所在地

〒201-0012 狛江市中和泉3-36-22 アビタシオンⅠ 103

特定非営利活動法人 ハンディキャブこまえ

月から金曜日 午前9時から午後5時

☎ 03-3480-5433 FAX：左と同じ

Eメール hc-komae@clock.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.hc-komae.com>

9-10 自動車ガソリン費助成

障がいをお持ちの方の移動を支援するため、ガソリン費用の一部を助成します。

● 対象

市内に3か月以上住所がある次の①又は②のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1から3級の方で、自己所有の自動車を自ら運転している方
- ② 次のいずれかの等級の方で同一世帯又は同一住所に移動の介助を行う方がおり、介助者が所有する自動車をもっぱら介助が必要な方に使用する場合
 - 1) 身体障害者手帳1・2級の方（上肢機能障がいと聴覚障がいを除く。）
 - 2) 愛の手帳1・2度の方

● 助成額

1か月800円（15リットル分）まで

● 制限

福祉タクシー券（⇨P130）との併給はできません

※ 現在福祉タクシー券の助成を受けている方で、上記対象となる場合は変更することができます

● 申請

次のものを持って、窓口申請をしてください。

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳
- ② 運転免許証（対象の②に該当する場合は、介助者のもの）
- ③ 自動車の車検証又は届出済証（対象の②に該当する場合は、介助者のもの）
- ④ 印鑑（朱肉を使うもの）
- ⑤ 助成の対象となる障がい者（児）本人の銀行口座番号が分かるもの



● 助成方法

毎年4月、8月、12月の各月10日までに、その前月までの分の領収書を添えて、請求をしてください。
請求書が正式に受理された後、30日以内に指定された名義の銀行口座等に振り込みます。

● 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

9-11 駐車禁止の対象除外

障がいをお持ちの方が車を利用して外出する際に、道路標識等で駐車が禁止されている場所やパーキングメーター等が設置された時間制限駐車区間で、駐車禁止等除外標章の交付を受けた障がい者本人が使用中の車両であり、かつ標章を掲出した場合に限り規制対象から除外されます。

● 対象

次のいずれかに該当する方

種別		対象となる障がいの程度
視覚障がい		1 から 3 級、4 級の 1
聴覚障がい		2 から 3 級
平衡機能障がい		3 級
上肢機能障がい		1 から 2 級、2 級の 2
下肢機能障がい		1 から 4 級
体幹機能障がい		1 から 3 級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい	1 から 2 級(一上肢のみに障がいがある場合を除く)
	下肢機能障がい	1 から 4 級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障がい		1 ・ 3 級
肝臓機能障がい		1 から 3 級
免疫機能障がい		1 から 3 級
戦傷病患者	上肢、下肢、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓機能障がい	特別項症から第 3 項症
手帳	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障がい	特別項症から第 4 項症
愛の手帳		1 から 2 度
精神障害者保健福祉手帳 (精神通院医療に係る自立支援医療費の給付を受けている場合のみ)		1 級
小児慢性疾患児手帳		色素性乾皮症の認定を受けている方

● 制限

次のような場合には、許可されません

- ① 交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯や場所の駐車
- ② 目的地での用途内容からみて必要以上の長時間の駐車
- ③ 駐車方法違反となる場所（時間制限駐車区間・齢運転者等専用駐車区間の枠外）での駐車

● 申請

次のものを持って、標章の交付申請をしてください。

- ① 障がい等を証明する手帳
- ② 住民票（発行から 3 か月以内のもの）
- ③ 印鑑
- ④ 申請代理人が申請する場合は、申請者との続柄が確認できるもの

- お問い合わせ

〒182-0022 調布市国領町 2-25-1

調布警察署 ☎ 042-488-0110

ホームページ <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/8/chofu/index.htm>

関連リンク <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotu/jogai/jogai.htm>（警視庁ホームページ）

9-12 有料道路通行料金の割引

有料道路を通行する場合に、有料道路料金所で手帳の提示をすることにより、5割引になります。
ただし、事業用や法人用の自動車は対象となりません。

- 対象

次のいずれかに該当する方

- ① 障がい者本人が運転をする場合
身体障害者手帳をお持ちのすべての方
- ② 障がい者本人以外が運転し、本人が同乗する場合
第1種の身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方

- 申請

次のものを持って、窓口へ申請をしてください。

ETC を利用しない場合	ETC を利用する場合
①身体障害者手帳又は愛の手帳	①身体障害者手帳又は愛の手帳
②運転免許証(障がい者本人が運転をする場合のみ)	②運転免許証(障がい者本人が運転をする場合のみ)
③車検証（原本に限る）	③車検証（原本に限る）
	④車載器セットアップ申込書・証明書
	⑤ETC カード(20 歳以上は本人名義のものに限る)

- 申請・お問い合わせ

福祉保健部 福祉サービス支援室

9-13 フェリー運賃の割引

心身障がい者の方がフェリーを利用する場合に、利用運賃の一部が割引されます。

- 対象

身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方とその介護者

- 内容

- ① 第1種身体障害者又は第1種知的障害者とその介護者は、おおむね5割引
- ② 第2種身体障害者又は第2種知的障害者は、本人のみおおむね5割引

- お問い合わせ

各フェリー会社

9-14 航空運賃の割引

心身障がい者の方が国内の航空機を利用する場合に、航空運賃の一部が割引されます。

- 対象

次のいずれかに該当する方

- ① 12歳以上の第1種身体障害者又は第1種知的障害者とその介護者
- ② 12歳以上の第2種身体障害者又は第2種知的障害者
- ③ 戦傷病者手帳をお持ちの方

- 内容

普通大人片道運賃からおおむね3割引

※ 利用日や区間によって異なります。詳しくは各航空会社までお問い合わせください。

- お問い合わせ

各航空会社

10-1 障がい者のマーク

マーク	マークの説明	お問い合わせ先
	障がい者のための国際シンボルマーク(車いすマーク) このマークは「障がい者が容易に利用できる建物・施設である」ことを明確に示す世界共通のシンボルマークであり、障がい者の生活圏拡大運動を広めることを目的としています。個人所有の自動車にこのマークを表示した場合でも道路交通法上の規制を免れる等の法的効力はありませんので、ご注意ください。	財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 http://www.jsrpd.jp/ ☎ 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
	盲人のための国際シンボルマーク(車いすマーク) このマークは世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通のシンボルマークです。信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍などに設置・添付されています。例えばこのマークのついた信号機は、視覚障がい者が安全に横断できるよう、信号時間が長めに設定されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 http://homepage2.nifty.com/welblind/ ☎ 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886
	耳マーク このマークは聞こえが不自由なことを表す国内で使用されているマークです。このマークを提示された場合は、「口元をしっかりと見せて話す」、「筆談でやりとりをする」などのコミュニケーションの方法に配慮が必要です。このマークは聴覚障がいの方が自発的に使用するもので、法令等で決められたものではありませんが、聴覚障がいのマークとして配慮をお願いします。	社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 http://www.zennancho.or.jp/ FAX 03-3354-0046 E-mail zennancho@zennancho.or.jp
	ハート・プラスマーク 身体の内部に障がいのある方を示しています。心臓疾患などの身体の内部障がいは、外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。このマークは内部障がいの方が自発的に使用するもので、法令等で決められたものではありませんが、内部障がいのマークとして配慮をお願いします。	特定非営利法人 ハート・プラスの会 http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/ ☎ 050-5203-0261 FAX 052-711-0180
	オストメイトマーク オストメイト(人工肛門・人工膀胱を使用している方)を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレの入り口や案内誘導プレートに表示されています。	社団法人日本オストミー協会 http://www.joa-net.org/ ☎ 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
	身体障害者標識(身体障がい者マーク) 普通運転免許を所持している方で、肢体不自由であることを理由に条件を付されている方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けている車に幅寄せや割り込みを行った場合は、道路交通法違反となります。カー用品店や運転免許試験場の売店などで購入することができます。表示は努力義務で、表示しないことによる罰則等はありません。	調布警察署 ☎ 042-488-0110 成城警察署 ☎ 03-3482-0110
	聴覚障害者標識(聴覚障がい者マーク) 普通運転免許を所持している方で、政令で定める程度の聴覚障がいのあることを理由に条件を付されている方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けている車に幅寄せや割り込みを行った場合は、道路交通法違反となります。カー用品店や運転免許試験場の売店などで購入することができます。表示は義務であり、表示しない場合は道路交通法違反となります。	調布警察署 ☎ 042-488-0110 成城警察署 ☎ 03-3482-0110
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬を言います。身体障害者補助犬法に定められた補助犬を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。公共の施設や交通機関、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間の施設では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 自立生活支援課 ☎ 03-5320-4147 FAX 03-5388-1408

10-2 各種所得制限表

- 重度心身障害者手当・心身障害者福祉手当・心身障害者医療費助成（マル障）・児童育成手当
 - ・受給資格者本人の所得制限（重度心身障害者手当、心身障害者医療費助成では20歳未満（社会保険本人は除く）のときは世帯主の所得による。）があります。

扶養親族数	重度心身障害者 手 当	心 身 障 害 者 福 祉 手 当	心 身 障 害 者 医 療 費 助 成	児 童 育 成 手 当
0 人	3,604,000 円			
1 人	3,984,000 円			
2 人	4,364,000 円			
3 人	4,744,000 円			
4 人	5,124,000 円			
5 人	5,504,000 円			
6人以上	1人につき 38 万円加算			

- 乳幼児医療費助成(マル乳)・義務教育就学児医療費助成(マル子)・ひとり親家庭等医療費助成(マル親)
 - ・乳幼児医療費助成（マル乳）は、乳幼児を育てている者の所得による制限はありません。
 - ・義務教育就学児医療費助成（マル子）は、義務教育就学児（小・中学生）を育てている者の所得制限があります。
 - ・ひとり親家庭等医療費助成（マル親）は、ひとり親家庭など本人及びその配偶者・扶養義務者等の所得制限があります。

扶養親族数	義務教育就学児医療費助成(マル子)		ひとり親家庭等医療費助成(マル親)	
	国民年金加入者	厚生年金加入者	ひとり親家庭等本人	配偶者・扶養義務者
0 人	460 万円	532 万円	192 万円	236 万円
1 人	498 万円	570 万円	230 万円	274 万円
2 人	536 万円	608 万円	268 万円	312 万円
3 人	574 万円	646 万円	306 万円	350 万円
4 人	612 万円	684 万円	344 万円	388 万円
5 人	650 万円	722 万円	382 万円	426 万円
6人以上	1人につき 38 万円加算			

- 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当
 - ・受給資格者本人の所得による制限及びその配偶者・扶養義務者の所得による制限があります。

扶養親族数	特別児童 扶養手当	特別障害者手当 障害児福祉手当	配偶者・ 扶養義務者
0 人	4,596,000 円	3,604,000 円	6,287,000 円
1 人	4,976,000 円	3,984,000 円	6,536,000 円
2 人	5,356,000 円	4,364,000 円	6,749,000 円
3 人	5,736,000 円	4,744,000 円	6,962,000 円
4 人	6,116,000 円	5,124,000 円	7,175,000 円
5 人	6,496,000 円	5,504,000 円	7,388,000 円
6人以上	1人につき 38 万円加算		1人につき 21 万 3,000 円加算

10-3 各種手当金額等一覧

〔記号の意味〕身…身体障害者手帳 愛…愛の手帳

掲載 ページ	手当の種類	年齢・障がいの程度等		手当月額	支払月
P54	心身障害者福祉手当（市制度）	0歳から20歳未満	身 1から4級	5,400 円	4・8・12月の10日頃
			愛 1から4度		
		20歳から65歳未満	身 3から4級		
			愛 4度		
	心身障害者福祉手当（都制度）	20歳から65歳未満	身 1・2級	15,500 円	
			愛 1から3度		
			脳性麻痺・進行性筋萎縮症		
P55	東京都重度心身障害者手当	65歳未満		60,000 円	毎月20日頃
P56	特別障害者手当（国制度）	20歳以上		26,340 円	2・5・8・11月の10日頃
P57	障害児福祉手当（国制度）	20歳未満		14,430 円	2・5・8・11月の10日頃
P58	特別児童扶養手当（国制度）	児童に障がいがあるとき	重度障がい児	50,400 円	4・8・11月の10日頃
			中度障がい児	33,570 円	
P59	児童扶養手当（国制度）	ひとり親家庭の父又は母などで、一定の所得以内の方		全部支給 41,430 円 一部支給 41,420 円から9,780 円	4・8・12月の10日頃
P60	児童育成手当（育成手当）	18歳到達時の最初の3月31日までの児童で一定の要件の方		13,500 円	2・6・10月の10日頃
P61	児童育成手当（障害手当）	20歳未満	身 1・2級	15,500 円	2・6・10月の10日頃
			愛 1から3度		
			脳性麻痺・進行性筋萎縮症		
P62	難病者福祉手当（市制度）	年齢制限なし	東京都難病者医療費助成を受けている方	5,400 円	2・6・10月の10日頃

10-4 市内の障がい者関係団体・事業所一覧

〔障がい者（児）関係団体〕

団体名	主な対象の障がい	代表者	☎ / FAX
NPO 狛江さつき会	精神障がい	三島 瑞子	☎ 03-3430-5221
NPO 法人あすなろ	肢体不自由	大西 誠子	☎ 03-3489-5257
狛江視覚障害者協会	視覚障がい	堤 恒雄	☎ 03-3480-5208
狛江市身体障害者福祉協会	身体障がい	有賀 正隆	☎・FAX 03-3480-3250
狛江市聴覚障害者協会	聴覚障がい	若山 和子	FAX 03-3489-3165
狛江市手をつなぐ親の会	知的障がい	森井 道子	☎・FAX 03-6751-3802
ぱる親の会	障がい児	荒井 朋美	☎ 03-3488-5166

(50 音順)

〔事業所〕（事業所の所在地が P 141 に掲載されています）

※ 主な対象障がいの略称の説明 身体障がい者：■ 知的障がい者：■ 精神障がい者：■ 障がい児：■

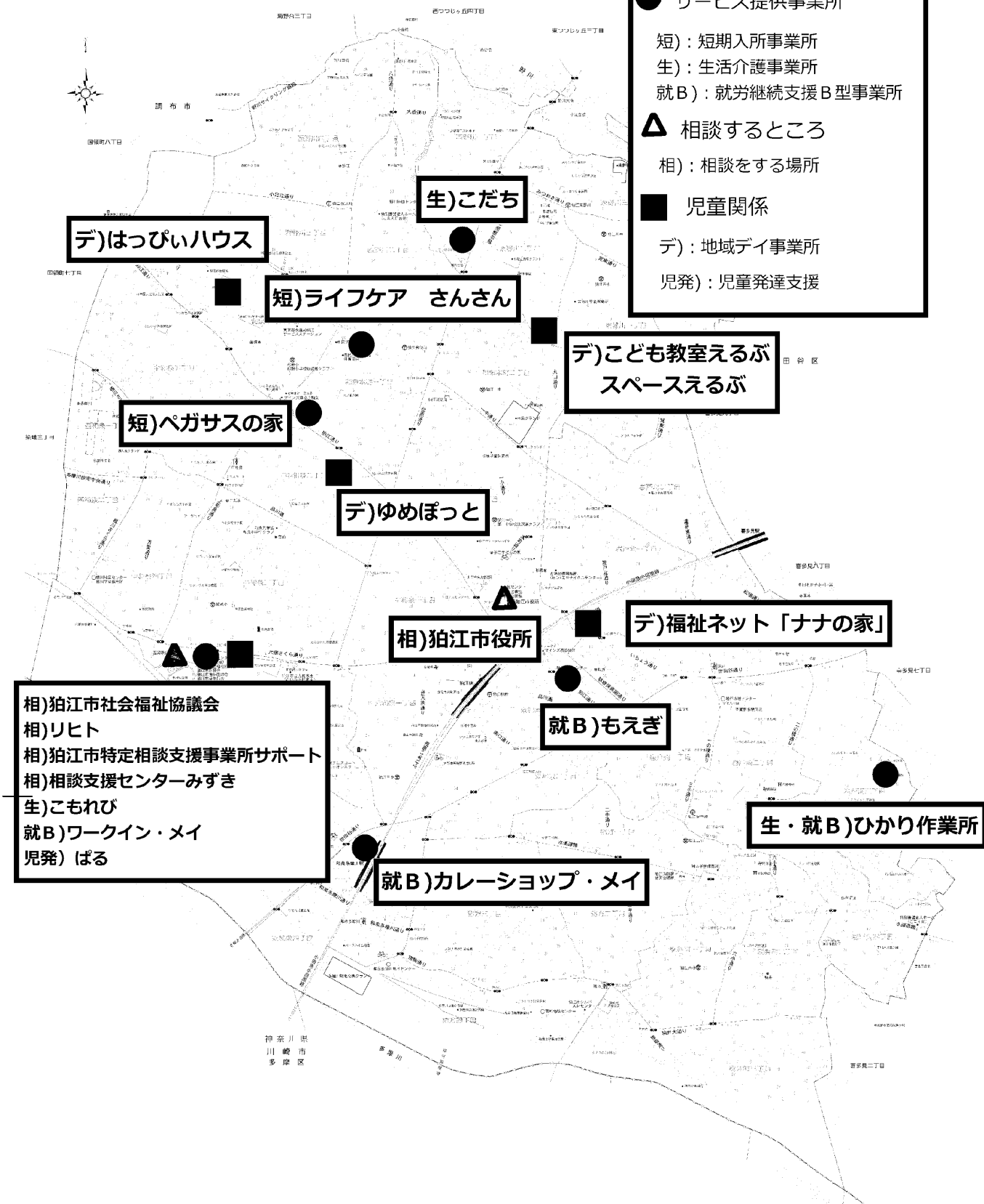
事業所名	主な対象 障がい	サービス種別	☎
こまえ工房 こだち	■ ■ ■	生活介護	03-3488-8115
こまえ工房 こもれび	■ ■ ■	生活介護	03-3480-1443
こまえ工房 もえぎ	■ ■ ■	就労継続支援 B 型	03-3430-4422
ひかり作業所	■ ■	生活介護 就労継続支援 B 型	03-3489-6452
ワークイン・メイ	■	就労継続支援 B 型	03-3480-8187
カレーショップ・メイ	■	就労継続支援 B 型	03-3480-3468
ペガサスの家	■ ■ ■ ■	短期入所	03-5438-2776
ライフケア さんさん	■ ■ ■	短期入所	03-3489-5257
えるば	■	地域デイ	03-3480-2808
はっぴいハウス	■	地域デイ	03-5497-7343
福祉ネット「ナナの家」	■	地域デイ	03-5438-2773
ゆめぽっと	■	地域デイ	03-3489-6570
子ども発達教室“ぱる”	■	児童発達支援	03-3488-0294
地域生活支援センターリヒト	■ ■ ■	特定相談支援事業 一般相談支援事業	03-3480-6656
狛江市特定相談支援事業所サポート	■ ■ ■	特定相談支援事業	03-3430-9779
相談支援センター みずき	■ ■ ■ ■	特定相談支援事業 一般相談支援事業	080-4804-2356 (相談電話)

10-5 市内の事業所一覧

(平成24年3月末現在)

《記号の意味》

- サービス提供事業所
 - 短)：短期入所事業所
 - 生)：生活介護事業所
 - 就B)：就労継続支援B型事業所
- △ 相談するところ
 - 相)：相談をする場所
- 児童関係
 - デ)：地域デイ事業所
 - 児発)：児童発達支援



10-6 公共機関等の一覧

	名称	所在地	☎	Fax
ア	あんしん狛江	〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1	03-3488-5603	03-3430-9779
カ	狛江市社会福祉協議会	〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1	03-3488-0294	03-3430-9779
	狛江市役所	〒201-8585 狛江市和泉本町 1-1-5	03-3430-1111	—
	狛江消防署	〒201-0003 狛江市和泉本町 1-23-10	03-3480-0119	—
サ	サポート	〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1	03-3488-0294	03-3430-9779
	世田谷児童相談所	〒156-0054 世田谷区桜丘 5-28-12	03-5477-6301	03-5477-6300
	相談支援センター みずき	〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1		080-4804-2356
タ	多摩自動車税事務所	〒186-0001 国立市北 3-30	042-522-8271	—
	多摩府中保健所	〒180-0013 武蔵野市西久保 3-1-22	042-362-2334	042-360-2144
	調布警察署	〒182-0022 調布市国領町 2-25-1	042-488-0110	—
	調布サービスステーション	〒182-0022 調布市国領町 7-29-5	0570-091-101	042-548-5115
	東京しごと財団	〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3-8 F	03-5211-2681	03-5211-2329
	東京障害者職業センター多摩支所	〒190-0012 立川市曙町 2-38-5-5 F	042-529-3341	042-529-3356
	東京税関	〒135-8615 江東区青海 2-7-11	03-3529-0700	03-3599-6467
	東京都住宅供給公社 募集センター	〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67-3F	03-3498-8894	—
	東京都障害者福祉会館	〒108-0014 港区芝 5-18-2	03-3455-6321	03-3453-6550
	東京都立小児総合医療センター(こころの相談)	〒183-8561 府中市武蔵野台 2-8-29	042-312-8119	—
	東京都心身障害者福祉センター	〒162-0052 新宿区戸山 3-17-2	03-3203-6141	03-3203-6185
	東京都心身障害者福祉センター多摩支所	〒186-0003 国立市富士見台 2-1-1	042-573-3311	042-576-5295
	東京都聴覚障害者自立支援センター	〒150-0011 渋谷区東 1-23-3	03-5464-6058	03-5464-6059
	東京都庁 主税局総務部総務課相談広報係	〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1	03-5388-2924	—
	東京都庁 生活文化局広報課	〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1	03-5388-3093	03-5388-1329
	東京都庁 建設局公園緑地部	〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1	03-5320-5376～7	03-5388-1532
	東京都中部総合精神保健福祉センター	〒156-0057 世田谷区上北沢 2-1-7	03-3302-7575	03-3302-7839
	多摩総合精神保健福祉センター	〒206-0036 多摩市中沢 2-1-3	042-376-1111	042-376-6885
	東京都難病相談・支援センター	〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1	03-3446-0220	—
	東京都発達障害者センター(TOSCA)	〒156-0055 世田谷区船橋 1-30-9	03-3426-2318	03-3706-7242
	東京都盲ろう者支援センター	〒111-0053 台東区浅草橋 1-32-6-2F	03-3864-7003	03-3864-7004
	都市再生機構 東日本賃貸住宅本部	〒163-1382 新宿区西新宿 6-5-1	03-3347-4375	—
	都市再生機構 UR 新宿営業センター	〒163-1302 新宿区西新宿 6-5-1-2F	03-3347-4330	—
	都税総合事務センター	〒171-8517 豊島区西池袋 1-17-1	0570-064-171	03-5951-8739
ナ	西河原公民館	〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1	03-3480-3201	—
ハ	府中年金事務所	〒183-8505 府中市府中町 2-12-2	042-361-1011	—
	府中都税事務所	〒183-8549 府中市寿町 3-4-6	042-364-2288	—
	武蔵府中税務署	〒183-8548 府中市本町 4-2	042-362-4711	—
ラ	リヒト	〒201-0013 狛江市元和泉 2-35-1	03-3480-6656	—

さくいん

あ

あいとぴあセンタープール	117
愛の手帳（療育手帳）	43
青い鳥郵便葉書の無償配布	102
あんしん狛江	123

い

育成医療	70
移動支援事業	50

え

笑顔サービス（有料家事援助サービス）	53
N H K受信料の減免	86
N T T電話番号の無料案内(ふれあい案内)	87
N T Tファックス104	87

お

オストメイトマーク	137
-----------	-----

か

ガイドヘルパーネットワーク	51
ガイドヘルプ（移動支援）	50
家族介護用品支給事業	100
ガソリン費助成	133
家庭ごみ処理手数料の減免	101
関税の免除	84

き

希望点訳・個人朗読(プライベートサービス)	110
共同生活援助（グループホーム）	8
共同生活介護（ケアホーム）	8
居宅介護（ホームヘルプ）	8,47
緊急通報無線システムの貸与	104

く

グループホーム（共同生活援助）	8
車いすの貸出し	100

け

ケアホーム（共同生活介護）	8
軽自動車税の減免	80
携帯電話基本料金の割引	88
携帯メール 110 番・119 番通報	112

こ

更生医療	70
航空運賃の割引	136
高次脳機能障がい者相談	32
行動援護	8,48
広報東京都の点字・テープ版	109
声の広報	109
国立劇場・新国立劇場の割引	91
国立博物館・美術館の無料入館	90
こころの健康相談室（精神保健相談）	22
個人事業税の減免	83
狛江市社会福祉協議会	16
狛江市福祉保健部（福祉総合相談）	15
こまバス運賃の割引	128
こまバスの福祉施設利用者等運賃助成	128
コミュニケーション支援事業	9,115

さ

在宅重症心身障害児(者)訪問事業	52
サポート	16

し

J R・鉄道運賃の割引	125
施設入所支援	8
児童育成手当（育成手当）	60
児童育成手当（障害手当）	61
自動車運転免許取得費の助成	106

自動車改造費の助成	107
自動車ガソリン費助成	133
自動車税・自動車取得税の減免	80
児童扶養手当	59
重度障害者等包括支援	8
重度心身障害者福祉手当	55
重度脳性麻痺者介護人派遣事業	52
重度訪問介護	8,47
就労移行支援	8
就労継続支援	8
住民税の非課税	80
就学相談	35
手話通訳の配置	21
手話通訳者の派遣	115
障害基礎年金	64
障害厚生年金	66
障害児福祉手当	57
障がい者移送サービス	132
障害者控除（住民税・所得税）	79
障がい者のマーク	137
障害手当金	66
小児精神障害者入院医療費助成制度	73
小児慢性疾患の医療費助成	72
自立訓練（機能訓練）	8,49
自立訓練（生活訓練）	8,49
自立支援医療（育成医療）	70
自立支援医療（更生医療）	70
自立支援医療（精神通院医療）	70
心身障害者（児）医療費助成制度（マル障）	69
心身障害者福祉手当	54
心身障害者扶養共済制度	68
身体障がい者相談員	19
身体障害者手帳	39
身体障がい者マーク	137

す

水道・下水道料金の減免	85
-------------	----

せ

生活介護	8,49
生活福祉資金の貸付	16
精神障害者保健福祉手帳	45
精神通院医療	70
精神保健相談（こころの健康相談室）	22
成年後見制度利用事業	124
世田谷児童相談所	25
ぜん息医療費助成制度(大気汚染医療費助成)	76
専門対面リーディングサービス	111

そ

相続税の軽減	82
相談支援センター みずき	19
贈与税の非課税	82

た

大気汚染医療費助成制度	76
大活字本の貸出し	107
対面朗読	108
タクシー運賃等の割引	129
タクシー券	130
宅配サービス	108
多摩総合精神保健福祉センター	27
多摩府中保健所	26
短期入所（ショートステイ）	8,49

ち

知的障がい者相談員	19
知的障害者青年期相談室（明るい相談室）	32
駐車禁止の対象除外	134
中部精神保健福祉センター	27
聴覚障がい者コミュニケーション機器の貸出し	114

聴覚障がい者マーク・・・・・・・・・・137

て

点字資料の貸出し・・・・・・・・・・107

点字即時情報ネットワーク事業・・・・・・・・110

と

都議会だよりの点字・テープ版・・・・・・・・109

東京しごと財団・・・・・・・・・・92

東京障害者職業センター多摩支所・・・・・・・・93

東京都重度心身障害者手当・・・・・・・・55

東京都小児総合医療センター・・・・・・・・36

東京都障害者休養ホーム・・・・・・・・119

東京都障害者福祉会館(福祉相談)・・・・・・・・29

東京都心身障害者福祉センター・・・・・・・・23

東京都心身障害者扶養共済制度・・・・・・・・68

東京都世田谷児童相談所・・・・・・・・25

東京都立多摩総合精神保健福祉センター・・・・27

東京都多摩府中保健所・・・・・・・・26

東京都立中部総合精神保健福祉センター・・・・27

東京聴覚障害者自立支援センター・・・・・・・・31

東京都難病相談・支援センター・・・・・・・・33

東京都発達障害者支援センター（TOSCA）・・28

東京都盲ろう者支援センター・・・・・・・・30

都営交通無料乗車券・・・・・・・・126

都営住宅・・・・・・・・104

特定疾病療養受療証制度（マル長）・・・・74

特別児童扶養手当・・・・・・・・58

特別障害給付金・・・・・・・・67

特別障害者手当・・・・・・・・56

都税納税通知書の点字サービス・・・・・・・・84

都立施設の割引制度・・・・・・・・88

な

難病者医療費助成制度(マル都)・・・・73

難病者相談・・・・・・・・22

難病者福祉手当・・・・・・・・62

に

日常生活用具費の支給・・・・・・・・96

日中一時支援事業・・・・・・・・9,50

ニュー福祉定期郵便貯金・・・・・・・・103

日本司法支援センター（法テラス）・・・・38

は

ハンディキャブこまえ・・・・・・・・132

ひ

B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成・・・・75

ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)・・・・78

ふ

フェリー運賃の割引・・・・・・・・136

福祉タクシー券・・・・・・・・130

不在者投票・・・・・・・・116

扶養共済・・・・・・・・68

ふれあい案内・・・・・・・・87

ほ

法テラス・・・・・・・・38

訪問入浴サービス・・・・・・・・51

法律相談（福祉相談）・・・・37,123

ホームヘルプ・・・・・・・・8,47

補助犬の給付・・・・・・・・116

ほじょ犬マーク・・・・・・・・137

補装具費の支給・・・・・・・・95

ま

マル子制度・・・・・・・・77

マル親制度・・・・・・・・78

マル障制度・・・・・・・・69

マル長制度・・・・・・・・74

マル都制度・・・・・・・・73

マル乳制度・・・・・・・・・・・・・76

マル優制度・・・・・・・・・・・・・81

み

みずき・・・・・・・・・・・・・19

耳マーク・・・・・・・・・・・・・137

民営バス運賃の割引・・・・・・・・・・127

民生委員・児童委員・・・・・・・・・・20

ゆ

U R 都市機構の住宅優遇制度・・・・・・・・105

U R 賃貸住宅の住宅相談・・・・・・・・106

郵便等による不在者投票・・・・・・・・116

郵便料金の減免・・・・・・・・・・・・・102

有料道路通行料金の割引・・・・・・・・135

よ

養育医療・・・・・・・・・・・・・75

要約筆記者の派遣・・・・・・・・・・・・・115

り

利子所得の非課税（マル優制度）・・・・・・・・81

リヒト・・・・・・・・・・・・・18

療養介護・・・・・・・・・・・・・8,48

旅行者援護センター・・・・・・・・・・122

れ

レファレンスサービス・・・・・・・・・・111

ろ

録音資料の貸出し・・・・・・・・・・・・・107

録音図書再生機器の貸出し・・・・・・・・108

平成 24（2012）年度版

障がい者（児）福祉のしおり 番号 H23-72

平成 24 年 3 月発行

編集及び発行：狛江市福祉保健部福祉サービス支援室

〒201-8585 狛江市和泉本町 1-1-5

☎：03-3430-1111（代表）

庁内印刷 無償